

## <資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

### 1 自治体運営

→

### (1) 参加と協働

→

### ① 情報共有・市民参加と協働の促進

| 事務事業名       | 所管課係名         | 計画(Plan) |   |   | 実施(Do)<br>事業費(円) | 評価(Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善(Action)   |  |  | 総合判定 |
|-------------|---------------|----------|---|---|------------------|--------------------------|---|--|--|------|
|             |               | 対象       | 意図  | 手段  |                  |                          | 現時点における課題   | 課題に対する対応方策   | 今後の方向性   |      |
| 情報公開・個人情報保護 | 総務課法制係        | 市民       | 公文書の公開及び情報提供を推進することで、市民の市政に対する理解と信赖を深め、公正で民主的な透明性の高い市政を確立する。また、市の機関が保有する個人情報の開示及び訂正を請求する権利を明らかにし、個人の権利利益の侵害を防止し、公正で民主的な市政を推進する。 | 条例に基づく適正な情報公開及び個人情報の開示を行う。また、情報公開の推進及び個人情報の適正かつ円滑な運用を図るために、「芦別市情報公開・個人情報保護審査会」を開催する。  | 50,280           | B                        | 一概に件数だけで判断できうるものではないものの、目標とする請求件数及び件数に届いていない状況にある。                                  | 市民が、制度を利用しやすい環境づくりが必要である。  | これまで、広報に載せていた実績報告等に加え、制度趣旨、請求方法等についてもホームページにも掲載し、更なる周知を図りながら継続していくものとする。   | 現状   |
| 広報業務        | 企画政策課秘書係      | 市民       | 市政の基本方針をはじめ、業務・事業紹介、制度改正、市民活動団体の紹介等、市民生活に係る事項についてできる限り多くのことを多くの市民等へ周知を図り、市政参加への一助とする。   | ・広報あしひつの発行～A4版、月平均17ページ、毎月1日付、年12回発行。取材、編集、印刷製本業務を委託。広報紙は、町内会へ各戸配布を依頼しているほか、ホームページへの掲載、公共施設、JR駅、郵便局、医療機関等にも設置。<br>・街頭放送の実施～年2回<br>・車体広告の実施～年12回 | 16,882,284       | A                        | 行政から的一方的な情報発信に留まることのないよう、多くの市民に親しまれ、興味を持って情報収集出来るよう配慮した紙面を構築する必要がある。                | 広報紙の有する公共性や公平性を損なわず高齢化社会に対応した紙面にすることを基本として、毎月の編集会議でタイムリーな情報発信と読みやすさや見やすさを重視したレイアウトの紙面構成を図るとともに、公式ホームページにおける市政情報の発信は、掲載内容の統一性、画面構成等を確認し、適正な情報発信を図る。 | 「読んでもらえる、見てもらえる、わかりやすい」広報紙づくりを目指し、高齢者に配慮したより市民の目をひく紙面構成への対応を図るなど「広報星の降り里あしひつ」の内容充実に努めるとともに、公式ホームページにおける市政情報の発信は、掲載内容の統一性、画面構成等を確認し、適正な情報発信を図る。 | 現状   |
| 市民参加と協働推進   | 企画政策課まちづくり推進係 | 市民、市議会、市 | 芦別市まちづくり基本条例の柱のひとつである「市民参加と協働」を推進する。  | まちづくりの基本となる計画等の策定、実施と評価の過程で、市民の意見が適切に反映されるよう取組を行う。審議会等の委員公募の実施、意見の公募(パブリックコメント)の実施、各種説明会等の開催  | -                | A                        | 公募委員の募集やパブリックコメントなど、広報やホームページ等で周知している状況であるが、「市民参加と協働」が推進され、充分に目的を達成しているとは言い難い状況である。 | まちづくり基本条例の見直し作業において、市民検討委員会から寄せられた市民への周知方法改善等の意見や他市の取組事例を参考にしながら、「市民参加と協働」の取組に対する工夫・改善に努める。  | まちづくり懇談会などを開催し多種多様な市民の意見をいただきながら、市民参加と協働を推進する。   | 現状   |
| 市民参加と協働推進   | 企画政策課秘書係      | 市民       | さまざまな機会を通じて広く市民の声を聴き、市民の意思をまちづくりに反映することを目的とする。  | 市長への手紙(随時)、市長への電子メール(随時)、市役所への電子メール(随時)、市民の意見箱(随時)、まちづくり意見はがき(随時)   | -                | A                        | 参加者数・意見者数の伸び悩みが課題である。   | 市民が参加しやすい環境づくりを図るため、周知方法や取組内容の検討を重ねる。<br>新たな手法として、平成29年度から「まちづくり意見はがき」を導入する。   | 既存の手法、媒体のみならず、新たな取り組みにより、市民の意識や要望を迅速かつ的確に把握し、市政に反映するよう取り進める。   | 改善   |

### 1 自治体運営

→

### (1) 参加と協働

→

### ② 男女共同参画の促進

| 事務事業名      | 所管課係名      | 計画(Plan)       |                         |                                | 実施(Do)<br>事業費(円) | 評価(Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善(Action)                  |                                     |   | 総合判定 |
|------------|------------|----------------|-------------------------|--------------------------------|------------------|--------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|---|------|
|            |            | 対象             | 意図                      | 手段                             |                  |                          | 現時点における課題                      | 課題に対する対応方策                          | 今後の方向性  |      |
| 男女共同参画推進業務 | 生涯学習課生涯学習係 | 芦別市男女共同参画推進協議会 | 男女共同参画社会の形成を図ることを目的とする。 | 芦別市男女共同参画推進協議会に対する側面的支援や助言を行う。 | -                | A                        | 会員の高齢化により、年々団体の活動の継続が難しくなっている。 | 引き続き、芦別市男女共同参画推進協議会に対し、側面的支援や助言を行う。 | 市の関連部署や各団体との連携を深めるとともに、芦別市男女共同参画推進協議会を中心とし、男女共同参画社会実現の推進に努める。 | 現状   |

### 1 自治体運営

→

### (2) 行財政運営

→

### ① 行政運営の充実

| 事務事業名 | 所管課係名  | 計画(Plan) |  |   | 実施(Do)<br>事業費(円) | 評価(Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善(Action)   |  |   | 総合判定 |
|-------|--------|----------|--|---|------------------|--------------------------|---|--|---|------|
|       |        | 対象       | 意図   | 手段  |                  |                          | 現時点における課題   | 課題に対する対応方策   | 今後の方向性  |      |
| 職員研修  | 総務課職員係 | 市職員      | 社会経済情勢が大きく変化する中で、多様化する市民ニーズに的確に対応するため、公務員としての基本的な知識の習得、資格の取得はもとより、時代のニーズに即した知識と能力を備えた多様な人材を育成する。 | 職場内研修を各職場において日常行うほか、北海道市町村職員研修センター、日本経営協会、北海道社会福祉協議会、中空知広域圏等が主催する各種の研修会に派遣し、受講させることにより人材を育成する。事務事業に必要な資格について必要な都度取得させる。先進地の事例を学びながら、幅広い視野を備え自ら考え、学び成長するようスキルアップを図る。 | 921,338          | B                        | すべての職員が研修機会を持つよう対応していく必要がある。また、職場の研修施設による研修だけでなく、講師を招へいし、経験年数や職位に応じた研修の実施や職場内研修の積極的な実施を促進する必要がある。 | 研修機会が均等になるよう選考に当たって留意するとともに、研修成果の職場への還元や業務への還元を進め、情報や知識の職員間での共有化を図る。また、OJTの実践について検討を進める。 | 研修施設を活用した職場外研修に職員を効率よく派遣するとともに、人材育成基本方針及び職員研修計画の早期策定を目指す。 | 改善   |

<資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

1 自治体運営

→

(2) 行財政運営

→

① 行政運営の充実

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名         | 所管課係名         | 計画 (Plan)  |   |  | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課総合<br>評価 | 改革・改善 (Action)   |   |   | 今後の方向性 | 総合判定 |
|---------------|---------------|--|---|--|--------------------|---------------------------|--|---|---|--------|------|
|               |               | 対象   | 意図  | 手段   |                    |                           | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策  |   |        |      |
| 行政評価推進        | 企画政策課まちづくり推進係 | 市が実施している事務事業   | 個々の事務事業の成果・活動状況を把握し、改革・改善を図り、効率的で効果的なまちづくりの実現に向け、行政評価を円滑かつ着実に定着させ、本市にとってふさわしい行政評価を推進する。推進にあたっては、次の4つを目的とする。<br>①成果重視の行政運営システムへの変革 ②限られた財源等の有効活用 ③市民への説明責任の質的向上 ④職員の意識改革                     | ①事務事業評価システムの活用 ②行政評価推進チームの設置、行政評価委員会の開催 ③事務事業評価の実施 ④行政評価制度の調査研究（制度内容や評価シートの検討など）                               | -                  | A                         | 行政評価制度に対する全般的な普及啓発はもちろんのこと、決算成果（第5表）との関連性について、検討をする。           | 行政評価に係る説明会等の開催、早期提出に向けた啓発はもちろんほか、全般的な取組として機能させるため、行政評価に関する知識を深めるための情報提供等を積極的に行う。また、平成29年度より事務を行革推進係に移管することで、評価結果を行財政改革の取組と連動させるほか、予算編成作業への反映方法について検討する。   | 行政評価システムを定着させることで職員の意識改革につなげるほか、全般的な取組として機能させるため、行政評価に関する知識を深めるための情報提供等を積極的に行う。また、平成29年度より事務を行革推進係に移管することで、評価結果を行財政改革の取組と連動させるほか、予算編成作業への反映方法について検討する。                    | 現状     |      |
| 総合戦略進行管理      | 企画政策課まちづくり推進係 | 市民   | 国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方た政策5原則等を基本に、本市における、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指す。   | 総合戦略の進行管理については、府内組織で行うとともに、産官学金労等で構成する推進会議に諮りながら、特に重要業績指標（KPI）の進捗状況を中心に検証を進める。                                 | 54,880             | A                         | 平成27年11月に総合戦略を策定し、実質的にスタートしたことから、今後の進行管理（PDCAサイクル）を円滑に進め需要がある。 | 総合戦略に掲げている施策を着実に進めることで、本市の2040年における人口の目標である8,000人を目指すことから、原課と調整を図るほか、財源の確保も視野に入れ、施策を着実に展開する。総合戦略の進行管理については、府内組織及び推進会議に諮りながら、特に重要業績指標（KPI）の進捗状況を中心に検証を進める。 | 総合戦略は、平成27年度～平成31年度までの5か年の戦略であるが、地域経済分析システム（RE S A S）の活用など、毎年度、推進会議に諮りながら必要な見直しを行っていく。また、国の財政的支援制度などを積極的に活用し、総合戦略に掲げる施策の充実・強化に努める。  | 現状     |      |
| 総合計画進行管理      | 企画政策課まちづくり推進係 | 各施策、各事務事業  | 本市の最上位計画である総合計画の目標達成に向けた効率的かつ効果的な指すまちの将来像「人が輝き 豊かな自然と共生する 安全・安心なまちあしへ」を実現させる。   | 目標達成に向けた効率的かつ効果的な施策・事務事業を実施するため、事務事業評価による改善を図りながら、総合計画・実施計画の策定を行った。なお、実施計画については、当該年度から3か年分を予算編成にあわせて毎年度策定している。 | -                  | A                         | 総合計画に掲げる各施策の目標を達成するための手段として、選択と集中の観点に基づき予算の効果的配分が必要である。        | 総合計画・実施計画に掲載している事務事業については、最少の経費で最大の効果が發揮できるよう、行政評価の結果を最大限反映する。  | 行政評価と連動した事務事業の見直しと重点施策の設定による効果的な予算配分により、総合計画実現に向けた着実な進行管理を図る。また、計画の策定過程で市民から意見が出された、実施計画への市民意見の反映については、行政評価の外部評価と連動させることを含め検討を進める。なお、本計画が平成31年度に終了するため、次期計画の策定に向けて準備を進める。 | 現状     |      |
| 人材育成・国際交流助成事業 | 企画政策課まちづくり推進係 | まちづくり人材育成事業～本市に住所を有している15歳以上の者及び15歳以上の者で構成する団体<br>国際交流促進事業～本市に住所を有している中学生以上の者、本市内の学校に在籍する中学生以上の未成年者及びそれらの者で構成される団体 | 本市の振興発展を図り、地域特性を活かした独創的で個性的な魅力あるまちづくりを推進するため、市民資質の向上と人材の育成及び国際交流の促進を図る。   | 申請団体から提出された補助金交付申請書類を、芦別市まちづくり人材育成国際交流促進事業委員会において審査を行い、補助金交付の可否を決定する。  | 2,000,000          | B                         | 近年、本事業への活用状況が減少傾向にある。  | 人材育成・国際交流のほか、地域振興に寄与する団体活動への助成ができるよう制度の見直しを行う。  | まちづくり人材育成国際交流促進事業委員会と意見交換をする等制度内容の見直しについて検討を進め、「芦別市まちづくり推進事業補助金交付条例」を改正し、平成29年度より「芦別市まちづくり推進事業費補助金制度」を実施する。また、平成30年度以降も定期的に制度周知を図り、他の助成制度に該当しない市民活動の支援を行う。                | 拡充     |      |
| 市民生活向上推進事務    | 市民課生活交通係      | 市民   | 市民生活相談業務の円滑化を図る。  | 相談者に有益な情報提供をすることにより、相談者の問題解決を支援する。   | 273,850            | A                         | 市民相談業務は、法的知識を必要とする案件が多くなっている。                                  | 市民相談業務において法的見解を求められる案件については、弁護士等の専門家による相談窓口を紹介している。   | 法的見解を求められる案件については、引き続き市が行っている無料弁護士相談を活用し、問題解決を図って行く。  | 現状     |      |
| その他行政事務       | 総務課総務防災係      | ①市民<br>②市民   | ①芦別自衛隊協力会が安定した活動を行うことで、自衛隊と市の円滑な関係を築き、いつ起こるか分からぬ災害等に備えて自衛隊との連携強化を図る。<br>②広島市及び長崎市は、原爆による悲劇が二度と繰り返されてはならないとの信念のもと、都市の連携を通じて、核兵器のない平和な世界を実現することを目的に、昭和57年度から「平和首長会議」を主宰しており、加盟都市全体で支える体制をつくる。 | ①芦別自衛隊協力会に負担金を交付する。<br>②平和首長会議に加盟し、負担金を交付する。また、原爆投下の日にサインを鳴らし、市民周知を行っている。                                      | 52,000             | B                         | ①協力会の新規会員の加入促進が課題となっている。<br>②核兵器廃絶と世界恒久平和の実現。                  | ①引き続き会員拡大の募集活動を実施する。<br>②「平和首長会議」という機構を加盟都市全体で支える体制作りを継続する。   | ①滝川駐屯地及び自衛隊家族会芦別支部との交流を通じて、協力会の安定した活動を維持する。<br>②平和首長会議と連携を図り、非核平和に対する取組を実施する。   | 現状     |      |

## <資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

1 自治体運営

→

(2) 行財政運営

→

(2) 財政運営の充実

| 事務事業名       | 所管課係名  | 計画(Plan)     |  |  | 実施(Do)<br>事業費(円) | 評価(Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善(Action)   |   |  | 今後の方向性 | 総合判定 |
|-------------|--------|--------------|--|--|------------------|--------------------------|---|---|--|--------|------|
|             |        | 対象           | 意図   | 手段   |                  |                          | 現時点における課題   | 課題に対する対応方策  |  |        |      |
| ふるさと納税寄附金事務 | 財政課財政係 | ふるさと納税寄附希望者  | 市の公式ホームページやふるさと納税のポータルサイト「ふるさとチョイス」でのPR、また、寄附金の代理収納システムを活用していただくことで、寄附希望者へのPRの促進と財源の確保を図る。 | ①ふるさと納税制度を活用して寄附をしていただいた市外在住者に対し、感謝特典を設ける。<br>②Yahoo! JAPANの「Yahoo!公金支払い」のページから、クレジットカードでの支払いができる体制を整え、寄附者の利便性向上を図る。 | 98,461,463       | A                        | 寄付者を拡大するためには、感謝特典の商品の拡充だけではなく、メールやはがきなどのPR、HPやパンフレットのリニューアル等を進めていくべきだが、現状、事務担当者が実質1名体制であり、他の業務もあることから業務体制の見直しが課題となっているほか、総務省より感謝特典の見直しを求められており、平成29年度中の検討が必要となっている。 | 長期にわたっての継続した寄附件数を増やすためには、感謝特典の内容の充実やふるさと納税のPR強化を今まで以上に図る必要があるが、事務の多様化・煩雑化が進んでいることから、事務処理体制の見直しを検討すべきと考える。また、感謝特典の見直しについては、総務省の指針に基づく内容とするよう事業者と調整を図る。 | 感謝特典の充実を図るだけではなく、市公式ホームページなどで寄附の使い道をわかりやすくPRするなど、新規の寄附者やリピーターの確保に対する取り組みを進め、寄附件数や金額の増加を図る。 | 改善     |      |
| 市税等賦課業務     | 税務課市税係 | 各種市税納税義務者    | 各種市税の賦課事務を適正に行うこととする。  | 正確な課税資料の収集に努めるとともに、税制改正等にも的確に対応できる各種システムを活用して賦課事務を行う。  | 14,984,317       | A                        | 相次ぐ税制改正等により税額算定方法が複雑化している中での市民周知・対応が難しい。<br>また、個人情報の取扱いについてが大きな課題である。   | 税制改正等に的確に対応できるよう各種システムの活用を継続していくとともに、市民の立場に立ったわかりやすい通知や周知をすべく努めている。<br>また、個人情報の保護については通知方法の見直し等積極的に取り組んでいるところである。                                     | 新しい税制度に対応するために事務量が増えているが、各種システムをさらに活用することで、事務の効率化、正確性を高めていく。                               | 現状     |      |
| 市税等徴収業務     | 税務課納税係 | 個人、法人等の納税義務者 | 市税等における市民負担の公平性を保つとともに市財源を確保する。  | 口座振替の推進及び滞納者に対する各種催告と差押え等の滞納処分   | 2,453,425        | B                        | 納税者の収入状況の悪化等により、市税を滞納するケースが多くなっている。一方、市税未納の状況を続け、納税に対して誠意を感じない者もいる状況である。また、近年における景気の低迷等により、個人・法人の破産・倒産も発生しており、この場合における収納は非常に困難な実情にある。                               | 滞納者と協議のうえ、的確な分割納付計画を立て、滞納額の減少に努める。<br>未納の状態が続き、分割納付等の相談もなく、納税に対する誠意がない方に対しては、財産調査等を実施のうえ、差押等の滞納処分を執行する。   | 滞納処分等の技術について、他市との意見交換や職場内研修を実施することにより、より効果的な滞納処分等を実施し、収納率の向上を目指す。                          | 現状     |      |

1 自治体運営

→

(2) 行財政運営

→

(3) 広域連携の推進

| 事務事業名  | 所管課係名         | 計画(Plan)                  |  |   | 実施(Do)<br>事業費(円) | 評価(Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善(Action)  |  |   | 今後の方向性 | 総合判定 |
|--------|---------------|---------------------------|--|---|------------------|--------------------------|--|--|---|--------|------|
|        |               | 対象                        | 意図   | 手段  |                  |                          | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策   |   |        |      |
| 広域行政事務 | 企画政策課まちづくり推進係 | 中空知5市5町（中空知広域市町村圏組合）等近隣市町 | 少子高齢が進展する本市において、行政機能を向上させ、市民の生活機能を確保するため、国、北海道及び近隣市町と医療、教育、環境などの分野において、お互いの特性を生かした連携強化を進めることによって、効率的かつ効果的なまちづくりを進めることを目的とする。 | 医療、介護、交通など市民に身近な問題を中心に、単一自治体では不足する機能や共通する行政サービスを補完するための広域連携による取組の検討を進め、近隣市町との連携を強化するとともに地域的な結びつきを生かした広域的な地域振興を図る。 | 2,177,000        | A                        | 今後、地域主権制度の広がりが見込まれる中、基礎自治体（とりわけ小規模自治体）のあり方が大きく問われることから、広域連携はますます重要な役割となるため、どのような広域の枠組み、事務が有効かが課題である。 | 中空知広域市町村圏組合において広域連携をすることで、本市の行政運営において効率化が期待できる特定の課題（例：防災、医療、観光等）について、具体的に取り進めることとする。 | 第3次中空知ふるさと市町村圏計画や中空知定住自立圏共生ビジョンを取り進めるとともに、引き続き産業の活性化などを目指すための道北圏との連携も取り進め。加えて、空知地域創生協議会として空知管内24市町が連携し、地域のPRや移住促進事業を展開する空知全体の活性化を目指す。 | 現状     |      |

2 生活・環境

→

(1) 都市基盤

→

① 都市計画・都市開発の推進

| 事務事業名    | 所管課係名    | 計画(Plan) |   |                                 | 実施(Do)<br>事業費(円) | 評価(Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善(Action)                   |                          |                               | 今後の方向性 | 総合判定 |
|----------|----------|----------|---|---------------------------------|------------------|--------------------------|---------------------------------|--------------------------|-------------------------------|--------|------|
|          |          | 対象       | 意図  | 手段                              |                  |                          | 現時点における課題                       | 課題に対する対応方策               |                               |        |      |
| 都市計画管理業務 | 都市建設課土木係 | 市民       | 本のあるべき姿を考え、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確定し、整備方針等を総合的に定めることを目的とする。 | 都市計画の見直しは、芦別市都市計画審議会の審議を経て実施する。 | 50,800           | B                        | 都市計画区域内における景観整備等について検討を行う必要がある。 | 都市計画審議委員等の意見を基に問題点を検討する。 | 都市計画区域内の問題点について今後も継続的に整理検討する。 | 現状     |      |

## <資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

2 生活・環境

→

(1) 生活環境

→

② 自然環境の保全

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名      | 所管課係名    | 計画 (Plan)   |   |  | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)  |                                     |  | 総合判定 |
|------------|----------|-------------|---|--|--------------------|---------------------------|---|-------------------------------------|--|------|
|            |          | 対象          | 意図  | 手段   |                    |                           | 現時点における課題   | 課題に対する対応方策                          | 今後の方向性   |      |
| 土木管理事務     | 都市建設課土木係 | 国、北海道等の関係機関 | 道路に関する総務事務を円滑に推進し、安心・安全な道路環境の創出を目的とする。            | 一般国道452号の早期開通を始めとする国道・道道の整備について要請を行う。また、道路台帳の整備や駐車公園の清掃など、道路施設の管理に必要な事務や業務を行う。 | 9,827,157          | B                         | 一般国道452号の早期開通、道道芦別美瑛線の対面交通ができないことが課題となっている。   | 関係機関に対し、早期に整備が進められるよう要望する。          | 一般国道452号の早期開通、道道芦別美瑛線の対面交通の整備促進に向け、関係市町による期成会が中心となり、今後も継続して要望活動を行う。  | 現状   |
| 道路維持管理業務   | 都市建設課土木係 | 市民          | 快適、安全な道路環境の創出により、歩行者や車両等の円滑な運行と安全を確保することを目的とする。   | 定期的な道路パトロールを実施し、経年劣化による損傷や凍上による凹凸の補修を計画的に進めるほか、高齢者や障がい者に配慮した車歩道の整備を行う。         | 232,010,805        | A                         | 本市の市道延長は334kmあり、凍上による舗装路面の凸凹等や施設の老朽化により安全性が確保できない道路があることから、歩行者や車両の通行に支障をきたしている状況である。また、路盤が施工されていない簡易舗装の道路があることから、道路改良による整備が必要である。 | 現状を道路パトロールにより把握し、計画的な維持補修、工事等で対応する。 | 歩行者や車両が安全に通行できる道路整備を行うため、計画的に道路改良や道路付帯施設の整備、点検及び補修を行う。また、路面・側溝清掃等により環境美化に努める。                              | 現状   |
| 橋りょう維持管理業務 | 都市建設課土木係 | 市民          | 快適、安全な橋りょう環境の創出により、歩行者や車両等の円滑な運行と安全を確保することを目的とする。 | 橋りょうの定期的な点検やパトロールにより、安全確保や適正な維持管理に努め、必要に応じた補修を行うほか、橋梁長寿命化計画に則し計画的な改修を行う。       | 43,092,350         | B                         | 本市の橋梁は77個所ありそのうち30年以上経過している橋梁が47個所ある。そのため歩行者の安全や車両の通行を確保することが課題である。   | パトロールにより状況を把握し、計画的な維持補修を実施する。       | 歩行者の安全や車両の通行を確保するため、計画的な維持・補修を実施する。また、橋りょうは5年に1度の近接目視による点検が義務付けられている事から、橋の状況を把握し必要とする修繕、対策を行なながら施設の延命化を図る。 | 現状   |

2 生活・環境

→

(1) 都市基盤

→

③ 交通体系の充実

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名      | 所管課係名    | 計画 (Plan) |   |   | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)  |   |   | 総合判定 |
|------------|----------|-----------|---|---|--------------------|---------------------------|---|---|---|------|
|            |          | 対象        | 意図  | 手段  |                    |                           | 現時点における課題   | 課題に対する対応方策  | 今後の方向性  |      |
| 生活交通確保対策事業 | 市民課生活交通係 | 市民        | 住民が日常生活を維持していくために必要不可欠である生活交通路線を維持・確保するための措置を講ずることを目的とした。 | 住民の交通体系の確保は、その路線を運営する民間のバス会社の運営状況(経営状況)に密接に関わっているため、市としての支援策等を協議する。 | 51,781,340         | B                         | 平成25年11月に4路線14系統で循環路線となる市内バス路線を導入していたが、平成28年10月から4路線7系統とし、本町を循環路線に、その他を往復路線に見直しを行っている。また事業者に対し補助金事業から業務委託方式に変更している。しかし人口の減少及び自動車の普及により、公共交通機関の利用者は減少傾向にある中、利用者は伸び悩んでいる。 | 一部の循環方式の見直し実施から半年が過ぎたが、平成29年6月16に開催した地域公共交通会議の中で、現在行っている運行体系が一部の市民から分かりやすい等と声がある旨、良い方法との委員から話がなされている。 | 芦別市地域公共交通会議において、市内在住の委員を中心に検討委員会を開催し、平成28年10月から4路線7系統としている本町循環路線やその他の往復路線に見直しを行って実施している状況について改善点などの必要性について協議していく。 | 現状   |

<資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

2 生活・環境

→

(2) 生活環境

→

① 自然環境の保全

| 事務事業名              | 所管課係名         | 計画(Plan)                                     |   |   | 実施(Do)<br>事業費(円) | 評価(Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善(Action)   |  |  | 今後の方向性 | 総合判定 |
|--------------------|---------------|--|---|---|------------------|--------------------------|---|--|--|--------|------|
|                    |               | 対象   | 意図  | 手段  |                  |                          | 現時点における課題   | 課題に対する対応方策   |  |        |      |
| 地球温暖化・省エネルギー対策推進事業 | 企画政策課まちづくり推進係 | 市の全ての公共施設                                    | 本市は、各公共施設におけるエネルギー使用量の年間の合計が1,500k1以上（原油換算）あることから、省エネ法に基づき「特定事業者」の指定を受けており、市総合庁舎をはじめとする各公共施設のエネルギー使用量の削減及び二酸化炭素排出量の削減を図る。 | 地球温暖化防止実行計画（事務事業編）の推進、芦別市地球温暖化・省エネ対策推進本部及び推進委員会の開催、各公共施設等の省エネ診断の実施、各公共施設の管理標準の策定など      | 28,840           | A                        | 各公共施設におけるエネルギー使用機器等の詳細な把握ができていない。   | 省エネ法に基づき、各公共施設の「管理標準」を整備する必要がある。   | エネルギー使用量の更なる削減のため、省エネ・節電診断制度等を活用した省エネルギー型照明の導入等の検討や各公共施設の管理標準の計画的な策定を進めるとともに、それぞれの公共施設で実施できる省エネを推進する。また、芦別市公共施設における省エネルギー型照明導入基本方針に基づき、各公共施設の省エネルギー型照明の導入を促進する。            | 現状     |      |
| ごみ収集事業             | 市民課環境衛生係      | ・ごみを排出する者                                    | ・市内全域をごみの収集日・収集地区表に基づき円滑に収集することにより、清潔な生活環境を確保し、環境衛生の向上を図る。  | ・ごみ収集車の適正な補修、更新<br>・ごみ収集業務委託業者による、適正な収集業務の遂行の監理監督                                       | 90,039,815       | A                        | ①ごみ収集の要となる、ごみ収集車について、計画的に更新する必要がある。②分別間違いのごみが残され、出し直しさずに出す場合が多い。<br>③ごみの出し方について、繰り返し広報等により啓発する。また、ごみステーション等に放置されたままのごみについては町内会等と連携を図り、問題の解決に当たっていく。 | ①ごみ収集車の適正な維持管理に努め、計画的に更新していく。<br>②ごみステーションに放置されるごみが減らない状況が続くようであれば、ごみステーション等に注意文書等を貼り、搬出した者に注意喚起を促す。                               | 現状   |        |      |
| ごみ減量化推進事業          | 市民課環境衛生係      | 市民   | 一般廃棄物の減量化の推進、適正な処理、資源化及び再使用の促進を図る。  | ごみ減量化、資源リサイクルの促進に向けて、諮問機関である芦別市廃棄物減量等推進会議を開催する。   | 54,000           | B                        | 収集した資源ごみの中にリサイクルできない不純物が含まれる。   | 今後も広報、環境だよりやイベント回収などにより周知徹底していく。また、廃棄物減量等推進委員会によるリサイクル率の高い先進地事例の調査や視察を実施しごみ減量化に向けた検討をする。   | より一層の一般廃棄物の減量化の推進、適正な処理、資源化及び再使用の促進を図る。  | 現状     |      |
| ごみ処理センター運営管理業務     | 市民課環境衛生係      | ・ごみを排出する全世帯及び企業                              | ・芦別市ごみ処理センターの適正な維持管理により、円滑な一般廃棄物（一般ごみ、粗大ごみ）の埋め立て処分に資する。   | ・ごみ処理センター施設・設備の適正な維持管理<br>・ごみ処理センター管理業務等委託業者による、適正な運営管理事務の遂行の監理監督                       | 33,541,068       | B                        | 施設開設後、20年近くが経過し、設備や機器の老朽化が進んでいるため修繕・更新が見込まれる。   | 適正な維持管理により、施設の設備や機器の使用に支障が生じないよう、使用年数に応じ、計画的な整備に努める。   | 年々ごみの全体量は減ってきているが、さらにごみの減量化を図るとともに、施設や設備等の適正な維持管理を図ることとする。   | 現状     |      |
| ごみ処理事業             | 市民課環境衛生係      | ・ごみを排出する全世帯及び企業                              | ・ごみを適正に処理するため、指定専用袋の作成・配達・保管、ごみステーションの設置補助、生ごみの広域共同処理を行い、円滑なごみ処理事業に資する。   | ・適正な指定専用袋の作成・配達・保管、ごみステーションに対する設置補助、三市二町による生ごみの広域共同処理の継続により、円滑なごみ処理事業に資する。              | 77,351,792       | B                        | 搬入量は減少傾向にあるものの、生ごみの更なる減量化に努める必要がある。   | 市民のごみ減量化に向けて、コンポストの購入にかかる補助に加え、電動生ごみ処理機についても補助する。  | コンポスト等の購入補助金制度をはじめ、ごみの減量化・資源化（3R）を推進するため広報等により発信していく。  | 現状     |      |
| 資源ごみリサイクル推進事業      | 市民課環境衛生係      | ・ごみを排出する全世帯及び企業                              | ・芦別市資源ごみ保管施設の適正な維持管理を行い、資源ごみをリサイクルし資源の有効活用、ごみの減量化を図る。   | ・資源ごみ保管施設・設備の適正な維持管理<br>・資源ごみ保管施設管理業務委託業者による、適正な運営管理事務の遂行の監理監督<br>・資源ごみの適正な分別に係る広報や現地指導 | 19,700,645       | B                        | 資源ごみリサイクルの要となる、プラスチック製容器包装減容機、空き缶プレス機、ペットボトル減容器等の機器について、今後、更新が見込まれる。  | 適正な維持管理により、機器の使用に支障が生じないよう、使用年数に応じ、計画的な更新に努める。   | 資源ごみのリサイクルにより、埋立ごみ（一般・粗大）の量が減少していることから、さらにごみの減量化を図るために、新たなリサイクル資源を検討するとともに、保管施設、機器等の適正な維持管理を図る。  | 現状     |      |
| 新エネルギー利活用事業        | 企画政策課まちづくり推進係 | 地域新エネルギービジョン（平成21年度策定）に基づく、木質バイオマス及び廃食油の有効利用 | 環境基本条例及び環境基本計画に基づき、本市の豊かな自然環境を活用した新エネルギーの有効利用を図る。   | 木質バイオマス及び廃食油の有効利用のため事業化について検討を進める。  | -                | B                        | 木質バイオマスは、木質バイオマスボイラーの燃料となる木質チップの原材料の確保が課題であり、廃食油については、人口減少や飲食店の減少により回収量の確保に課題がある中で、活用方法を判断していくことが課題である。   | 木質バイオマスボイラーの燃料となる木質チップを安価で安定的に供給できる体制を維持するため、木質バイオマス利用推進協議会と連携し、国・道有林と引き続き協力を得て林地残材等を確保する。廃食油については、環境審議会等と連携しながら事業化が可能か否かについて判断する。 | 木質バイオマスはチップの製造を行う民間事業者が平成26年度から事業を開始しているが、引き続き、原材料の確保に向けた支援に取り組む。廃食油については、環境審議会を開催する中で、活用の是非についての方向性を見出す。また、公共施設ボイラー更新時における木質バイオマスボイラー導入方針に基づき、既存ボイラーの更新時には木質ボイラーの導入を検討する。 | 現状     |      |

## <資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

2 生活・環境

→

(2) 生活環境

→

② 環境衛生の充実

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名    | 所管課係名    | 計画 (Plan)   |   |   | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)  |   |  | 今後の方向性 | 総合判定 |
|----------|----------|---|---|---|--------------------|---------------------------|---|---|--|--------|------|
|          |          | 対象  | 意図  | 手段  |                    |                           | 現時点における課題   | 課題に対する対応方策  |  |        |      |
| 斎場運営管理業務 | 市民課環境衛生係 | 遺がいの火葬、汚物（えな、産わい物）の焼却、身体の一部の焼却を必要とする者                                 | 芦別市斎場の適正な維持管理により円滑な火葬業務に資する。  | 火葬炉の定期点検、修繕等の適正な維持管理<br>斎場管理業務委託業者による、適正な運営管理事務の遂行の監理監督   | 30,549,472         | B                         | 火葬業務の要となる、火葬炉について、火葬中に故障等が生じないよう、適正な維持管理を継続して行う必要がある。 | 火葬場設備に専門的知識をもつ業者に委託したことにより、修繕箇所の早期発見に努め、計画的な修繕に努める。     | 火葬炉周辺機器は20年以上経過していることから、計画的に機器の更新を進めている。配電盤など更新が済んでいないものについて整備していく。また、高齢の方が利用しやすい環境を確保できるよう整備する。                 | 現状     |      |
| 墓地運営管理業務 | 市民課環境衛生係 | 墓地を使用する市民（市内に住所を有する世帯主）※市長が特別の理由があると認めるときは、市外に住所を有する者であっても願い出ることができる。 | 墓地の適正な維持管理及び造成を図り市民の需要に応える。   | 墓地の清掃等による適正な維持管理<br>市民の需要に応えた墓地の造成  | 3,516,671          | B                         | 年度により申込者数にばらつきがあり、需要を把握することが難しい。                      | 墓地の返還数や残数を把握し、計画的に造成を行う。                                | 平成26年度に桜ヶ丘霊園において、自由墓地33区画、規制墓地44区画を新たに造成しており、今後の造成については、需要の動向を見定めながら検討していく。また、園内にトイレが1箇所しかないので、市民の利便性を考慮し増設していく。 | 改善     |      |
| 公衆浴場確保事業 | 市民課環境衛生係 | 公衆浴場を利用する者  | 住民の保健衛生上確保すべき公衆浴場に必要な助成を行い、その経営安定と廃業防止を図る。  | 公衆浴場に対する経営安定と廃業防止のため、補助金を交付する。  | 5,934,684          | B                         | 人口減少やうち風呂の普及により年々入浴者数が減少している。                         | 浴場利用組合と密接に連携を取るとともに、公衆浴場確保対策補助金を交付し、経営の安定化を図る。          | 存続する公衆浴場の確保に向けて、経営の安定化が図られるよう、補助金の交付を継続し、廃業防止に努める。   | 現状     |      |
| 環境衛生向上業務 | 市民課環境衛生係 | 市民  | 動物の死骸の回収、有害ごみの回収、地域墓地の草刈等環境美化の推進等により快適で衛生的な生活環境の確保に資する。<br>犬の飼養者に対し、畜犬登録及び狂犬病予防注射を行う等により適正な飼養をするよう周知し、公共の安全の確保に資する。 | 環境衛生業務委託業者による、適正な業務の遂行の監理監督。<br>動物の死骸の回収、有害ごみの回収に係る定期的な広報の実施。<br>有害ごみ回収店の確保。<br>犬の飼養者に対する、畜犬登録及び狂犬病予防注射の接種等の周知徹底及び市集合注射の実施。 | 3,962,715          | B                         | 犬猫の糞の放置、野良猫への餌やり等の苦情が寄せられている。                         | 犬の糞の持ち帰り看板の設置や環境衛生だより等による広報活動を通じて、市民のモラルに訴える施策を展開、強化する。 | 委託業者との連携を深め、環境だより等の広報活動により一層の地域の生活環境の向上を図る。  | 現状     |      |
| し尿収集事業   | 市民課環境衛生係 | し尿及び浄化槽汚泥収集世帯   | 市内全域をし尿収集計画に基づき適正に収集することにより、清潔な生活環境を確保し、環境衛生の向上を図る。   | し尿収集車の適正な補修、更新<br>し尿収集業務委託業者による、適正な収集業務の遂行の監理監督   | 42,318,141         | B                         | し尿収集車の適正な修繕、更新を計画的に行う必要がある。                           | 現在、必要に応じた修繕を行い、計画的な更新に努めている。                            | し尿収集車の適正な維持管理に努め、計画的に更新していく。   | 現状     |      |

2 生活・環境

→

(2) 生活環境

→

③ 住宅環境の充実

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名     | 所管課係名         | 計画 (Plan)                     |  |   | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)   |   |  | 今後の方向性 | 総合判定 |
|-----------|---------------|-------------------------------|--|---|--------------------|---------------------------|--|---|--|--------|------|
|           |               | 対象                            | 意図   | 手段  |                    |                           | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策  |  |        |      |
| 移住・定住促進業務 | 企画政策課まちづくり推進係 | 首都圏に居住する団塊世代等の移住希望者と市民を対象とする。 | 本市への移住・定住を促進し、交流人口の増加を図ることで、地域活性化を図ることを目的とする。              | 移住・定住を促進するため、受入体制の整備充実、本市の恵まれた自然環境と快適な生活環境の道内外に向けた積極的な情報発信、空き地・空き家情報を収集、発信する。また、市内に住宅を新築・購入した市民に奨励金を交付することにより、定住を促進し、地域のコミュニティや経済の活性化を図る。 | 14,414,560         | A                         | 少子高齢化の進行等に伴う人口減少により、地域活力が失われる中、首都圏を中心に「団塊世代」のみならず、若年層を含め、地方への移住や二地域居住などの志向が高まっている。この様な志向に対応するため、移住希望者のより具体的なニーズを把握するとともに、そのニーズに対応した環境づくりをどう進めるかが課題である。 | ①直接的に移住者の確保に結びつけるため、「地域おこし協力隊」の制度を活用して人材を誘致する。②北海道、北海道移住促進協議会、市内関係団体・企業との連携を図る。③住宅の新築・購入者に対する「持ち家取得奨励金」を交付する。④「空き家・空き地情報バンク」など移住・定住情報を発信する。⑤首都圏PR事業に積極的に参加する。 | ①農業の担い手確保など、基幹産業の振興等によるまちづくりなどを推進するため、「地域おこし協力隊」の制度を活用した人材を誘致し、移住者の確保に結び付ける。②移住者の誘致に向けて、首都圏PR事業を推進し、移住希望者へアプローチする。③「持ち家取得奨励金」のPRを展開し、定住人口の増加及び地域経済の活性化を図る。 | 現状     |      |
| 移住・定住促進業務 | 市民課市民年金係      | 芦別市に住所を有する者で結婚又は出産したもの        | 芦別市定住促進条例に基づき、市民の人生の節目の祝いとして、結婚祝品及び出産祝品を贈呈し、市民の定住を促すものである。 | 結婚一組及び出産一子につき、10万円分の市内限定商品券を贈呈する。   | 7,504,050          | B                         | 贈呈対象者に対して周知はもなく行っているが、移住促進に向けた市外への周知が十分に行われていない。結婚・出産人口の減少に伴い、祝品贈呈数も減少している。  | 婚姻届受領時に祝品の資料を配布するとともに、子の出生につながるよう出生祝品の周知も同時にを行うなど窓口対応についても工夫する。   | 市公式ホームページに掲載している内容をより多くの人に知つてもらえるようにするほか、広報あしへにPRに関する記事を掲載するなど周知を図る。また北海道移住促進協議会のホームページを活用するなど、移住に結び付くような周知をさらに工夫する。                                       | 現状     |      |

<資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

2 生活・環境

→

(2) 生活環境

→

(3) 住宅環境の充実

| 事務事業名     | 所管課係名      | 計画(Plan)   |  |   | 実施(Do)<br>事業費(円) | 評価(Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善(Action)   |   |   | 今後の方向性 | 総合判定 |
|-----------|------------|--|--|---|------------------|--------------------------|---|---|---|--------|------|
|           |            | 対象   | 意図   | 手段  |                  |                          | 現時点における課題   | 課題に対する対応方策  |   |        |      |
| 移住・定住促進業務 | 農林課農政係     | 首都圏に居住する団塊世代等の移住希望者と市民を対象とする。  | 本市への移住・定住を促進し、交流人口の増加を図ることで、地域活性化を図ることを目的とする。  | 移住・定住を促進するため、受入体制の整備充実、本市の恵まれた自然環境と快適な生活環境の道内外に向けた積極的な情報発信、空き地・空き家情報を収集、発信する。また、市内に住宅を新築・購入した市民に奨励金を交付することにより、定住を促進し、地域のコミュニティや経済の活性化を図る。     | 2,890,296        | B                        | 本市農業における従事者の高齢化の進行と後継者不足は喫緊の課題であり、特に、労働力を必要とするメロン等の施設園芸作物の栽培面積減少が大きな課題となっている。   | 直接的な移住者の確保と地域農業の担い手の確保をめざし、地域おこし協力隊の制度を活用して人材を誘致する。   | 引き続き、まちづくり推進係と連携して農業部門の地域おこし協力隊員の募集を行う。また、就農相談会だけでなく移住・定住相談会への参加を検討し、農業に興味を持つ相談者への積極的な対応を図る。  | 現状     |      |
| 移住・定住促進業務 | 農林課林務係     | 首都圏に居住する団塊世代等の移住希望者と市民を対象とする。  | 本市への移住・定住を促進し、交流人口の増加を図ることで、地域活性化を図ることを目的とする。  | 移住・定住を促進するため、受入体制の整備充実、本市の恵まれた自然環境と快適な生活環境の道内外に向けた積極的な情報発信、空き地・空き家情報を収集、発信する。また、市内に住宅を新築・購入した市民に奨励金を交付することにより、定住を促進し、地域のコミュニティや経済の活性化を図る。     | 2,031,214        | A                        | 全国的な問題となっている林業等の担い手の不足により、林業・林産業の衰退が危惧されていることから、担い手確保に向けた取組が必要である。また、エゾシカ等による農林業被害を軽減するため、有害鳥獣駆除及びエゾシカ肉等の活用についても検討が必要である        | 林業に関する直接的な移住者の確保と新たな担い手の確保をめざし、地域おこし協力隊の制度を今後も検討していく。   | 今後もSNSを利用した情報発信を続け、担い手対策に努めるとともに、北海道の担当部署と連携、協力を得ながら自然を生かした体験型イベントの開催を検討し、新たなイベント等による林業のPRを進める。   | 現状     |      |
| 移住・定住促進業務 | 体育振興課体育振興係 | 首都圏に居住する団塊世代等の移住希望者と市民を対象とする。  | 本市への移住・定住を促進し、交流人口の増加を図ることで、地域活性化を図ることを目的とする。  | 移住・定住を促進するため、受入体制の整備充実、本市の恵まれた自然環境と快適な生活環境の道内外に向けた積極的な情報発信、空き地・空き家情報を収集、発信する。また、市内に住宅を新築・購入した市民に奨励金を交付することにより、定住を促進し、地域のコミュニティや経済の活性化を図る。     | 7,099,337        | B                        | スポーツ部門の地域おこし協力隊に求めるスポーツ合宿・大会誘致による交流人口の増加については、社会体育施設に空きがなく新規の合宿等を受入が困難な状況にある。   | 地元スポーツチームが参加する大会において技術指導を行うとともに、大会参加チームの指導者に対し誘致活動を積極的に行う。また、社会体育施設担当職員との連携を図り、施設予約を効率的に調整し、限られた施設予約時間の中であっても新規合宿等の受入できるよう努める。              | 平成29年12月31日、平成30年8月31日付けでスポーツ部門の地域おこし協力隊が退任するが、新たな地域おこし協力隊の採用は予定していないことから、スポーツ部門の本事務事業は平成30年8月31日をもって終了するが、事業終了までの期間においては、市民へのスポーツ指導、合宿等の誘致に向けた活動を実施する。   | 現状     |      |
| 移住・定住促進業務 | 商工観光課観光振興係 | 首都圏に居住する団塊世代等の移住希望者と市民を対象とする。  | 本市への移住・定住を促進し、交流人口の増加を図ることで、地域活性化を図ることを目的とする。  | 移住・定住を促進するため、受入体制の整備充実、本市の恵まれた自然環境と快適な生活環境の道内外に向けた積極的な情報発信、空き地・空き家情報を収集、発信する。また、市内に住宅を新築・購入した市民に奨励金を交付することにより、定住を促進し、地域のコミュニティや経済の活性化を図る。     | 2,759,800        | B                        | 観光部門の地域おこし協力隊に求める本市の観光素材の新たな発掘や地域ブランドの創出は、難しい課題である。   | 現状の本市の観光素材を基に、観光関係者等と意見交換を行うなど地道な掘り起こし作業を行った。   | 平成29年3月31日付けで観光部門の地域おこし協力隊が退任し、あらたな地域おこし協力隊の採用は予定していないことから、観光部門の本事務事業は終了とする。また、平成29年度中に芦別観光振興計画を策定し、芦別の観光の体制や方向性・戦略等を整備する。  | 終了     |      |
| 市有住宅管理業務  | 都市建設課住宅係   | 市及び関連職員のための住宅(市共済住宅等)及び市内の事業所等に勤務している若年単身者のための特定公共賃貸住宅(溪水団地)の入居者及び入居予定者を対象とする。 | 市有住宅(市及び関連の職員住宅及び特定公共賃貸住宅)の適正な維持管理を目的とする。  | 市有住宅(市及び関連の職員住宅及び特定公共賃貸住宅)の維持管理を適正に行い、入居者の利便性の向上と住環境の充実を図る。   | 1,034,137        | A                        | 特定公共賃貸住宅(溪水団地)の空家戸数は平成29年3月末現在で9戸で、年度末は企業の人事異動等に伴い、一時に空き家が減少する傾向にある。  | 特定公共賃貸住宅(溪水団地)の入居者募集については、引き続き「広報あしひべ」に入居募集記事を掲載していくことが必要である。   | 市内の若年勤労者及び事業所に対する広報活動を充実させ、入居者の確保に努めるとともに、職員住宅等の整理売却を検討・推進する。   | 改善     |      |
| 公営住宅管理業務  | 都市建設課住宅係   | 市営住宅施設及び住宅に困窮する低額所得者   | 公営住宅等に入居を希望する人に対し、低廉で良質な公営住宅を提供するとともに適正な住宅管理を行うことにより、入居者が快適で安全・安心な生活を送ることができる機能の維持を図る。 | 維持管理に関する事務として、入居者からの連絡による修繕の他、計画修繕により適正な管理を実施する。家賃に関する事務として、滞納者への催告等の方法により、適正な家賃収納管理を行う。入居に関する事務として、空き家が発生した場合、速やかに修繕を行い、待機している入居予定者に住宅を斡旋する。 | 46,079,530       | A                        | 公営住宅の需要実態と入居可能な希望住戸の提供の調整を図り、計画的に修繕を行うことで、公営住宅の適切な維持管理を行う必要がある。頬城地区及び西芦別地区の改良住宅は、地区の人口減少により空き家が増加しており、また、老朽化が著しく維持管理に支障をきたしている。 | 供給する戸型タイプ及び立地条件と、住宅を求める市民とのミスマッチが無く、入居希望する住宅への調整を図り、計画的に修繕等の精査及び充実を図る。頬城地区及び西芦別地区の改良住宅は、改良住宅再編(移転集約)事業により、地域のコミュニティの継続とコンパクトにまとめた住環境の提供を図る。 | 入居者の要望に沿った整備及び計画修繕を進めるとともに、改良住宅再編(移転集約)事業に伴う移転対象者に対しては、できるだけ要望に沿った移転を推進する。また、平成25年度に策定した「芦別市住生活基本計画」及び「芦別市公営住宅等長寿命化計画」に基づく修繕及び建替等を推進する(計画期間:平成26年～平成35年度)。なお、公営住宅等の管理運営について、多様化する住宅ニーズに効率的かつ効果的に対応するため、平成30年度より指定管理者制度を導入し、市内民間事業者による管理を行う。 | 改善     |      |

<資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

2 生活・環境

→

(2) 生活環境

→

⑤ 下水道・排水施設の充実

| 事務事業名       | 所管課係名    | 計画(Plan)           |  |                                     | 実施(Do)<br>事業費(円) | 評価(Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善(Action)  |  |  | 今後の方向性 | 総合判定 |
|-------------|----------|--------------------|--|-------------------------------------|------------------|--------------------------|--|--|--|--------|------|
|             |          | 対象                 | 意図   | 手段                                  |                  |                          | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策   |  |        |      |
| 公共下水道維持管理業務 | 上下水道課業務係 | 下水道を使用している市民及び事業所等 | 都市基盤である下水道施設の維持管理業務を計画的に行い、施設の機能を確保するとともに延命化を図る。 | 下水道施設の計画的な点検、調査を実施し、修繕等について早期に対処する。 | 38,253,467       | B                        | 少子高齢化や人口減少時代の到来、節水型社会への変化等の社会経済要因を踏まえ、限られた財源の中で施設の老朽化等に対する長寿命化や、更新投資をいかに効率的かつ計画的に行い、経営を安定させていくことが課題となっている。 | 将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画として、平成29年1月に「芦別市流域関連公共下水道事業経営戦略」を策定するとともに、マンホールポンプ所の保守点検、管路施設調査清掃等により、補修箇所を早期発見し修繕することで長寿命化を図っている。 | 策定した経営戦略について現状の踏まえた見直しを毎年度行うとともに、各種委託業務についても内容を精査する等して効率的な維持管理を進めることとし、将来的な公営企業法の適用に向けた検討を進めることとする。また、下水道事業への理解を深める契機として、「マンホールカード」を活用したPR等も進めいくこととする。 | 現状     |      |

2 生活・環境

→

(2) 生活環境

→

⑥ 公園・緑化の充実

| 事務事業名              | 所管課係名      | 計画(Plan) |   |  | 実施(Do)<br>事業費(円) | 評価(Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善(Action)  |  |   | 今後の方向性 | 総合判定 |
|--------------------|------------|----------|---|--|------------------|--------------------------|--|--|---|--------|------|
|                    |            | 対象       | 意図  | 手段   |                  |                          | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策   |   |        |      |
| カナディアンワールド公園管理運営業務 | 商工観光課観光振興係 | 市民、観光客   | 観光施設や観光資源の有機的な結合と適切な施設等の維持管理により、自然豊かな本市の地域イメージである「星の降る里」にふさわしい魅力的な施設として集客を図る。 | カナディアンワールド公園の適切な整備及び維持管理をする。   | 16,713,927       | B                        | 施設の老朽化による維持管理経費の増加と安全性の低下や美観・景観の悪化による公園利用者の減少が課題である。   | 利用者への安全対策を最優先して必要な修繕を行い、指定管理者と連携し、小破修繕は外注せず、維持管理業務委託の中で対応した。カナディアンワールド公園ボランティアデーを2回実施し、市民とともに美観・景観の維持に努めた。 | 必要に応じた修繕を行うとともに、平成27年度に開催した市民検討委員会から提出を受けた「提言書」及び平成28年度に策定した「公共施設等総合管理計画アクションプラン」を基に、状況に応じた対応を図る。また、当該公園敷地で石炭の露天掘り鉱区としての可能性があるとして平成28年度から調査を行っており、調査結果によつては同公園の廃止も含め検討していく。 | 現状     |      |
| 公園管理業務             | 都市建設課土木係   | 市民       | 市民が安心して憩うことのできる公園整備と安全管理を目的とする。   | 市民が安心して利用できるように公園遊具の日常点検や有資格者による定期点検の実施。また、市民が憩える空間を確保するために公園施設の清掃や草刈り、公園樹のせん定などの維持管理と法で定められている公園台帳の整備を行う。       | 68,242,455       | B                        | 本市が管理している公園は58公園あり、そのほとんどが建設年数が30年以上経過していることから、施設や遊具の老朽化が著しい状況である。また、遊具の管理や公園樹木の剪定等を実施する必要がある。 | 日常的な安全点検、定期的な草刈りやごみ拾い、計画的な樹木の剪定を実施する。  | 芦別市公園長寿命化計画、芦別市公園再整備計画に基づき、施設の補修や遊具の更新、花の植栽を行う。また、地域のニーズに合わせ公園の廃止を含めた再整備を検討する。  | 現状     |      |
| 緑化推進事業             | 都市建設課土木係   | 市民       | 地域で花や植物等を育て慈しむ心を通じて、人間社会における「思いやりの心」を養うことを目的とする。                              | 「花いっぱい運動」で、町内会などの各種団体に協力依頼し植樹枠等に植える花の苗の育成をする。また、北海道開発局の事業である「フラワーロード38」、空知総合振興局の事業である「ふれあいの街クリーン事業」と連携した取組を推進する。 | 12,574,347       | B                        | 芦別市花と木・緑化推進事業計画に基づき、道路沿線や各公共施設に花を植栽し市民の協力もあり景観整備を進めているが、植栽後の草取りなどの管理が課題である。                    | 植栽後の管理について、関係機関と調整を行い草取り等を適正に実施できるよう協議する。  | 「芦別市花と木・緑化推進事業計画」に基づき事業を推進する。平成29年度より、旭地区的山の斜面を利用して「モミジ」、「エゾヤマザクラ」を試験植樹し、今後の生育状況を基に、計画的な植樹を進める。   | 改善     |      |

## <資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

2 生活・環境

→

(3) 安全・安心な生活

→

① 消防・防災対策

| 事務事業名 | 所管課係名    | 計画 (Plan) |   |  | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)   |  |   | 今後の方向性 | 総合判定 |
|-------|----------|-----------|---|--|--------------------|---------------------------|--|--|---|--------|------|
|       |          | 対象        | 意図  | 手段   |                    |                           | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策   |   |        |      |
| 防災業務  | 総務課総務防災係 | 市民の生命・財産  | 市町村は、「災害対策基本法」第42条に基づき、市民の生命と財産を災害から守るための災害対策を定める「地域防災計画」の策定が義務付けされ、適宜、必要に応じ修正を行ってきた。災害予防、災害応急及び災害復興対策までの一連の対策を迅速かつ円滑に行うための備えや体制強化を推進する必要がある。 | 国、北海道の上位計画との整合性を図るため、適宜、本市の地域防災計画の修正を行うとともに、計画で定める防災対策などを実施する。町内会を単位とする自主防災組織の設置促進及び防災活動マニュアルの作成。防災関係機関、団体、企業等との防災協定締結の促進。災害備蓄品配備計画（非常食・資機材など）の作成及び計画に基づく備蓄品の備蓄配備の促進 | 124,928,642        | A                         | 災害時における行政の災害対応には限界があることから、自主防災組織の設置を促進する必要がある。また、災害協定の促進、避難所運営マニュアルの作成、避難行動要支援者名簿作成、計画的な災害備蓄品の整備、防災訓練・講座の実施など計画的に推進する。 | 地域防災計画の修正、登録制メールの加入促進及び備蓄品の購入など、災害時における体制・対応強化等を進めているが、本市全体の防災力を高めるための各種マニュアルの作成、自主防災組織の設立促進と防災活動の支援、市民に対する災害情報伝達体制の確立など、地域防災において抱えている課題等の解決を着実に図るため、災害に備えた危機管理体制の強化充実を図る。 | 防災訓練や防災講座を実施するとともに配布している防災ハンドブック等を活用し、市民の災害に対する意識高揚を図り、市民が安心して生活できる防災対策と環境づくりを推進する。 | 現状     |      |

2 生活・環境

→

(3) 生活環境

→

② 自然環境保全

| 事務事業名    | 所管課係名    | 計画 (Plan) |   |   | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)  |                                       |   | 今後の方向性 | 総合判定 |
|----------|----------|-----------|---|---|--------------------|---------------------------|---|---------------------------------------|---|--------|------|
|          |          | 対象        | 意図  | 手段  |                    |                           | 現時点における課題   | 課題に対する対応方策                            |   |        |      |
| 河川維持管理業務 | 都市建設課土木係 | 市民        | 快適、安全な河川環境の創出により、河川を適正に利用できるとともに、流域の安全確保することを目的とする。 | 河川の災害を未然に防ぐため、継続的な監視パトロールや関係機関との情報交換を密にし、安全確保に努めるとともに、危険箇所の改修を行う。 | 13,477,116         | A                         | 本市が管理する普通河川及び準用河川は89箇所あり、その総延長は451.2kmである。近年、集中豪雨等の影響で被害を受けた河川の早急な対応が必要である。 | 河川パトロールを強化し危険箇所を把握し、計画的な工事・修繕などで対応する。 | 河川パトロールの結果を基に特に危険と思われる河川については、速やかに必要な対応を図る。また、それ以外の河川については定期的な巡回を行い、事前に危険な箇所を把握し維持管理に努める。 | 現状     |      |

2 生活・環境

→

(3) 安全・安心な生活

→

③ 除排雪対策

| 事務事業名 | 所管課係名    | 計画 (Plan) |   |  | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)   |   |   | 今後の方向性 | 総合判定 |
|-------|----------|-----------|---|--|--------------------|---------------------------|--|---|---|--------|------|
|       |          | 対象        | 意図  | 手段   |                    |                           | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策  |   |        |      |
| 除排雪事業 | 都市建設課土木係 | 市民        | 冬期間の降雪による交通の制約を軽減し、安全・安心・快適な冬の暮らしを提供することを目的とする。 | 除排雪計画に基づいた除排雪業務の適切な実施と、作業効率の低下した除雪機械の計画的な更新、更にオペレーターの確保に向けた委託業者との連携を強化し、安定的で効率的な除排雪業務を推進することで維持管理経費の抑制を図る。 | 233,094,228        | A                         | 除排雪計画に基づき作業を実施し一定水準の道路環境は維持されているものの、降雪状況により市民要望が多様化している。 | 芦別道路維持管理協同組合に除排雪作業を委託しているが、市と組合が連携を図りながら現状を把握し、多様化する市民要望に対応していくこととする。 | 除排雪機械を計画的に更新する。また、除排雪事業に対し市内業者の新規参入の確保を図り、迅速かつ効率的な作業体制の整備と強化に努める。 | 現状     |      |

<資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

2 生活・環境

→

(3) 安全・安心な生活

→

(4) 交通安全・防犯対策

| 事務事業名    | 所管課係名    | 計画(Plan)                                 |  |   | 実施(Do)<br>事業費(円) | 評価(Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善(Action)  |   |  | 総合判定 |
|----------|----------|--|--|---|------------------|--------------------------|--|---|--|------|
|          |          | 対象                                       | 意図   | 手段  |                  |                          | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策  | 今後の方向性   |      |
| 交通安全対策事業 | 市民課生活交通係 | 市民及び芦別市交通安全対策推進協議会本部・芦別交通安全協会・芦別市交通指導員会等 | 市内における交通安全の確保、交通事故抑止、特に「交通事故抑止」を目的として事業を効果的に推進し、運転者の各事業及び一般家庭徳と交通文化の進展に寄与することを目的とする。 | 国・道・警察等の行う交通安全の安全に関する施策に計画段階から市民が参加できる仕組みづくり、市民が主体的に行う交通安全総点検、地域におけるその特性に応じた取組み等により、参加、協働型の交通安全活動を推進する。 | 4,354,473        | B                        | 芦別市においては、高齢化率が著しく、高齢者自らが交通安全運動を実践できるよう効果的な広報・啓発活動を継続して実施していく必要がある。   | 芦別市交通安全対策推進協議会本部を中心に、老人クラブ連合会などを通じて、広報・啓発活動を実施したり、交通安全運動に参加してもらうことにより、交通安全意識の高揚を図る。   | 交通事故を減少させるためには、何より自らの意識改革が必要であり、そのためには交通安全教育をはじめ、有効な事業内容の検討を行い、今後も関係団体と連携を図り、各種交通安全対策を積極的に推進していく。  | 現状   |
| 地域社会浄化事業 | 市民課生活交通係 | 市民                                       | 犯罪を抑止するため、市民(地域)の防犯力(市民の防犯意識の普及啓発、防犯体制の強化)を高める。                                      | 市民の防犯意識の普及啓発を図るための講演会等の開催、地域の防犯体制を強化するための取組み(地域パトロール活動、防犯灯の維持管理及びLED防犯灯交換工事、電気料の補助、防犯カメラの設置)。           | 6,550,733        | A                        | 防犯への取組を推進するためには、犯罪の被害者となりやすい社会的な弱者である幼児・障がい者等に対する対応や犯罪の発生を未然に防ぐ地域づくりが必要である。  | 防犯への取組は、市民一人ひとりが自分のこととして考える「自助」が基本であるが、「自助」という町内会等の地域的なサポート力を高めることも必要であり、市が先頭に立って防犯都市宣言を推進する会の構成団体等と連携を図りながら、今後も継続して防犯に効果的な各種施策や啓発を実施する必要がある。なお、抑止力効果を高めるため、市有施設等に防犯カメラを設置することで防犯への取組を行っていく必要がある。 | 防犯への取組は、市民、事業者、関係団体と協働しながら、防犯都市宣言や条例に沿った全市的な取組みを進めていく。なお、抑止力効果を上げるために、市有施設等において防犯カメラを設置することで犯罪等を未然に防ぐ効果を高める。また、今後地域団体や事業者等への防犯カメラ設置に係る助成及び運用について検討する必要がある。 | 現状   |
| 空き家等対策事業 | 市民課生活交通係 | 市民                                       | 管理不全な空き家等への対応を図る。  | 平成25年度に制定した空き家等対策条例に基づき、管理不全な空き家の所有者等に対し、助言・指導・勧告等を行い空き家の改善を求める。また、所有者不明物件は市が必要最低限の緊急安全措置を行う。           | 1,970,086        | B                        | 老朽化した空き家が適切に管理されていないことにより、防災、防犯、景観などの市民の生活に深刻な影響を及ぼしている。また、管理不全な空き家は増加傾向にあり、その中でも所有者不明(相続放棄物件)の空き家や修繕解体する費用を出せない所有者への対応が今後の課題となっている。 | 空き家の適正管理を促すため、空き家等の有効な活用方法や放置空き家による影響などを市民へ周知・啓発するとともに、解体を希望する所有者等に対して積極的に支援する。   | ホームページや広報で空き家等の活用方法、放置空き家による地域住民の生活への影響などを周知啓発する。また、管理不全空き家が増加傾向にあることから、その抑制を図るため、関係団体や事業者と連携した仕組みづくりの構築に向けての、府内ワーキングチームの組織化をし、空き家の解体に係る助成制度等を検討する。        | 改善   |

2 生活・環境

→

(3) 安全・安心な生活

→

(5) 消費者対策

| 事務事業名   | 所管課係名    | 計画(Plan) |                                       |                                   | 実施(Do)<br>事業費(円) | 評価(Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善(Action)                                |  |  | 総合判定 |
|---------|----------|----------|---------------------------------------|-----------------------------------|------------------|--------------------------|--|--|--|------|
|         |          | 対象       | 意図                                    | 手段                                |                  |                          | 現時点における課題                                    | 課題に対する対応方策                                       | 今後の方向性   |      |
| 消費者対策事業 | 市民課生活交通係 | 市民       | 消費者が安全・安心な暮らしができるように、暮らしに役立つ情報等を提供する。 | 悪質な詐欺等の被害を未然に防ぐため、暮らしに役立つ情報を提供する。 | 777,010          | B                        | 日々巧妙化する悪質な詐欺などの消費生活に関する問題に対する素早い対応が課題となっている。 | 全国消費生活ネットワークシステムなどを通じて、様々な情報を収集し、消費者に伝えていくこととする。 | 研修会などでの啓発により、日々巧妙化する消費生活に関する問題、情報等を市民へ情報提供していく。また、消費生活相談員(嘱託職員)は平成29年3月末をもって退職となったが、消費生活相談員が行う業務については、ある程度の経験が必要なため、平成29年度については、現在までの経験を生かし、退職した消費生活相談員(嘱託職員)を1年間臨時職員として引き続き業務に従事してもらい、その後は、2市4町で広域的な消費生活相談業務を実施している「滝川地方消費センター」に当市も加わることも視野に入れ検討を進める。 | 現状   |

<資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

3 産業・経済

→

(1) 農林業

→

① 農業の振興

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名        | 所管課係名  | 計画 (Plan)               |   |   | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)  |  |  | 今後の方向性 | 総合判定 |
|--------------|--------|-------------------------|---|---|--------------------|---------------------------|---|--|--|--------|------|
|              |        | 対象                      | 意図  | 手段  |                    |                           | 現時点における課題   | 課題に対する対応方策   |  |        |      |
| 農業経営基盤強化促進事業 | 農林課農政係 | 農業者                     | 近年の農政事情である高齢化、担い手不足などの様々な問題に対処するため、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営者を育成し、本市の農業を担う農業経営体の確保を図ることを目的とする。                      | 芦別市担い手育成総合支援協議会を中心とした各種助成事業や農業経営改善計画の立案・指導により、担い手の育成・確保を図るとともに、農業関係資金の融通等による助成措置等で農業経営の安定を図る。また、農地利用集積円滑化事業等を活用し、認定農業者への農地の利用集積を図る。 | 2,734,010          | B                         | 農家戸数が減少する中で、農地の流動化がさらに進むことにより、認定農業者に集積される農用地が増加しており、受け皿としての余力を確保する観点からも、機械、施設等の設備投資への支援が必要となっている。   | 認定農業者の経営基盤が安定するように、引き続き関係機関・団体と連携して効果的な農地の集積を進めることとし、規模拡大により効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を図る。特に「芦別市版総合戦略」にも掲げる花き、メロンの生産額維持に向けて、これまでのハウス助成だけでなく、ソフト面で生産者の取り組みを助長する支援を行っていく。 | 平成29年5月に農業振興条例を改正して支援制度の見直しを行ったことから、制度の有効活用により認定農業者を中心とした担い手の育成確保を図る。特に「芦別市版総合戦略」にも掲げる花き、メロンの生産額維持に向けて、これまでのハウス助成だけでなく、ソフト面で生産者の取り組みを助長する支援を行っていく。     | 拡充     |      |
| 農業担い手対策事業    | 農林課農政係 | 認定農業者、新規就農者及び受入指導農業者    | 将来の本市農業を支える経営感覚に優れた農業者の確保・育成を図り、農業振興と農村地域の活性化を目指す。  | 農用地の利用集積を推進するとともに、将来、本市において就農することを志して高校・大学等に在学している者に対する修学資金の貸付及び新規就農者の定着に必要な助成を行う。  | 3,446,402          | A                         | 高齢化や後継者不足による農業従事者の確保が喫緊の課題である。  | 農業後継者からの相談や新農業人フェアへの参加などを通じて、Uターン就農者や新規参入者が効果的に活用できるよう制度のPRや効果的な運用を図る。   | 農業従事者の高齢化や後継者不足に対応するため、農外からの新規就農者だけでなく、Uターン後継者についてもその経営に必要な資格取得や経営基盤の整備に必要な借入に対する利子補給の助成を講じることで支援を行うとともに地域おこし協力隊制度を活用し、多様な担い手の確保に努める。                  | 現状     |      |
| 中山間地域等直接支払事業 | 農林課農政係 | 農業生産条件が不利な地域とその地域に住む農業者 | 中山間地域等の耕作放棄地発生防止及び多面的機能の維持を図る。  | 耕作放棄地の発生を防止し、適正な農業生産活動等の維持管理を通じて、中山間地域等の多面的機能の維持を図り、生産条件の不利を補うため、中山間地域等への支援をする。   | 202,964,990        | A                         | 本事業を活用し農業生産活動を何とか継続しているが、農業従事者の高齢化、地域の過疎化、後継者不足などの課題が多い。  | 本事業を継続し、耕作放棄地の発生を防止するとともに、後継者及び新規就農者の育成、農業生産法人等による農業経営の推進、集落内の農業支援体制の確立を図る。更には新規作物の導入による集落の活性化を推進する。   | 今後も本事業により中山間地域の生産条件の不利地の集落が行う、耕作放棄地発生防止、農業施設の維持、多面的機能の増進、農地保全活動に対し支援を行い、農業生産活動の維持を図る。  | 現状     |      |
| 農業振興対策事業     | 農林課農政係 | 農業者、農業関係団体等             | 農業振興対策全般について、次の事項を中心に施策の展開を図る。①経営所得安定対策 ②農業技術の普及 ③消費者との交流による生産意欲の高揚推進 ④都市との交流 ⑤意欲ある多様な経営体の育成・確保 ⑥農商工連携に向けた体制づくり | 生産地としての情報発信、生産者による販売促進PR活動及びグリーンツーリズム推進活動。地域協議会全体での新たな農業政策（経営所得安定対策）への対応を図る。また、農商工連携に向けた、民間主体の組織づくりに向けた調査・研究を実施。                    | 34,192,826         | A                         | 民間主導により設立された「食農産業推進協議会」（平成24年度設立）と引き続き連携を図りながら、農業の振興を含めた農商工連携に向けた取組を促進していくことが必要である。また、本市の農業振興を図る上で、重点的に国の政策支援を受けて地域農業の中核となる「認定農業者」の育成が重要となるが、高齢化と後継者不足により漸減の方向にあり、確保に向けた取り組みが必要である。 | 6次産業化に向けた調査結果を受けて、引き続き既存の特産物を含め地元農畜産物を活用した新たな特産物の開発支援を行う。また、認定農業者の育成・確保を図るため、農産物の付加価値増、生産コストの低減に対する取り組みに支援を行う。   | 農業振興条例の改正による支援メニューの創設により、「食農産業推進協議会」を中心に日本酒「あしひつだけ」の育成、新たな特産物開発へ向けた取り組みを推進し、地域経済の活性化を図る。また、認定農業者の減少を緩和させるために、農業生産の維持をめざすため国、道の政策支援を活用して認定農業者の育成・確保を図る。 | 拡充     |      |
| 多面的機能支払事業    | 農林課農政係 | 農業振興地域の農用地区域における活動組織    | 農業生産活動を通じて農地の多面的機能の維持を図る。   | 農業者を中心として地域住民を含めた活動組織を結成し、農用地、水路、農道等地域資源の適正な維持管理を行う。  | 46,439,783         | B                         | 農業従事者の高齢化等により、個人のみの努力では農用地の保全並びに農業施設等の現状維持が非常に厳しい状況である。   | 認定農業者や農業生産法人への農地集積の推進や地域ぐるみでの共同活動等により、農用地の確保及び農業施設等の維持を行う。   | 農業者をはじめとした地域の活動組織が地域の農用地を保全することで、地域全体で農地を守っていくという意識の高揚と、農地が持つ多面的機能の發揮が期待できる。   | 現状     |      |
| 畜産業振興事業      | 農林課農政係 | 市内酪農家及び家畜飼養者            | 安全・安心な畜産物を消費者に供給するため、家畜衛生対策の推進及び畜産農家の経営安定を図る。   | 家畜診療事業、家畜伝染病の予防事業、酪農施設（堆肥舎）の整備補助及び債務負担整理に関する負担減を行う。   | 1,231,510          | B                         | 近年、畜産農家戸数が減少し、高齢化と後継者不足が進み市内酪農家数の維持が困難な状況である。   | 酪農経営の安定や食の安全を確保するための施策を継続し、今後の状況に応じて必要な措置を講ずる。   | 飼料価格高騰や適正な乳価の確保といった課題に対応するため、国や道の配合飼料価格安定制度、加工原料乳生産者補給金制度を活用して生産体制の維持と畜産農家数の維持を図る。   | 現状     |      |
| 土地改良事業       | 農林課農政係 | 農業者                     | 農業基盤整備により土地改良を行い農業を継続できる環境を整える。国営施設及び農業用施設を整備・維持管理をすることで安定した農業経営を推進し、農業競争力の強化を図る。                               | 地域の実情に応じた農地・農業水利施設等の整備を農業基盤整備促進事業で実施し、生産効率の向上を図る。土地改良区と連携をして、安定的な土地改良施設の管理体制の強化を図る。   | 5,676,066          | B                         | 農業水利施設の老朽化が進んでいるが、施設の管理水準の確保が必要である。土地改良による品質向上や経営規模拡大が必要とされる。   | 計画的な施設の修繕を実施し長寿命化を図る。管理体制整備の強化に向けた目標を設定し継続して取り組む。基盤整備による生産条件の向上を図り湿地の解消、区画の拡大等で課題解決につなげる。  | 今後も農業生産基盤の国営施設、農業水利施設を維持管理する土地改良区に対し、農業水利施設に有する多面的機能等の發揮、環境や安全に配慮した適切な管理水準の確保のための支援を行う。基盤整備を促進し生産条件の向上を支援する。   | 現状     |      |

<資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

3 産業・経済

→

(1) 農林業

→

(2) 林業の振興

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名        | 所管課係名  | 計画 (Plan)             |   |  | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)   |  |  | 今後の方向性 | 総合判定 |
|--------------|--------|-----------------------|---|--|--------------------|---------------------------|--|--|--|--------|------|
|              |        | 対象                    | 意図  | 手段   |                    |                           | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策   |  |        |      |
| 林業振興等業務      | 農林課林務係 | 市内民有林、林業関係機関・団体、森林作業員 | 市内民有林林業を振興し、森林の維持・増進を図るとともに、専門的な職業能力を有する林業担い手を育成・確保するための人材養成機関の設置に向けた取り組みを行う。また、森林整備に不可欠な森林作業員の就労の長期化・安定化を図る。 | 市内民有林業の振興のため、関係機関・団体との連携を図り必要な経費を負担する。また、芦別市内に人材養成機関である林業学校の設立・誘致の活動に対する経費及び森林作業員の確保に向けた森林整備担い手対策推進事業に要する負担金を負担する。 | 5,450,889          | A                         | 雌山の自然保護活動を行うために入山制限をしているものの、高山植物の盗掘目的での無断入山が問題となっている。また、期成会については、北海道が林業学校等の設立に関し前向きな姿勢を表明したことから、芦別市に林業学校の誘致に向けた活動を行う必要がある。                   | 高性能林業機械等の導入により効率的な施業を促すとともに、高山植物の盗掘目的での無断入山が問題となっている。また、期成会については、北海道が林業学校等の設立に関し前向きな姿勢を表明したことから、芦別市に林業学校の誘致に向けた活動を行う必要がある。 | 雌山については、巡回活動を継続し高山植物の回復を待つ。期成会については、引き続き先進地視察等を実施し、関係団体と連携のもと、官民一体となり北海道に対し林業学校誘致の要請活動を実施する。また、木質バイオマス事業の活性化を図るために、利用促進助成条例を制定し、木質チップ燃料製造事業者を育成するとともに、原材料の安定的な確保のため、早生樹の栽培試験に取り組む。 | 拡充     |      |
| 民有林振興対策事業    | 農林課林務係 | 森林所有者                 | 市内民有林業の振興、市内一般民有林における森林整備を計画的に推進する。   | 市が計画した森林整備事業を実施した森林所有者に対して、費用の一部を補助する。   | 8,972,281          | B                         | 計画を進めるうえで、森林所有者への周知が困難な「不在村森林所有者」への対策が課題となっている。  | 不在村森林所有者対策に向けて、各関係機関の協力を得ながら広く事業を周知させるために「ふるさと森林相談会」に参加することで、より一層の事業の推進を図る。  | 広く森林所有者に事業を周知させ、計画的な林業振興及び森林整備を推進していくとともに、整備放棄森林の解消を目指す。   | 現状     |      |
| 獵政業務         | 農林課林務係 | 農林業関係者、市民             | 有害鳥獣と野生鳥獣による農林業並びに生活環境に係る被害防止、人間と動物が共存できる環境づくりを推進する。  | 住民からの要請及び情報に対して、関係機関・団体との連携を図り、捕獲・保護及び防除を行う。   | 10,814,131         | A                         | 有害鳥獣と野生鳥獣による農林業被害の低減、生活環境に係る被害防止、人間と動物が共存できる環境づくりが進められているものの、農林業への被害が引き続き認められている。  | 芦別獵友会や道、または近隣市町と連携し、捕獲頭数の増加を図る。  | 平成26年度から新規銃免許の取得に要する経費を補助しており、これら免許取得の促進に努めることにより、地域の有害鳥獣捕獲の担い手を確保し、農林業の被害低減を図る。   | 現状     |      |
| 森林整備地域活動支援事業 | 農林課林務係 | 森林所有者                 | 森林所有者等による適切な森林整備を実施するための路網（道路）整備を図る。  | 森林整備等を行っている森林所有者に対して、森林の面積に応じた交付金を交付する。  | 8,556,251          | A                         | 事業を実施するうえで、不在村化及び不在村化による所有者との連絡がつかない森林は、整備放棄森林となっている事例が多いことから、その対策が課題となっているとともに、コスト低減のための森林施業に欠かせない路網改良が必要とされる箇所が存在する。                       | 各関係機関の協力を得るなどして森林所有者の連絡先を確認し、事業の周知及び路網整備を図る。   | 広く森林所有者に対し事業を周知し、整備放棄森林の解消に向けて、路網の整備を含め計画的な森林整備を推進していく。  | 現状     |      |
| 市有林・林道管理業務   | 農林課林務係 | 芦別市有林                 | 市有林における森林資源の確保を図る。  | 市有林野の管理及び市有林野の管理に必要な作業道・管理道の維持管理を行う。   | 3,591,286          | A                         | 作業道等については、天候や車両走行により路盤洗堀や崩落が突然的に発生することから、迅速かつ安全な状態での維持管理を行う必要がある。また、野ねずみによる食害が発生していることから、その対策が必要である。   | 森林組合と連携を図り、情報の提供を受けながら、路網の維持修復並びに野ねずみ防除事業等を実施する。   | 今後も林道、作業道等の整備を継続し、市有林・林道の適正な維持管理に努める。また、施業放棄森林となる可能性がある市内の一般民有林を購入し、森林の多面的機能の維持増進及び市有林の施業面積の拡大を図り、循環型森林施業を確立する。  | 拡充     |      |
| 生活環境保全林管理業務  | 農林課林務係 | 市民、旭町生活環境保全林（芦別市有林）   | 市民の森林レクリエーションの場として生活にゆとりを提供し、森林環境教育のフィールドとしての活用及び遊歩道を利用した森林浴や森林セラピーにより心身の健康維持・増進を図る。                          | 北海道が保健保安林に指定し、道の治山事業で旭町市有林内に造成された「生活環境保全林」の維持管理を行う。  | 1,470,960          | B                         | 森林レクリエーションの場として、また森林環境教育のフィールドとしての利用が少ない。  | 市内小中学校や生涯学習活動の一環として利用してもらえるよう、継続的な維持管理を進めるとともにPR活動も併せて実施していく。  | 整備造営については道に企業の森づくりとして要望を行うとともに、市民の憩いの場として、また森林環境教育のフィールドとしてのPR活動を行う。   | 現状     |      |
| 森林環境保全整備事業   | 農林課林務係 | 市有林                   | 市有林における森林資源の確保と地元木材の価値の向上を目指すとともに、世界的な問題となっている地球温暖化の防止に貢献できるよう適切な森林整備を実施する。                                   | 森林整備が必要な市有林の人工造林・下刈・除間伐等の事業を実施する。また、収穫期を迎えた林分については主伐等実施し、財産収入を得る。  | 37,343,960         | A                         | 芦別市有林の財産形成並びに森林の多面的機能を発揮させるためには、適正な森林整備が必要なことから、事業量を確保するためには、年間を通じて森林整備事業量の平準化が必要である。また、諸般の事情により皆伐後、植栽が出来ない森林所有者がいることから、造林未済地の発生を抑えなければならない。 | 積雪後に施工可能な森林整備事業については、冬期間の事業実施に努める。また、植栽を実施できない森林所有者には分収造林契約を締結し、補助事業を活用しつつ造林未済地の発生を抑え、市有財産の形成を図る。                          | 造材を伴う森林整備事業は、冬期間での事業実施が最適であり、林業従事者の通年雇用化にも貢献できることから、今後も森林経営計画に基づき、有利な補助事業を活用して市有林の整備及び造成を図る。   | 現状     |      |

<資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

3 産業・経済

→

(2) 商工鉱業

→

① 商業の振興

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名      | 所管課係名      | 計画 (Plan) |   |  | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)   |  |   | 今後の方向性 | 総合判定 |
|------------|------------|-----------|---|--|--------------------|---------------------------|--|--|---|--------|------|
|            |            | 対象        | 意図  | 手段                                       |                    |                           | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策   |   |        |      |
| 商工業振興・育成事業 | 商工観光課商工振興係 | 中小企業者等    | 地域における商工業の総合的な改善発展を目指し、地域経済の振興発展を目指す  | 中小企業者等に対する補助金の交付、商工会議所への補助金の交付           | 271,991,567        | B                         | 中・長期的な展望では、製造業を中心に積極的な設備投資の姿勢が見え始め、生産設備の増強や工場の増設等の案件も出始めている。一方、全国的な人手不足の問題は、地方にとっても深刻であり、従業員の確保が思うように進まない状況が市内企業にも生じてきており、労働力の確保が課題となっている。     | 社会経済情勢の変化、企業ニーズに対応するため、継続的に企業情報の収集に努め、企業が必要とする支援を行っていく。  | 平成25年度から拡充改正した補助制度を地元企業に広く周知し、活用してもらうことで投資意欲を促し、企業の競争力の強化を図るほか、平成29年度からは従業員用の住宅を取得した中小企業等に対し奨励金を交付する制度が施行されたことから、従業員確保に向けた取り組みを推進していく。  |        | 拡充   |
| 住宅改修促進事業   | 商工観光課商工振興係 | 市民        | 住宅の改修工事に係る費用の一部を助成することにより、快適な住環境の整備並びに市内建設業の振興及び雇用の安定を図る。   | 住宅改修工事を行った者に対する補助金の交付                    | 13,300,000         | B                         | 住宅の耐久性、安全性に対応する住環境の整備、地元建設企業の経営の健全化、疲弊する地域経済の活性化を図るために必要な施策である。また、これまでの商工行政としての施策という観点から、建築行政における市民の住環境の整備を図る施策への方向転換の必要性を追求していく。              | 本事業における、設計・施行の審査については、商工観光課では専門的知識が無く審査しかねることから、都市建設課の協力を得て対応している。   | 本条例は、市内建設産業の振興及び雇用の安定も目的とされているが、本制度により雇用の安定化が図られ、市民のニーズとしても住宅改修による住宅の安全性、耐久性の向上を図る目的が多くなってきており、今後は、建築行政における施策としての必要性を追求する必要がある。   |        | 現状   |
| 市内購買促進事業   | 商工観光課商工振興係 | 市民、商工業者   | 消費の落ち込み、売上げの減少、郊外への流出を防ぐため、「買い物は地元で・地元商品愛用強調月間」としてドリームフェスタを、さらに地域経済緊急対策として「スーパー・プレミアム(割増特典付)商品券」を発行し、商店街、市民一となり、疲弊している商店街等に活力と消費の回復を図る。 | 商工会議所との連携により、購買促進事業を実施する。                | 18,574,063         | B                         | 近隣市町の大型店舗の進出などによる購買力の市外流出など、市内小売店舗を取り巻く環境はますます厳しくなっており、市内消費を促す取り組みが必要である。  | 市民の購買需要を極力市内でまかなう商店街づくりに努めるものとし、購買力の市外流出を防ぐためのイベント等を実施する。  | 市内限定商品券「どんぐり」の利用拡大に向けた積極的なPR活動をはじめ、年末商戦の期間において実施する「ドリームフェスタ実施事業」を引き続き支援していくほか、平成29年度から、従来の芦別ポイントカード(Aカード)が、行政の事業と連携した付加価値の高い、新たなIC型ポイントカードシステムに変わることから、芦別ポイントカード協同組合と行政との連携事業の一層の推進を図り、購買力の市外流出を防ぐことで市内経済活性化を図る。また、平成29年度の割増特典付商品券発行事業については、地元企業を対象とした地元限定商品券を一定額含めて発行するなど、さらに域内消費が活性化するよう実施する。 |        | 拡充   |
| 地元産品販売拡大事業 | 商工観光課商工振興係 | 市内商工業者    | 地域における産業・経済の活性化を願い、地元産品を広く市内外に紹介するとともに、積極的に販路の拡大を図る。  | 市内におけるイベントの開催、市外イベントへの出展によるPR・販売活動を実施する。 | 1,386,875          | B                         | 本市の特産品は、農産物を含めて評価が得られるような潜在力がある一方、PR機会や商談機会の不足等により販路開拓が十分ではない。また、生産ロット数確保が求められるような商品は、小規模事業者では対応が困難である。また、新たな特産品づくりに向けた事業者の意欲を助長するような支援が必要である。 | 国内においては、市内外で行われるイベントへの出展や商談会への参加を促進するとともに、ユジノサハリンスク道北物産展等、海外への販路拡大への取り組みに対する支援を行う。また、商品開発や生産体制の充実が図られるような取り組みを推進する。さらに、食農産業推進協議会等と連携し、本市の特産品として確立できるような商品開発を目指す。 | 道内の主要物産イベント（食べマルシェ、札幌オータムフェス、らんフェスタ、なかなか大収穫祭）では、民間事業者同士が連携を取り、自主的な参加を行える環境整備を進める。また、多様な商談機会等の参加を促し、販路の拡充と生産体制の充実を目指す。さらに、北海道との連携により、台湾など国外への販路拡大の取り組みを進める。  |        | 現状   |

### <資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

3 産業・経済

→

(2) 商工鉱業

→

(2) 工鉱業の振興

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名  | 所管課係名      | 計画 (Plan) |  |                     | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)   |  |  | 今後の方向性 | 総合判定 |
|--------|------------|-----------|--|---------------------|--------------------|---------------------------|--|--|--|--------|------|
|        |            | 対象        | 意図   | 手段                  |                    |                           | 現時点に<br>おける課題  | 課題に対する<br>対応方策   |  |        |      |
| 企業誘致事業 | 商工観光課商工振興係 | 誘致対象企業    | 企業誘致を積極的に推進することにより本市経済の活性化、雇用の確保及び地域振興に資する | 企業誘致委員会の開催、企業訪問の実施等 | 2,876,366          | C                         | どの自治体も誘致に向けて補助制度や優遇税制を掲げているため、最終的には本市の優位性や特性を訴えることが重要となるが、訴求力となる要素が少ない。また、誘致した企業へのフォローアップ（補助制度周知、雇用確保、様々な要望への対応等）においても重要度が増してきている。 | 本市の有する特性や優位性を踏まえ、重点的な誘致対象業種のあり方や企業訪問・企業誘致活動の手法などについて、具体的かつ実効性のある取り組み（例：道内に移転等の計画がある企業への訪問）を実施し、企業誘致の実現に向けた効果的な活動を展開する。さらに、北海道ふるさと応援フォーラムなどの参加のほか、人脈を活用した誘致活動や本市のPRを進めること | 企業立地や既存企業の事業拡大に対する支援制度を積極的にPRするほか、訪問先の候補となる新たな企業データを入手し、「道内に移転等の計画がある企業への訪問」を実施し、企業誘致の実現に向けた効果的な活動を展開する。さらに、北海道ふるさと応援フォーラムなどの参加のほか、人脈を活用した誘致活動や本市のPRを進めること | 改善     |      |

3 産業・経済

→

(3) 雇用・労働環境

→

① 雇用・労働環境の充実

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名       | 所管課係名      | 計画 (Plan)                   |  |   | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)  |  |  | 今後の方向性 | 総合判定 |
|-------------|------------|-----------------------------|--|---|--------------------|---------------------------|---|--|--|--------|------|
|             |            | 対象                          | 意図   | 手段  |                    |                           | 現時点に<br>おける課題   | 課題に対する<br>対応方策   |  |        |      |
| 雇用・労働環境向上事業 | 商工観光課商工振興係 | 芦別市内の事業所に勤める勤労者、出稼労働者及び事業所。 | 勤労意欲の向上、出稼労働者の援護、短期の就業・雇用機会の創出を図る。勤労者の雇用の労働条件改善や雇用安定維持を図ることにより勤労意欲の向上を目的とする。市内事業所における人材確保と雇用拡大を図る。 | 規則に基づく褒賞の授与・表彰、出稼ぎ前無料健康診断の実施。芦別地区連合会、芦別技能協会に対する交付金の交付。新規学卒者雇用奨励金等の交付。 | 14,968,721         | A                         | 全国的な労働力人口の不足の影響もあり、求人しているにも関わらず、充足されていない事業所がある一方、求職者が雇用機会を求める状況もあることから、多様な雇用機会の創出と拡大、さらに労働力の確保と定着が課題となっている。 | 新規学卒者雇用奨励事業、雇用拡大奨励事業、ふるさと就職奨励金交付事業などにより、雇用機会の創出と拡大を図るとともに、市内企業への高校卒業者の就職を促進する活動を助長、支援する。 | 市内企業の労働者確保が最優先課題であることから、既存制度の周知と活用を促すとともに、ふるさと就職奨励金については、平成29年度から新規学卒者も対象としたほか、市内企業の従業員宿舎建設に対する奨励金制度も新設し、制度全体の底上げを推進するとともに、芦別商工会議所と連携し、中・北空知管内の高校や大学等への訪問や企業説明会を通じて市内企業への人材供給を促進させる。 | 拡充     |      |

3 産業・経済

→

(4) 観光

→

① 観光事業の振興

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名      | 所管課係名      | 計画 (Plan) |  |   | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)  |  |  | 今後の方向性 | 総合判定 |
|------------|------------|-----------|--|---|--------------------|---------------------------|---|--|--|--------|------|
|            |            | 対象        | 意図   | 手段  |                    |                           | 現時点に<br>おける課題   | 課題に対する<br>対応方策   |  |        |      |
| 観光イベント推進事業 | 商工観光課観光振興係 | 市民、観光客    | 健夏まつり、キラキラ☆フェスタあしひべつの開催を支援とともに、観光客の誘致を図り、市民活力の向上を図る。   | 健夏まつりの開催委託、キラキラ☆フェスタあしひべつ実行委員会に対する開催補助金を交付する。   | 6,857,775          | B                         | 本市の一大イベントである「健夏まつり」のほか、商工会議所を主体とする実行委員会による「キラキラ☆フェスタあしひべつ」開催に対する支援を行ったが、観光入込客数が減少傾向にあることから、行事内容の検討など、観光入込客数の確保に向けた取り組みが必要である。 | 健夏まつり、キラキラ☆フェスタあしひべつの行事内容の検討・充実によるイベントの魅力向上を図るとともに、他のイベントも含め効果的な情報発信を実施し、観光入込客数の確保に努める。  | イベントの行事内容の充実や支援の在り方について、実行委員会と検討を行い、イベントの魅力向上を図るとともに、平成28年度末に新たに開設した観光専用ホームページおよびSNS、広報紙、各種雑誌等を活用し、イベント全般の効果的な情報発信を実施し、観光入込客数の増加につなげる。 | 現状     |      |
| 観光振興推進事業   | 商工観光課観光振興係 | 市民、観光客    | 道内外観光客の来訪促進や星の降る里芦別の魅力を発信するため、広域PRの強化を図るほか、芦別観光協会などの観光団体と密接な連携を図り、観光事業の発展や観光客の誘致を図る。また、あさひかわ観光誘致宣伝協議会、中空知広城市町村圏組合、中空知定住自立圏、東空知観光周遊ルート創出推進協議会などの市外関係団体とも広域的連携を深め、観光客の誘致に効果的な体制の整備を図り、各種共同事業を開展する。 | ①星の降る里芦別観光事業の委託（芦別観光協会）②観光施設整備及び維持管理（観光案内板や旧三井芦別鉄道展示場等）③観光・イベント周知宣传事業（観光専用ホームページの作成や観光プロモーションの実施、イベントPRチラシ作成・配布等）④市外観光関係団体との連携、活動促進 | 9,266,860          | A                         | 観光入込客数の更なる増加のため、芦別の魅力の効果的な情報発信の在り方について検討を図り、観光客の誘致を促進する必要がある。また、民間発想による柔軟な対応と情報発信を充実させるため、観光協会のあり方を検討する必要がある。                 | 芦別の観光を多様な手段でPRするため、札幌駅前通地下歩行広場での観光プロモーションや札幌大通公園での札幌ピアガーデンブースでのイベントPRを実施したほか、SNS等を取り入れた観光専用ホームページを作成した。また、引き続き観光協会のあり方についても協議していく。 | 健民センター施設の指定管理者と道の駅の指定管理者等と連携し、新たに作成した観光専用ホームページやSNS等を駆使し情報発信を強化し、観光客の誘客促進を図る。さらに、観光協会のあり方と事務局の独立に向かって検討をスピード感をもって進める。                  | 改善     |      |

<資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

3 産業・経済

→

(4) 観光

→

② 観光資源の有効活用

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名                | 所管課係名      | 計画 (Plan)         |  |                       | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)  |  |   | 今後の方向性 | 総合判定 |
|----------------------|------------|-------------------|--|-----------------------|--------------------|---------------------------|---|--|---|--------|------|
|                      |            | 対象                | 意図   | 手段                    |                    |                           | 現時点における課題   | 課題に対する対応方策   |   |        |      |
| 陶芸センター管理運営業務         | 商工観光課観光振興係 | 市民、観光客            | 芸術・文化の向上を図るとともに、青少年や高齢者等のコミュニティーの場として、個性あるまちづくりと地場産業の振興を図る | 芦別市陶芸センターの適正な管理・運営    | 7,471,012          | B                         | 陶芸センターを活動の拠点とする陶芸サークル匣鉢（さや）の会など、陶芸愛好者などを中心に一部の利用者による利用は安定している反面、新規の見学者や体験者が伸びていない。  | 陶芸センター及び健民センター施設の指定管理者である芦別振興公社と連携し、ホテルの各客室に陶芸センターのチラシを配架しPRを行うとともに、広報紙やホームページを活用し、陶芸センター行事のPRを行う。                           | 平成29年3月末に新しく開設した観光ホームページ及びSNを活用し情報発信の強化を図るとともに、平成29年度から、スタートライトホテル等の指定管理者となった北海道ホテル&リゾートと連携し、ホテル・温泉利用者へ陶芸センターの利用促進を図るとともに、陶芸センター指導員及び匣鉢の会と連携し、市民の利用者拡大を図る。  | 現状     |      |
| 健民センター園地管理運営業務       | 商工観光課観光振興係 | 市民、観光客            | 市民および観光客等の保健休養地として整備を図り、観光客誘致の促進および地域の活性化を図る。              | 芦別市健民センター園地の適正な管理・運営  | 12,946,367         | B                         | 園地内施設の利用頻度は一部に偏っている（パークゴルフ場）ため、施設の有効活用による観光客や利用者の増加を図る必要がある。  | テニスコートは一部のコートは使用可能であるが、ほとんどが使用に堪えない状況を確認したことから、今後の施設のあり方を検討する必要がある。グラウンドについては、スタートライトホテル等の指定管理者独自のソフト事業（イベント）ができるか検討する必要がある。 | パークゴルフ場はこれまでどおりしっかりとメンテナンスを行い、一部使用不可能なテニスコートやグラウンドについても活用方法を引き続き検討する。   | 現状     |      |
| 健民センターオートキャンプ場管理運営業務 | 商工観光課観光振興係 | 健民センターオートキャンプ場利用者 | 市民及び観光客等のレクリエーション施設として管理運営し、観光客誘致の促進と地域活性化を図る。             | オートキャンプ場施設の安全管理と環境整備  | 5,913,816          | B                         | 2つのオートキャンプ場を運営していることによる費用対効果の問題から、将来的な当該キャンプ場のあり方について検討する必要がある。   | 所管による行政コストの精査、健民センター施設の指定管理者やキャンプマーカーなどへの当該キャンプ場の利活用のアドバイスをもらい、今後の方向性を決める。   | 上記方向性により当該キャンプ場を維持管理していくか、場合によっては当該キャンプ場の廃止も含め検討する。   | 現状     |      |
| 滝里湖オートキャンプ場管理運営業務    | 商工観光課観光振興係 | 滝里湖オートキャンプ場利用者    | 市民及び観光客等のレクリエーション施設として管理運営し、観光客誘致の促進と地域活性化を図る。             | オートキャンプ場施設の安全管理と環境整備  | 36,989,323         | B                         | 経年劣化により施設の維持管理費の増加と今後の安定的な利用者の集客が課題である。   | 将来を見据えた適切な維持管理を行い、施設の長寿命化を図る。指定管理者やキャンプマーカーなどから当該施設の利活用についてアドバイスをもらい検討する。  | 隣接する滝里湖を活かした市民及び観光客等のレクリエーション施設として、また、富良野市に近い立地条件などのPRを行うとともに、快適に利用できるよう適正な維持管理とサービスの向上により、さらなる利用者の増加を図る。   | 現状     |      |
| 健民センター管理運営業務         | 商工観光課観光振興係 | 市民、観光客            | 市民及び観光客の保健休養地としての諸施設の適正な管理・運営により、本市観光産業の振興を図る              | 健民センター施設の安全管理と環境整備    | 80,442,012         | B                         | 健民センター施設の利用者が減少傾向にあり、また指定管理者である芦別振興公社に対する経営支援（貸付金）が多額になり、管理運営の見直しが必要である。  | 平成28年度をもって芦別振興公社の指定管理を終了し、平成29年度から民間企業に変更することとした。  | 保健休養施設として、スタートライトホテルと隣接する諸施設を一体とした環境を整え、利用者のニーズに合ったサービス向上を図り、利用者数の増加を目指すとともに、新たに指定管理者となった「北海道ホテル&リゾート㈱」の企画を生かした運営を支援しながら、温泉施設の日帰り利用及び宿泊客の増加を図る。<br>また、温泉施設は集客の核となる施設であるが、各施設、設備の老朽化が著しいため、平成30年度に大幅リニューアルすることとし、平成29年度に実施設計委託を行う。 | 改善     |      |
| 国設芦別スキー場管理運営業務       | 商工観光課観光振興係 | 市民、観光客、児童・生徒      | スキー場の整備・管理運営を行い、市民及び観光客のレクリエーションの確保と観光振興を図る。               | 国設芦別スキー場の適正な管理・運営を行う。 | 9,354,231          | B                         | リフト関係施設の老朽化に伴い、利用者の安全を確保するためには交換又は補修が必要である。また、平成21年度より利用料金制を導入しているが、人口の減少とスポーツの多様化によるスキー場利用者の減少により、収入が確保できず採算性がないことから、今後、利用者の増加に向けた取り組みやスキー場の運営・委託方法の見直しが必要である。 | 施設の維持管理については、安全確保を第一として、施設、設備等の修繕対応を図るが、多額の費用を要する設備改修を指摘されている一方、利用者減少であることから、今後のスキー場のあり方も改めて検討する。                            | 冬場の健康増進等でスキー場の存在は大きいものの、維持管理経費が多額にわたれば、市の財政状況の悪化に直接影響が出ることから、必要最低限の改修を行い、スキー場については平成31年度をもって休止する。ただし、スキー場の運営主体となる民間企業等がいないか並行して調査し、施設の譲渡等による継続についても検討する。  | 現状     |      |

## <資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

### 3 産業・経済

→

### (4) 観光

→

### ② 観光資源の有効活用

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名      | 所管課係名      | 計画 (Plan) |  |                    | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)  |  |  |      |
|------------|------------|-----------|--|--------------------|--------------------|---------------------------|---|--|--|------|
|            |            | 対象        | 意図   | 手段                 |                    |                           | 現時点における課題   | 課題に対する対応方策   | 今後の方向性   | 総合判定 |
| 道の駅等管理運営業務 | 商工観光課観光振興係 | 市民、観光客    | 大きな駐車場と市の観光施設を連携した「道の駅」を整備し、道路交通の安全で快適な環境整備、観光客に対するサービスの提供により地域活性化を図る。 | 道の駅連絡会との連携、施設の有効利用 | 53,753,236         | A                         | 駐車場の拡幅及び歩行空間のインターロッキングの改修が終了したものの、道の駅出入口の花壇等の景観整備が不十分であり、屋外の公衆トイレの老朽化の対応が必要である。 | 道の駅出入口の花壇や国道に面した石垣及び法面の草取り・草刈りを実施し景観の整備に努めるほか、屋外公衆トイレについては、利用環境の維持のため、必要最低限の修繕とトイレ内の掲示物を見やすく整理し、利用者への不快感の解消に努める。 | 屋外トイレの改修及び休憩スペースの設置、各施設の適正な維持管理を行い、また、にぎわい創出のためのイベントの開催を検討し、ドライバーの休息施設、市の観光情報や地場産品のPRの場として活用し、市民や観光客へのサービス向上と芦別の観光の拠点として更なる利用客増加を図る。 | 現状   |

### 4 保健・医療・福祉

→

### (1) 保健・医療

→

### ① 保健の充実

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名       | 所管課係名      | 計画 (Plan)            |  |   | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)  |  |  |      |
|-------------|------------|----------------------|--|---|--------------------|---------------------------|---|--|--|------|
|             |            | 対象                   | 意図   | 手段  |                    |                           | 現時点における課題   | 課題に対する対応方策   | 今後の方向性   | 総合判定 |
| 母子保健事業      | 健康推進課健康推進係 | 妊娠婦、乳幼児、乳幼児の保護者等の市民  | 妊娠婦及び乳幼児までの一貫した母子保健サービスを実施することで、妊娠婦、乳幼児の健康の保持増進を図るとともに、母性・父性を育み乳幼児が心身ともに健やかに育つことを支援する。 | 母子健康手帳交付、妊娠一般健康診査受診票交付、妊娠婦への交通費助成、プレママクラス、特定不妊治療費助成、思春期保健事業、乳幼児健康診査・健康相談(①3・4ヶ月児健康診査②7・8ヶ月児健康相談③1歳6ヶ月児健康診査④3歳児健康診査⑤5歳児健康相談)、訪問指導を実施することにより、妊娠婦や乳幼児の健康状態や、生活環境等を把握し、個々に合った適切な情報提供や育児指導などを実施する。 | 4,659,000          | B                         | ・妊娠期からきめ細かな支援を要するケースが増えており、関係機関との連携を深めながら、支援を充実する必要がある。<br>・育てにくさのある子どもや、発達障がいの子どもへの支援を充実する必要がある。 | ・妊娠期、乳幼児期などライフステージに合わせ、本人のみならず保護者など家庭を含めた支援を実施する。医療機関、要保護児童対策地域協議会、療育推進協議会などとの連携を深める。<br>・発達障がいを早期発見し、子どもの特性に合わせた適切な指導、早期療育ができるよう、健診や健康相談の内容を充実させる。            | ・引き続き、健診や健康相談、家庭訪問などを通じ、個々のケースに合わせた家族への支援を実施する。<br>・妊娠期からの包括的な支援について、関係機関と連携しながら事業を進める。<br>・平成28年7月から特定不妊治療費助成事業を実施(道の特定不妊治療費助成事業の交付決定を受けている者に助成)、平成28年10月から妊娠婦安心出産支援事業を実施(市外の産科医療機関へ妊娠一般健康診査及び出産時の通院に係る交通費を助成)しているが、今後も継続して事業を推進する。 | 改善   |
| 生活習慣病予防対策事業 | 健康推進課健康推進係 | 市民                   | 保健事業を総合的に実施することにより、生活習慣病等の疾病予防や市民一人ひとりの生涯を通じた健康増進を支援し、市民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を図る。           | 健康相談、健康教育、各種がん(胃・肺・大腸・乳・子宮頸)検診、各種(肝炎ウイルス、骨粗しょう症)検診、健康増進法に基づく健康診査、各種健康教室、訪問指導等を実施する。   | 17,874,707         | A                         | 検診の受診率が目標とする数値に到達していない。   | 多くの市民が受診できるよう集団検診及び個別で受診できる医療機関との委託を継続し、市民周知を行い受診率向上を図る。同時に、健診結果や医療費の分析を行い、より効果的な健診体制を模索する。また、若年層のがん教育を通じて、がんをはじめとする健康の正しい知識を付与し、意識付けることで、将来的な検診受診行動がとれるようにする。 | ・未受診者への受診勧奨の継続及び「特定のがん検診推進事業」による無料クーポン券の配付、土日の受診日の設定やクーポン利用者が個別でも受診できる体制の継続など受診機会の拡大による受診率の向上を図る。健診結果や医療費の分析を行って、市の健康課題に沿った健診体制を模索する。また、若年層が将来的な検診受診行動がとれるよう小中学校でがん教育を実施する。<br>・平成29年度から40歳以上の男性に対する前立腺がん検診を実施する。                    | 改善   |
| 歯科保健事業      | 健康推進課健康推進係 | 妊娠期から成人期の各歯科保健事業の対象者 | 生活習慣を背景として発症する虫歯や歯周病の予防を推進する。また、歯科口腔保健に関する正しい知識の普及啓発により歯や口の機能を維持し、食べることを通じた健康づくりを支援する。 | プレママクラス、歯科健診、健康教育・歯科相談、フッ化物を利用した虫歯予防対策、幼稚園・保育園児に対する歯科保健対策等を実施する。  | 455,923            | A                         | 虫歯は歯を失う最大の原因であり、乳幼児期から永久歯交換期の虫歯を減少させることが優先度の高い課題となっている。   | 定期健診や健康教育を通して、家庭での基本的な生活習慣や継続した健診・フッ素塗布などの予防処置を受ける習慣づくりを保護者へ働きかける。また、フッ素塗布やぶくぶくうがい・歯磨き剤などのフッ化物利用による虫歯予防について、年齢に応じた正しい知識を普及する。                                  | 虫歯は歯が生えた直後から数年間が発生しやすい年齢のため、4歳から14歳頃までのフッ化物洗口による虫歯予防が推奨されており、市内保育園・幼稚園のほか、平成26年度からは小・中学校まで継続して実施する体制となっている。保育園・幼稚園のフッ化物洗口は、集団実施のスタートとなるため、フッ化物に関する正しい知識を普及・啓発して適切に継続する。  | 現状   |

## <資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

### 4 保健・医療・福祉

→

#### (1) 保健・医療

→

#### ① 保健の充実

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名     | 所管課係名      | 計画 (Plan)                |  |                                   | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)  |  |                           | 今後の方向性 | 総合判定 |
|-----------|------------|--------------------------|--|-----------------------------------|--------------------|---------------------------|---|--|---------------------------|--------|------|
|           |            | 対象                       | 意図   | 手段                                |                    |                           | 現時点に<br>おける課題   | 課題に対する<br>対応方策   |                           |        |      |
| 感染症予防対策事業 | 健康推進課健康推進係 | 予防接種対象者の市民、エキノコックス症検診希望者 | 感染症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、感染症の発症及びまん延を防止するために予防接種を行うことにより公衆衛生の向上及び健康増進を図る。また、エキノコックス症検診を実施し、エキノコックス症の早期発見・早期治療につなげる。 | 予防接種法に基づく各種定期接種を集団または個別接種により実施する。 | 33,635,011         | A                         | 予防接種では、各種ワクチンの接種者（接種率）が減少すると感染症が蔓延する可能性がある。今後も接種率の向上のため、接種しやすい体制づくりを検討していく。 | 感染症に対する市民の意識を向上させ、予防接種スケジュールについて個別の相談に応じながら、接種率を高めることで感染症予防対策を図る。また、順次予防接種法に基づく定期接種とされるワクチンについては、速やかに実施体制を整える。<br>平成29年度からエキノコックス症の検診をがん検診の集団と一緒に実施する。 | 予防接種法A類疾病の未接種者に対し個別に勧奨する。 | 改善     |      |

### 4 保健・医療・福祉

→

#### (1) 保健・医療

→

#### ② 食育の推進

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名  | 所管課係名      | 計画 (Plan) |   |  | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)   |   |  | 今後の方向性 | 総合判定 |
|--------|------------|-----------|---|--|--------------------|---------------------------|--|---|--|--------|------|
|        |            | 対象        | 意図  | 手段   |                    |                           | 現時点に<br>おける課題  | 課題に対する<br>対応方策  |  |        |      |
| 食育推進業務 | 健康推進課健康推進係 | 市民        | 第2次芦別市食育推進計画に基づき、関係団体や行政が協力・補完し合いながら推進することにより、健全な食生活や食習慣の実践を通して豊かな人間性を育む。 | 食育推進会議を中心に施策を展開し、家庭を中心に、保育所、幼稚園、学校、地域、生産者、事業者、行政等がお互いに協力・補完し合いながら事業等の取組みを実施する。 | 228,166            | A                         | 食育推進会議を中心に各種食育事業に取り組んでいることで、市民の食育への関心は高まっている。家庭において日常的に食育が取り入れられるように、関係団体・関係各課と連携協力しながら、普及啓発や食育関連事業を実施し、食育が市民運動となるように取り組むことが求められる。 | 食育を総合的かつ計画的に推進するため、食育推進会議を適宜開催し、全てのライフステージに必要な食育の内容を見直し、関係団体・関係各課と連携協力し、効果的に推進していく。 | ・第2次芦別市食育推進計画（計画期間：H25年度～H29年度）に基づき、食育関連施策を展開し、地域、関係機関・団体、行政が連携協力し合いながら、家庭における実践的な食育を実施できるよう取組の展開を図る。<br>・平成28年度は食育に関するアンケートを実施し、市民の現状と課題を把握する。<br>・平成29年度に第2次食育推進計画の見直しを行い第3次食育推進計画（計画期間：H30年度から34年度）を策定する。 | 現状     |      |

### 4 保健・医療・福祉

→

#### (1) 保健・医療

→

#### ③ 医療の充実

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名  | 所管課係名      | 計画 (Plan) |   |  | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)  |  |  | 今後の方向性 | 総合判定 |
|--------|------------|-----------|---|--|--------------------|---------------------------|---|--|--|--------|------|
|        |            | 対象        | 意図  | 手段   |                    |                           | 現時点に<br>おける課題   | 課題に対する<br>対応方策   |  |        |      |
| 救急医療業務 | 健康推進課健康推進係 | 市民        | 地域医療体制の確保と安定化並びに市民に対する救急医療に関する普及啓発を図るために一次救急医療体制（在宅当番医制）の確保等の必要な事務・事業を実施する。さらに中空知圏域においては、一次救急医療体制のバックアップとして休日夜間の第一次からの手術入院を要する患者に対応する二次救急体制（病院群輪番制運営事業等）の整備がされており、日常の医療体制等が確保されることにより市民が安心して医療を受けることができる。 | 一次救急医療体制（在宅当番医制）の確保等の必要な事務・事業を芦別市医師会に委託するとともに、二次救急医療体制確保のため中空知5市5町による病院群輪番制病院運営事業費負担金等を負担する。 | 9,129,543          | A                         | 休日夜間に応じて一次救急医療体制（在宅当番医制）と入院を必要とする重症救急患者に対応する二次救急医療体制（管内の病院群輪番制参加病院など）の診療体制を、将来にわたり安定的に維持確保していくことが必要である。 | 芦別市医師会に委託している一次救急医療体制を継続して実施するとともに、二次救急医療体制についても、中空知5市5町が連携し、今後も事業を継続していく。 | 市民に対する救急医療に関する普及啓発を図るとともに、地域医療体制の確保と安定化に努める。 | 現状     |      |

<資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

4 保健・医療・福祉

→

(2) 福祉

→

① 地域福祉の充実

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名            | 所管課係名    | 計画 (Plan)  |  |  | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)   |  |   | 今後の方向性 | 総合判定 |
|------------------|----------|--|--|--|--------------------|---------------------------|--|--|---|--------|------|
|                  |          | 対象   | 意図   | 手段   |                    |                           | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策   |   |        |      |
| 社会福祉協議会関係事務      | 福祉課地域福祉係 | 社会福祉法人芦別市社会福祉協議会   | 高齢者、障害者、里親等を支援するために、市の支援だけでは行えない様々な福祉サービスを実施し、地域福祉の中心的な役割を果たしている社会福祉協議会の運営経費を補助し、同法人が安定的・健全な事業運営ができるよう支援することにより、市民福祉のより一層の向上を期する。  | ① 則規則に基づき、同法人の運営経費のうち、次の必要と認められる額を補助金として交付する。<br>○社会福祉協議会の運営事務費として、事務局の人事費（全額）及び活動経費（一部） ○ 一日里親事業に係る事業費（2分の1） ○ ボランティアセンターの運営経費（3分の1）<br>② 生活が困窮なかたに対する生活資金の貸付金の原資を、同法人に無利子で貸し付けている。                                   | 36,844,932         | A                         | 社会福祉協議会と市は密接な関係にあり、社会福祉協議会が実施する事業は本市の社会福祉、地域福祉の推進に不可欠であることから、社会福祉協議会の安定的な運営が求められる。 | 社会福祉協議会の運営経費を精査しながら不足分について補助していく必要がある。                         | 社会福祉協議会が行う事業が円滑に実施できるよう運営に必要な財政的な支援を行っていく。  | 現状     |      |
| コミュニティ推進事務       | 市民課生活交通係 | 市民   | コミュニティ運動を推進することにより、市民のまちづくりの意識高揚を図る。町内会の運営に関するこことや町内会との連絡調整を図る。町内会活動を円滑に推進するための環境整備及び町内会再編のために必要な助成を行い自主的活動の促進と町内会の基盤強化を図る。  | 地域のコミュニティの推進は、町内会の活動（町内会の運営）のあり方に密接な関係があるため、行政としては、そのための支援策を実施する。  | 10,541,724         | B                         | 人口の減少や高齢化により、地区によっては町内会の維持が難しい状況となっており、活動が停滞している。                                  | 町内会活動を維持させるためには、一定程度の世帯数が必要であることから、町内会の再編を促すための方策を構築していく。      | 平成26年度から施行した町内会活動促進助成条例に基づき、コミュニティ活動の拠点となる町内会館の整備や町内会の再編を促進し、町内会活動の活性化、コミュニティの促進を図る。また、委託料は、3年毎に見直しを実施しており、平成29年度については、市の手数料及び補助金交付金について現行のままとしたため、行政事務委託費についても現行のままとしたが、今後、人口、世帯の減少に伴う委託料の見直しについて検討を進める。 | 現状     |      |
| コミュニティセンター管理運営業務 | 市民課生活交通係 | 市民   | 地域住民のコミュニティ活動、生活の改善及び社会福祉の増進に寄与するための場を提供することを目的とする。  | 地域住民が利用しやすいコミュニティセンターの運営を図る。   | 31,535,391         | A                         | 施設の老朽化に伴う維持管理  | 公共施設等総合管理計画を踏まえ、施設の統廃合を含めた管理方法を検討するとともに、老朽化した施設の修繕等を計画的に行っていく。 | 今後も地域住民にとって利用しやすいコミュニティセンターを目指し、指定管理者による効率的な施設の管理運営を行っていくこととする。   | 現状     |      |
| 総合福祉センター管理運営業務   | 福祉課地域福祉係 | ①老人福祉法による65歳以上の高齢者 ②障害者基本法による障がい者 ③児童福祉法による児童 ④母子及び寡婦福祉法による母子及び寡婦 ⑤①～④の者で構成する団体 ⑥社会福祉法による社会福祉事業を行う団体 ⑦指定管理者が適当と認めるかた | 老人福祉及び障害者福祉の向上並びに市民福祉の増進に寄与するため、老人福祉センター、障害者福祉センター及び市民福祉センター（これらを総称して「総合福祉センター」という。）を設置し、その管理運営を、同センターに事務所を構える芦別市社会福祉協議会（指定管理者）に委託することにより、同協議会の持つ地域のさまざまな社会資源とのネットワークや多くの人びとの協働を通じて、効率かつ効果的な管理運営を行う。 | 指定管理者（社会福祉法人芦別市社会福祉協議会）にこの管理を委託している。次の目的で利用を希望する方は、指定管理者の許可を受け、使用料を支払う（減額又は免除の手続きは別に市に申請する。）ことにより、利用することができる。<br>①老人の各種相談、趣味、娯楽、教養の向上を図るための研修、老人クラブ等の育成、機能回復訓練の実施等<br>②障害者の各種相談、健康の増進、娯楽、教養の向上を図るための研修等、③市民福祉の増進に必要な事業 | 45,789,476         | B                         | 冷房機の老朽化、A重油地下タンクの整備、避難救助袋の整備、3階トイレの故障、玄関タイルの破損など補修や改修を必要とする箇所が増加傾向にある。             | 市民サービスが維持向上するよう計画的に改修を行い、適切に対応していく。                            | 設置目的に応じて利用者の増加を図り、福祉施設並びに福祉避難施設としてのニーズに対応するよう安心・安全な施設整備に努める。  | 現状     |      |

## <資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

### 4 保健・医療・福祉

→

### (2) 福祉

→

### ② 高齢者福祉の充実

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名          | 所管課係名    | 計画 (Plan)   |   |   | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)   |   |   | 今後の方向性 | 総合判定 |
|----------------|----------|---|---|---|--------------------|---------------------------|--|---|---|--------|------|
|                |          | 対象  | 意図  | 手段  |                    |                           | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策  |   |        |      |
| 高齢者福祉事務        | 福祉課地域福祉係 | ①高齢者保健福祉計画等推進協議会開催～委員12人 ②高齢者福祉大運動会開催事業補助～60歳以上の高齢者 ③外国人高齢者及び障がい者福祉給付金～大正15年4月1日以前に生まれた在日外国人で永住許可等受けている者 ④高齢者芦別温泉等利用券等交付事業～70歳以上の高齢者 ⑤冬季生活支援事業～市町村民税が非課税の世帯（70歳以上の高齢者世帯、重度障害者世帯、ひとり親家庭等の世帯） | 高齢者保健の向上及び高齢者福祉の増進を図るため、法令に基づき老人福祉計画を策定するほか、高齢者の社会参加及び交流機会の提供し、健康の増進及び身体機能の回復を助長するために、各種の事業を行い、高齢者福祉の増進に寄与する。             | ①は、条例に基づき、市長が老人福祉計画、介護保険事業計画の策定に係る意見について諮詢し、②は、規則に基づき、市社協に運動会開催経費の2分の1以内を補助し、③は、道の要綱等に基づき、高齢者に月額1万円、障害者に月額2万5千円を支給し、④は、条例に基づき、温泉利用券（浴場利用券）及び芦別温泉線のバス券（各年間10回分）を毎年6月下旬から市の窓口で交付し、⑤は、規則に基づき、5千円分の地域限定商品券「どんぐり」を交付した。                                    | 12,518,569         | B                         | 高齢化により独居高齢者、高齢者夫婦世帯が増加しており日常生活の支援、高齢者の安否確認等、多種多様のサービスが求められている。   | 高齢者保健福祉計画等推進協議会や様々な機会を通じて市民と意見交換を行うなど、市民が求めるサービス等を把握していく。 | 平成26年度に策定した第6期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）を踏まえて事業を進めていく。また、次期計画（平成30年度以降）についても、市における現状と課題を把握し必要なサービスを実施するよう計画を策定していく。 | 現状     |      |
| 敬老事業           | 福祉課地域福祉係 | ①百歳祝品の対象者 本市に1年以上引き続き住所を有し（住民登録されていること。）百歳になる方。 ②七十五歳祝品の対象 9月1日現在において、本市に1年以上引き続き住所を有する者であって、当該年度中に75歳になるかた。  | 高齢者に対して、祝品を贈呈することにより、長年にわたり地域社会福祉の発展に寄与されたかたに対し、その労をねぎらい、その長寿を祝福し、併せて市民の敬老思想の高揚を期すとともに高齢者福祉の増進に寄与する。                      | ①百歳祝品 100歳の誕生日に祝品（似顔絵）及び芦別市地域限定商品券「どんぐり」5,000円分を贈呈 ②七十五歳祝品 満75歳になるかたに、9月中に「お米3種食べ比べセット」を贈呈  | 603,810            | B                         | 敬老会の参加者減少により、平成28年度より敬老会開催事業を廃止し、市が直接、対象高齢者全員に対して、七十五歳祝品を贈呈するよう制度を見直したため、現時点での課題はない。   | -   | 平成28年度に条例改正を実施し、制度を見直したことから、今後も継続して事業を実施する。   | 現状     |      |
| 老人福祉共同住宅管理運営業務 | 福祉課地域福祉係 | 自分の身の回りのこと（炊事・洗濯等）ができる満60歳以上の単身のかたで、次のいずれかひとつに該当するかた。<br>①生活環境又は住宅事情等の理由で、今住んでいる居宅での日常生活が困難なかた<br>②扶養義務がないかた、又は家庭の事情で家族と同居生活をすることが困難なかた<br>③その他市長が、特別の事情により入居を必要と認めたかた                      | 60歳以上の単身生活者の環境と住宅福祉の向上を図るため、老人福祉共同住宅「芦別市静和荘」を設置運営する。  | 全20室を有し、管理人が常駐し、風呂・トイレは共用部分となり管理人が管理する。<br>入居希望の場合は、必要な書類を添えて市長に申請し、月額使用料6,900円、暖房料（冬期間11月～4月）6,300円を支払うことにより入居が可能。<br>平成22年度までに入居のかたの月額使用料は、23年度5,700円、24年度6,300円と緩和している。<br>電気・水道・ガス代は入居者の負担となる。  | 2,803,329          | C                         | 経年劣化に伴う屋根、壁、設備等の修繕が必要な状況にある。   | 予算の範囲内により随時対応する。  | 必要最小限の修繕とし、入居状況を勘案して廃止に向け検討を要する。  | 縮小     |      |
| 老人クラブ支援事業      | 福祉課地域福祉係 | 芦別市老人クラブ連合会交付金～同連合会の生きがい対策及び健康増進を図り、地域における高齢者の社会参加を積極的に促進するために、老人クラブ活動のうち市長が適当と認める活動について必要な経費を交付する。   | 本市に所在する老人クラブが行う高齢者の生きがい対策及び健康増進を図り、地域における高齢者の社会参加を積極的に促進するために、老人クラブ活動のうち市長が適当と認める活動について必要な経費を交付する。                        | 芦別市老人クラブ連合会交付金～同連合会からの申請に基づき、必要と認める経費の3分の1以内を交付する。<br>単位老人クラブ助成事業～各単位老人クラブからとの申請に基づき、（①教養活動、②健康増進、③生きがい対策、④世代交流のうち年間3事業以内）のうち、市長が必要と認める経費の合計額の2分の1以内を補助する。  | 1,569,747          | B                         | 高齢化により高齢者が増えている中、老人クラブに入会する高齢者は減少し、各老人クラブでは年々会員が減少し、年齢の高い高齢者が中心となって事業を行っており、老人クラブの運営が困難になってきている。   | 新規会員の募集活動や魅力ある事業内容への見直しを促す。                               | 老人クラブ活動は、閉じこもりや認知症の予防、高齢者の社会参加に有効であることから今後も継続して老人クラブの活動に対し支援をする。  | 現状     |      |
| 緊急通報システム事業     | 福祉課地域福祉係 | 独り暮らしで次のいずれかに該当する方<br>①身体虚弱な高齢者（65歳以上）で緊急時に機敏に行動できない ②重度身体障害者で、緊急時に機敏に行動することが困難 ③突然的に生命に危険な症状を発生する持病を有する。   | 緊急時に機敏に行動することが困難なひとり暮らしの高齢者等の日常生活の不安解消と人命の安全を確保し、急病、災害等の緊急時に迅速で適切な急救救助活動を行うため、滝川地区広域消防事務組合芦別消防署と自宅を電話回線で結ぶ緊急通報装置の設置を支援する。 | 緊急時において援護を行う緊急通報事業協力員を選任したうえで、市に申請することにより、設置事業者であるNTTが利用者と契約のうえ緊急通報装置を設置し、自宅と芦別消防署内に設置する緊急通報センターとを電話回線で結ぶ。市は、同センターに利用者の情報を登録し、急病や火災等の突発的な事故等が発生した場合には、利用者が装置のボタンを押すだけで、センターに自動的に通報され、協力員への安否確認又は救急車・消防車の出動が行われる。設置工事費は市が負担するが、これ以外の電話回線使用料等は申請者が負担する。 | 191,723            | A                         | 民間業者によるコールセンター方式の検討のため、利用者に対しアンケート調査を行った結果、80パーセント以上の方が現状方式でよいとの回答であったことから現状のまま継続していく。なお、滝川消防署に通信が一元化されることから、利用者宅に設置している機器の設定変更をスムーズに行えるよう努める。 | 機器の設定変更の日程を事前に利用者に周知しNTTとの調整を図る。                          | 利用者の日常生活の不安解消と人命の安全を確保するため、継続して事業を実施する。   | 現状     |      |

<資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

4 保健・医療・福祉

→

(2) 福祉

→

② 高齢者福祉の充実

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名      | 所管課係名     | 計画 (Plan)  |  |  | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)   |   |   | 今後の方向性 | 総合判定 |
|------------|-----------|--|--|--|--------------------|---------------------------|--|---|---|--------|------|
|            |           | 対象   | 意図   | 手段   |                    |                           | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策                              |   |        |      |
| 在宅福祉サービス事業 | 福祉課地域福祉係  | 独居高齢者、虚弱高齢者夫婦世帯、心身障害者世帯等   | 高齢者が、地域において安心した暮らしができるよう、独居老人、老人世帯等に対して、訪問や電話による安否の確認、除排雪サービス等の日常生活の支援を行う。           | 市から市社協へ、市社協から3・5町内会へ事業委託することにより行う。   | 1,971,354          | A                         | 町内会に委託しているが、世話をする町内会の役員等が高齢化のため、担い手が不足している。また、個人情報保護法による規制のため、各世帯の情報収集が困難である。<br>さらには、詐欺事件の増加により訪問、電話による安否確認がスムーズに行えない町内が出てきており、対応に苦慮している。 | 町内会ごとに必要なサービスを見極めるなどの見直しが必要である。         | 今後、高齢者が増加するためサービス内容、実施方法等を検討していくこととする。  | 現状     |      |
| 門口除雪事業     | 福祉課地域福祉係  | 国、北海道又は市が除雪する道路に面する一戸建ての住宅（公住除く。）に居住し、自力で除雪が困難な次のいずれかに該当する方<br>(1)65歳以上の者のみで構成される世帯 (2)重度身体障害者（1・2級）のみで構成される世帯 (3)65歳以上の者と重度身体障害者のみで構成される世帯。その他。 | 冬期間の早朝における国、北海道及び市が実施する除雪作業後の住宅の門口及び車庫前の残雪処理（排雪を除く。）が困難な方に対し、門口除雪を行い、安全を確保し、生活を支援する。 | 申請に基づき、12月1日から翌年3月31日までの冬期間に、降雪による夜間及び早朝の道路除雪作業が行われた日の午前10時ころまでに、1箇所につき幅2メートルの範囲内で、1世帯当たり2箇所を上限として業者委託による除雪を行う。（車庫前は、車両の通行に支障のない幅の範囲内）利用手数料は、1箇所3,750円～15,000円で市町村民税の課税状況に応じて決定する。 | 9,409,912          | B                         | 門口の除雪のみではなく、玄関先までの除雪希望者が増えているが、市内業者では対応できる体制がない。   | 除雪範囲の拡大要望に対し、供給量が不足するため、対応方法を検討する必要がある。 | 本市の高齢化率が40%を超える現状を踏まると、市内全域にわたって対象世帯が増加することが予想されることから、業者委託以外の方法による対応方法も新たに考えていく必要がある。 | 現状     |      |
| 戦没者慰靈事業    | 福祉課障がい福祉係 | 戦没者の遺族及び芦別市民   | 先の大戦における芦別市関係戦没者に対し、市民が追悼のまことを捧げ、平和への誓いを新たにする機会とする。                                  | 平成19年度までは、芦別市戦没者顕彰奉賛会が実施していたが、平成20年度からは市が毎年8月20日に福祉センター大ホールにおいて、衆議院議員、道議、市議等の来賓の他、遺族会、一般市民に参加の案内をし、戦没者追悼式を実施する。  | 22,150             | B                         | 遺族の高齢化により参列者が減少している。   | 後継遺族となる者への周知や、一般市民の出席を促すような手法を検討する。     | 平和への誓いと戦没者等の御靈に追憶の意を捧げることにより残された遺族に対しての苦労に報いるためにも今後も開催が必要である。                         | 現状     |      |

<資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

4 保健・医療・福祉

→

(2) 福祉

→

(3) 障がい者（児）福祉の充実

| 事務事業名       | 所管課係名            | 計画(Plan)  |   |  | 実施(Do)<br>事業費(円) | 評価(Check)<br>所管課<br>総合評価 | 総合評価の基準 (A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)   |   |  | 今後の方向性 | 総合判定 |
|-------------|------------------|---|---|--|------------------|--------------------------|--|---|--|--------|------|
|             |                  | 対象  | 意図  | 手段   |                  |                          | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策  |  |        |      |
| 障害者在宅サービス事業 | 福祉課障がい福祉係        | ①身体障がい者送迎サービス～歩行困難な身体障害者（1～4級）、②身体障がい者芦別温泉等利用券等交付～70歳未満の身体障害者（同）、③血液透析等通院交通費助成～腎機能障がい者、心臓機能障がい者（人工弁）、④重度障がい者ハイヤー券交付～重度の身体障害者（児）、市立芦別病院で血液透析療法を受ける者、⑤在宅障がい者等紙おむつ支給～常時介護を要する重度の身体又は精神障害者（児）、⑥精神障がい者地域活動支援センター等交通費扶助～精神障害者、⑦知的障がい者援護施設通所交通費扶助～知的障がい者 | 市内における在宅の障がい者（児）に対し、必要な在宅福祉サービスを提供することにより、生きがいのある日常生活を支援し、市民福祉の向上を図る。   | 市に申請又は申し出ることにより、①は外出時の送迎サービスを行い（市社協委託）、②は、温泉券と芦別温泉のバス券を各10枚交付し、③は通院交通費の2分の1を助成し（残り2分の1は事業者が割引き制度適用）、④は1枚当たり490円のハイヤー券24枚綴りを1冊又は2冊（透析のみ）交付し、⑤は1日当たり3枚の紙おむつを現物支給し、⑥は交通費全額を助成し、⑦は交通費の2分の1を助成する。   | 5,453,532        | B                        | 障がい者の経済的負担軽減に係る事業については利用率は高いが、一部事業については障がいの状態等対象者が限定され、全ての障がい者が利用できないものもある。  | 障がいの状態により対象者が限られる事業については事業について、対象範囲、内容等を検証していくとともに、将来的に、利用率が低い事業（在宅障がい者等紙おむつの支給事業等）についても、経済的負担を軽減するためには必要な事業と考えることから、対象範囲、内容等を慎重に検証していくこととする。 | 障がい者（児）の生活支援のニーズが高く、必要な事業であることから今後も継続していくとともに、将来的に、利用率が低い事業（在宅障がい者等紙おむつの支給事業等）についても、経済的負担を軽減するためには必要な事業と考えることから、対象範囲、内容等を慎重に検証していくこととする。       | 現状     |      |
| 地域生活支援事業    | 福祉課障がい福祉係        | ①成年後見制度利用支援～重度の知的又は精神障害者、②外出介護支援員派遣～障がい者、③訪問入浴サービス～65歳未満の身体障がい者、④居宅介護支援員派遣～障がい者、⑤日中一時支援～障がい者（児）、⑥手話通訳者派遣～聴覚・言語機能障がい者、⑦精神障害者地域活動支援センター機能強化補助～障がい者、⑧ボランティア活動支援事業費補助～精神障害者回復者クラブ垂志の会、⑨心身障害者日常生活用具給付～障害者（児）、⑩更生訓練費扶助～自立訓練等利用者、⑪肢体不自由の障害者              | 障がい者（児）がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、相談支援をはじめ地域生活に必要な各種サービスを提供する。   | 相談のほか、申請に基づき、①は成年後見制度の申立てを行い、②は外出介護支援員を派遣（社協委託）し、③は居宅に訪問して行い（㈱三井ヘルスサービスに委託）、④は居宅介護支援員を派遣し介護を行い（委託）、⑤は見守りや訓練を行い（北海道光生舎に委託）、⑥は手話通訳者を派遣し（社協、ろうあ連盟に委託）、⑦芦別あゆみ会に運営経費の一部を補助し、⑧は垂志の会に必要経費を補助し、⑨は必要な用具の給付又は貸与を行い、⑩は費用を支給し、⑪は改造費の一部を支給する。⑥⑦⑧以外は利用者負担あり。 | 11,547,653       | A                        | 地域の実情にあった事業を実施することとなっているが障がい者にとっては他市が行っている事業に対して希望があるもののサービスを行える事業者がない状況にある。                                       | 近隣市と連携し、サービスを利用できるよう調整を進める。   | 障害者総合支援法及び障害者の支援に関する法律等に基づき、対象者の障害の状態に合った支援・給付等を行っていく。また、障がい者が自立した生活を営むことができるよう、必要な情報を提供し、助言等を行うための業務を専門事業者に委託することで、障がい者に対するきめ細やかな相談支援を実施していく。 | 改善     |      |
| 障害者社会参加支援事業 | 福祉課障がい福祉係        | ①身体障害者スポーツ大会参加補助～芦別市身体障害者福祉協会<br>②障害者ふれあい広場開催事業費補助～芦別市社会福祉協議会<br>③障害者ふれあい広場開催事業費補助～社会福祉協議会、市をはじめとする各関係団体が実行委員会を結成し、毎年9月初めに、もとまち公園において、ふれあい広場を開催しており、必要な経費の2分の1以内（155千円上限）を交付する。   | スポーツを通じて身体障害者の体力の維持増進を図り、又、地域住民に対して障害者を地域社会の中に受け入れて、ともに暮らそうとする福祉の理念の考え方を定着させ、語り合う場を設定するため、事業主体となる身体障害者福祉協会や社会福祉協議会に対して経費の一部を補助する。 | ①身体障害者スポーツ大会参加補助～団体からの申請に基づき、必要な経費（身体障害者スポーツ大会参加、北海道障害者スポーツ大会参加）の2分の1以内を交付する。<br>②障害者ふれあい広場開催事業費補助～社会福祉協議会、市をはじめとする各関係団体が実行委員会を結成し、毎年9月初めに、もとまち公園において、ふれあい広場を開催しており、必要な経費の2分の1以内（155千円上限）を交付する。  | 202,207          | B                        | 身体障害者福祉協会会員の高齢化により、年々スポーツ大会への参加者が減少している。ふれあい広場の内容が毎年同じ状況にあり参加者が減少している。また、企業との連携により就業の場を増やしていくなかでの社会参加も課題である。       | ノーマライゼーションの理念浸透のため社会福祉協議会に対しふれあい広場の内容、市民への周知方法等の見直しを要請していく。身体障害者福祉協会の新会員の確保に協力していく。また、事業主との連携を深める等、障害者が自立し社会参加できる機会の増加に努める。                   | 障がい者等がスポーツ大会に参加し、表彰を受けることで自立意識が向上しており、また、ふれあい広場を開催することで地域住民へのノーマライゼーションの理念浸透のため、今後も継続して支援をする。  | 現状     |      |
| 障害児援護事業     | 児童課児童デイサービスセンター係 | 知的障がい児と保護者  | 知的障がい児（者）及び重複障がい児（者）が将来健全な社会生活を営めるよう援護し、その福祉を図ることを目的とする。  | 障がい児をもつ子どもと家族が相互に励まし合い情報を交換し交流を深める場や集団訓練の場を選択し、療育の推進及び自立心を高める為に必要な支援をする。   | -                | A                        | 都市化の進行や生活様式の多様化により、地域社会における連帯感が薄れつつある中、障がい児の種別に関わらず障がい児とその家族が自立して社会参加を進め、親子共に地域で安心して暮らすために福祉サービスを利用しやすい環境作りが課題である。 | 障がいを持つ子どもと家族が、相互に励まし合い情報交換や交流を深める場、集団の訓練の場を選択し療育推進及び自立を高めるために手つなぐ育成会の促進を図る。   | 今後も障がいを持つ子どもと家族が安心して地域社会で生活することができるよう支援していく。   | 現状     |      |

## <資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

4 保健・医療・福祉

→

(2) 福祉

→

(4) 多様な子育て支援の充実

| 事務事業名            | 所管課係名         | 計画(Plan)  |  |  | 実施(Do)<br>事業費(円) | 評価(Check)<br>所管課<br>総合評価 | 総合評価の基準(A:適切 B:概ね適切 C:改善の余地がある D:不適切)  |  |   | 今後の方向性 | 総合判定 |
|------------------|---------------|---|--|--|------------------|--------------------------|--|--|---|--------|------|
|                  |               | 対象  | 意図   | 手段   |                  |                          | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策   |   |        |      |
| 遺児手当支給事務         | 福祉課地域福祉係      | 遺児と現に同居し、生計を同じくし、監督保護又は養育する方<br>遺児：義務教育終了前（15歳に達した日の属する学年の末日以前）の児童で、両親又は父親<br>(事実上母親と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)と死別したもの | 義務教育修了前の児童で、両親又は父親と死別した児童を養育する者に対して、遺児の健全な育成助長と福祉の増進を図るため、遺児年金を支給する。   | 保護者等を受給権者として認定した場合に、遺児1人につき月額3,000円を申請した月から支給する。   | 108,000          | B                        | 平成27年4月から母親との死別も対象とする制度改正をしたことから、制度の周知を図る必要がある。  | 広報紙やホームページを活用し、周知に努める。   | 精神的にも経済的にも厳しい状態に置かれているひとり親家庭等の家庭生活を支える事業であるため、関係部署と連携を図り対象者の把握に努める。   | 現状     |      |
| 子育て支援センター管理運営業務  | 児童課子育て支援センター係 | 子育て中の親及び子ども   | 子育てについての悩みを持つ家庭を支援することにより、育児不安の解消を図り、楽しく子育てができる良好な親子関係を築けるよう支援していくことを目的とする。  | 地域の社会資源を効果的に活用し、多様なサービスを提供するとともに、安心して子育てできるよう支援体制を図る。  | 858,160          | A                        | 子育て家庭の孤立化や育児不安の解消を図るために、現在提供している事業については、気がねなく相談できる支援者がいて、気軽に参加できる場であることを知ってもらうことが大切である。また子育て親子の活動場所（道営住宅集会所）が1つ増え、親子の交流の場が広がったことで事務量が増加するが、効率よく実施する為の工夫が必要である。 | 子育てに役立つ情報や、地域の子育て支援サービスに関する情報を集約し、保護者に対して提供する。効果的な方法として、インターネット配信や、ポスター、施設内での情報コーナーや掲示板などで提供をする。また道営住宅集会所の事業は基本的に週2回実施する事になっている為、2か所の日程や時間調節、及び職員配置など工夫して対応する。 | 子育て家庭の孤立化や育児不安の解消を図り、現在提供している事業について、気軽に参加できる場であることを理解をしてもらうよう努める。<br>また、H29年度から2か所で事業を行うことにより、親子の活動の場が広がるため、今後も子育て支援の機能充実に努め、地域の子育てを担っていくこととする。 | 改善     |      |
| 留守家庭児童会運営事務      | 児童課児童センター係    | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童。   | 放課後、土曜日及び長期休業期間の安心・安全で基本的な生活ができる居場所として、成長段階に見合った適切な指導・援助を行い、児童の健全育成を図る。  | 保護者が迎えに来るまでの間、指導員が生活を見守り、学習や遊びを通して健やかな成長を支援する。   | 7,739,494        | A                        | すみれ児童会は入会児童がさらに増加傾向にあり、部屋がますます手狭になっている。学校と連携を図りもう一部屋使用させてもらっているが、常に使用する事ができないため、留守家庭児童会のありかたを新たに検討していく必要がある。   | 今後の運営体制等について小学校、教育委員会と共に検討していく。  | 円滑な留守家庭児童会の運営を行えるように、小学校や教育委員会等と協議しながら必要な情報を共有する中で、児童が過ごしやすい環境づくりをする。   | 現状     |      |
| 児童福祉サービス事業       | 児童課子ども家庭係     | 障がいや、障がいが想定され支援の必要性が認められる児童。  | 障がい児が必要なサービスを受けることができ、家庭や地域等で安心して自立した生活を送ることができる。  | 障がい児通所（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス等）を必要とする障がい児等に対し、申請を受け、通所給付費の支給決定を行う。事業所からは、国民健康保険団体連合会からの審査を経て請求があり、その審査内容の点検を受け、支払を行う。                             | 7,404,267        | A                        | 児童福祉サービスが必要と思われる対象児童の早期発見がなされていない。   | 市健康推進係の保健師を始め、関係機関との連携により、サービスが必要と思われる対象児童の早期発見に努める。   | 今後も継続して、サービスが必要と思われる対象児童の早期発見に努めていく。  | 現状     |      |
| 子ども・子育て支援事業      | 児童課子ども家庭係     | 未就学児童及び小学生児童の世帯。  | 平成27年度から実施されている子ども・子育て支援新制度において、教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業の量の確保やそれに対応する提供体制の確立を図るために子ども・子育て支援事業計画を策定しており、その計画に基づき質の高い保育及び総合的な子育て支援を行うことを目的とする。 | 子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て会議を設置し、平成27年度から平成31年度までの1期5年間の子育てに関する事業計画を策定するため、子ども・子育て会議を開催する。   | 1,979,768        | A                        | 平成27年度から施行されている子ども・子育て支援新制度において、平成31年度までの事業計画に基づき、必要な事業を実施していく。  | 芦別市子ども・子育て会議において、関係者の意見・要望等を事業計画に反映し、必要に応じ計画を見直し、事業を実施していく。  | 市民の幅広い意見を取り入れながら、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量の拡大・確保」及び「地域の子ども・子育て支援の充実」を図ることとする。  | 現状     |      |
| 児童センター管理運営業務     | 児童課児童センター係    | 18歳未満のすべての子ども。乳児、幼児は保護者同伴で利用できる。  | 18歳未満のすべての子どもを対象とし遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする。  | 遊びを通して児童の集団的、個別的な指導を行っていく。地域における異年齢の子どもや大人との交流、また母親クラブ等の地域組織活動の機会を各種行事等を通して提供していく。課題をもった事業を展開するとともに教育委員会とも連携し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、活動の育成助長を図る。 | 150,659          | B                        | ・児童センター各事業については参加人数が伸びてはいるが、事業の選定や工夫は必要である。<br>・児童センター行事に一人で参加できない地域の子どもも達がいる。   | ・芦別市公式ホームページに児童センターだよりや行事ポスターで情報の発信したり、学校へのポスター掲示や各児童へのちらしの配布等で参加者促進を図る。   | ・魅力ある事業を積極的に取り入れ、効果的な事業実施による利用児童拡大が図られるよう積極的な事業展開を進めること。<br>・遊びの充実と地域の人々の参加により異世代交流を持てるよう努める。   | 現状     |      |
| 子どもセンター保育園管理運営業務 | 児童課子どもセンター保育園 | 生後8週以上～就学前の乳児または幼児。   | 保護者が家庭において十分保育することができない児童を、保護者に代わって保育し、通所する児童の心身の健全な発達を図る。   | 児童に健康と安全環境を整え、各種事業を行なながら生活や遊びを通して総合的な保育を行う。  | 20,877,014       | A                        | 家族構成や就労形態、子育て意識の変化、地域の変化、地域の結びつきの希薄化等を背景とし、保護者の育児力が低下してきており、保育所任せになってしまっている問題がある。また、歳児未満児については、母親の家庭内外労働の増加に伴い、低年齢児の保育所入所のニーズが高まっている。                          | 育児不安や育児ストレスを抱える母親等に対し、保育士・看護師・管理栄養士・家庭相談員等が連携を図りながらサポートし不安を解消しつつ育児の手助けをしていく。また、低年齢の保育所入所に向かう保育環境の改善を図る。  | 平成28年度末をもって上芦別保育園を開園し子どもセンター保育園と統合することにより、質の高い保育を維持することが可能となった。今後の保育事業においては、民間事業者の参入状況を見定め、子育て世代のニーズを反映しながら、安全・安心した子育てができるよう保育所を運営していく。         | 統合     |      |

<資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

4 保健・医療・福祉

→

(2) 福祉

→

④ 多様な子育て支援の充実

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名              | 所管課係名            | 計画 (Plan)                                      |  |  | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)   |  |   |      |
|--------------------|------------------|--|--|--|--------------------|---------------------------|--|--|---|------|
|                    |                  | 対象   | 意図   | 手段   |                    |                           | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策   | 今後の方向性  | 総合判定 |
| 上芦別保育園管理運営業務       | 児童課上芦別保育園        | 満1歳以上～就学前の幼児。                                  | 保護者が家庭において十分保育することができない児童を、保護者に代わって保育し、通所する児童の心身の健全な発達を図る。   | 児童に健康と安全環境を整え、各種事業を行いながら生活や遊びを通して総合的な保育を行う。  | 10,605,694         | A                         | -  | -  | -   | 終了   |
| 一時預かり事業            | 児童課子どもセンター保育園    | 子育て中の保護者                                       | 専業主婦等育児疲れの解消、急病や継続的勤務、短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対応する。  | 一時預かり事業を利用する児童に、健康と安全な環境を整え、生活や遊びを提供する。  | 1,819,618          | A                         | 幼稚園の預かり保育のない日に需要が増える傾向がある。また、保護者の勤務形態の多様化等により利用の仕方も様々である。  | 平成27年度から実施している子ども・子育て支援事業計画に基づき、利用者のニーズに対応しながら事業を推進する。   | 今後も利用者のニーズを把握し、より一層のサービスに努める。   | 現状   |
| 児童入所施設関係事務         | 児童課子ども家庭係        | 保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦。  | 法、市条例及び施行規則に基づき、対象者の助産を実施する。   | 妊婦健診時に助産施設案内のチラシを配布することにより、助産制度利用の広報活動を行う。   | 785,030            | B                         | 家庭の経済的な理由により出産費用の負担が困難な妊婦の方に、安心して出産ができる出産費用の一部を助成する本制度について、知らない市民の方がいる。  | 妊婦検診時に助産施設案内のチラシを配布することにより、助産制度が必要と思われるケースにつき、助産施設において助産を行なう。  | 制度に基づく法定の自治事務であり、今後も申請に基づき適正に対応する。  | 現状   |
| 児童デイサービスセンター管理運営業務 | 児童課児童デイサービスセンター係 | 発達や成長の遅れや障がいのある児童及びその疑いのある児童とその保護者             | 発達や成長の遅れや障害のある児童及びその疑いのある児童とその保護者が通園することにより、早期療育を実施するとともに、家族の支援を行う事を目的とする。   | 教材等を効果的に活用し、個別指導、支援を行いながら、各種行事を通じ親子の交流を深める。北海道通園センター連絡協議会に加入し、職員の知識や資質向上のため、各種研修等に参加、また、ケース会議及び母親教室を開催し、現状把握と対応に努める。 | 679,630            | A                         | 諸問題を抱える発達の遅れのある子どもや障がいを持つた子ども等の家族が悩んだり、孤立することがないように、相談・療育を受けるための専門的な知識を有する職員が不足している。また、平成24年度から就学児の受け入れを開始したが、障害の多種多様化、施設の形態(幼児用)、指導能力(保育士)等について、課題となっている。 | 施設等専門支援事業の活用、研修会の参加等により職員の啓蒙、啓発を図り児童デイサービスセンターの機能を高める。また、就学児に関しては、年齢制限や言語聴覚士や作業療法士等専門職の対応が必要であり、他機関との連携等を図る。 | 発達の遅れがある子どもや障がいのある子どもの家族が安心して地域で生活するためには、早期発見、早期療育は大変重要なことから、この業務については、専門性が必要であるため、職員研修による指導の向上・講演会による啓蒙啓発等を図ることとする。また、H29年4月に児童発達支援管理責任者の実務用件等が改正されたため、基準を満たす従業者の配置が必要である。 | 現状   |
| 療育推進協議会運営事務        | 児童課児童デイサービスセンター係 | 保護者、保育士、幼稚園教諭、学校関係職員、保健師、市民(近隣市町村関係職員)         | 発達障害にかかる療育の知識の向上と療育の充実を図るとともに啓発を行う。  | 専門知識を有する講師招へいにより、療育に対する理解と知識を深める。  | 70,000             | A                         | 発達に遅れがあり育てにくい子どもや障がいを持つた子どもや家族にとって専門的な療育や医療が不可欠であり、日常におけるサポートは欠かせないのが現状である。しかし近くに専門的な医療機関等がなく、個々では地域における関係機関にも関係が取りにくく。                                    | 地域を取り巻く関係機関や専門機関との連携を取り、諸問題を抱える家族に健全な社会生活を営むための必要な福祉サービスの利用を促進するとともに、専門機関への橋渡しを図る等の対応を推進する。                  | 子どもとその家族が、地域社会の中で生活をしていくよう、療育推進協議会の運営を通じ、今後も関係機関との連携を強化し、健全な日常生活をおくれるよう支援する。  | 現状   |
| 障害児発達相談支援強化事業      | 児童課児童デイサービスセンター係 | ①発達や成長の遅れや障がいのある児童及びその疑いのある児童とその家族<br>②指導する保育士 | 成長及び発達の遅れや障がいのある児童は、早期発見・早期療育が大切であるが保護者としては実際に我が子の障がいを受け入れることは容易なことではなく、何年も悩みながら過ごしている方も多い。そのため、外部から高度な専門知識を有する講師を招き、保護者の悩みを軽減し適切な支援を受けられるような相談会を実施するとともに、障がい児とその家族の支援を行い早く子どもの特性を理解し安心して生活できる基盤づくりを目的とする。また、様々な障がいに対応するための知識や技能を指導方法や助言を通して保育士のスキルアップを図る。 | 高度な専門知識を有する講師との相談・面談を通じて、障がい等に対するアドバイスを受ける一方、指導する保育士に対し、今後の療育の方法等や適切な支援の仕方のアドバイスを受ける。                                | 30,180             | B                         | H26年度から開始した事業であるため、市民に対して事業内容の周知が課題である。<br>様々な障がい(特に発達障がい)に対し、個々に合った指導方法の確立。   | 広報あしひに掲載、ポスター掲示での周知を図る。<br>高度な専門知識を有する講師からの助言を受ける。   | 発達・成長の遅れや障害の疑いのある児童を把握し、関係機関と連携しながら事業を進める一方、高度な専門知識を有する講師からの助言を受け、関係者のスキルアップを図っていく。   | 現状   |

<資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

4 保健・医療・福祉

→

(2) 福祉

→

⑤ 家庭児童相談の充実

| 事務事業名    | 所管課係名     | 計画 (Plan) |  |   | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)   |   |   | 総合判定 |
|----------|-----------|-----------|--|---|--------------------|---------------------------|--|---|---|------|
|          |           | 対象        | 意図   | 手段  |                    |                           | 現時点に<br>おける課題  | 課題に対する<br>対応方策  | 今後の方向性  |      |
| 家庭児童相談業務 | 児童課子ども家庭係 | 18歳未満の児童。 | 社会情勢の変化に伴い、地域社会や家庭環境が大きく変化し、児童に関する問題は、いじめ、不登校、引きこもり、児童虐待、非行及び犯罪の低年齢化等多種多様化してきている。また、家庭児童相談の内容も複雑・長期化しており、深刻な社会問題となっていることから、児童養育の支援や家庭児童相談業務の充実を図る。 | 家庭児童相談室だけでは対応しきれない内容の相談も多く、専門機関である児童相談所などと連携した支援体制をつくる。 | 38,820             | A                         | 現代社会において、子育てを取り巻く環境の変化が大きく、これに伴い、家庭児童相談業務の内容が複雑・長期化しており、深刻な社会問題となっている。 | 家庭児童相談室だけでは対応しきれない内容の相談も多く、専門機関である児童相談所などと連携し、支援体制の充実を図る。 | 子どもと家庭に関する様々な問題の相談に応じ、家庭における適正な児童養育や児童福祉の向上を図るために、児童相談所や民生・児童委員等とも連携を図るとともに、相談件数の増加している事を踏まえ、相談業務体制の拡充を努める。 | 現状   |

4 保健・医療・福祉

→

(3) 社会保障

→

① 生活安定福祉の充実

| 事務事業名       | 所管課係名     | 計画 (Plan)   |  |   | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)              |                     |  | 総合判定 |
|-------------|-----------|---|--|---|--------------------|---------------------------|-----------------------------|---------------------|--|------|
|             |           | 対象  | 意図   | 手段  |                    |                           | 現時点に<br>おける課題               | 課題に対する<br>対応方策      | 今後の方向性   |      |
| 民生委員・児童委員事務 | 福祉課障がい福祉係 | 民生委員推薦会の開催～民生委員推薦会委員5人<br>芦別市民生委員・児童委員協議会交付金～民生委員・児童委員協議会 | 援護が必要な高齢者、障がい者、児童等に対して、相談や援助などをを行い地域で安心して生活ができるよう民生委員・児童委員の定数を維持できるよう確保に努め、民生委員・児童委員の活動を支援し、市民の福祉サービスの推進を図る。 | 民生委員推薦会の開催～法に基づき、民生委員・児童委員の候補者の適否を審査し、適任者を北海道知事に推薦する。<br>芦別市民生委員・児童委員協議会交付金～民生委員協議会の行う各種活動を支援するため、毎年4月1日現在の本市民生委員の定数に29,550円を乗じて得た額を交付する。 | 6,278,534          | B                         | 民生委員・児童委員及び主任児童委員の成り手を確保する。 | 町内会と連携しながら各委員の選出を行う | 高齢者や障がい者の増加とともに少年非行や児童・高齢者虐待など社会問題が山積みする中で、地域住民の相談者として活動する民生委員・児童委員及び主任児童委員の役割はますます重要となっていることから、活動に対するさまざまな支援を行い、地域福祉の向上を図る。 | 現状   |

<資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

4 保健・医療・福祉

→

(3) 社会保障

→

③ 国民健康保険の充実

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名        | 所管課係名    | 計画 (Plan)             |  |   | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)   |  |   | 今後の方向性 | 総合判定 |
|--------------|----------|-----------------------|--|---|--------------------|---------------------------|--|--|---|--------|------|
|              |          | 対象                    | 意図   | 手段  |                    |                           | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策   |   |        |      |
| 保険税賦課徴収事務    | 健康推進課国保係 | 国民健康保険法による被保険者        | 国保財源を維持するため、国民健康保険税の適正な賦課を行い収納率の向上を図る  | 口座振替による納付奨励を行うとともに、差押え等滞納処分を行う                          | 460,077            | A                         | 国民健康保険の新規加入者は、稼働していないかたが多いため、口座振替の新規加入者に大きな伸びがないのが現状である。                   | 新規資格取得時及び広報誌「国保だより」等で、口座振替について勧奨する。  | 平成30年度から市町村国民健康保険は都道府県単位に移行するが、保険税の賦課徴収は引き続き市町村が行うこととされているため、今後も税務課と連携して、口座振替の勧奨及び滞納処分等を実施し、収納率の向上に努める。                                     | 現状     |      |
| 医療費適正化特別対策事業 | 健康推進課国保係 | 国民健康保険による被保険者         | 診療報酬明細書の点検等を行い、医療費の適正化を図る。   | 診療報酬明細書の点検及び医療費適正化啓発普及用パンフレット等の配布、後発医薬品の差額通知を行う。        | 3,897,892          | A                         | 医療費が増加傾向にあるため、抑制を図る必要がある。  | 診療報酬明細書の点検の充実強化により、医療費の適正な給付を図るとともに、被保険者全世帯に対して、啓発普及用パンフレットや後発医薬品（ジェネリック医薬品）希望カードを送付するなど医療費の削減に向けた取り組みを行う。 | 平成30年度から市町村国民健康保険は都道府県単位に移行するが、保険給付の実施主体は引き続き市町村であることから、診療報酬明細書の点検は市町村が実施すべきものとされており、今後もさらなる充実強化を図ることとする。また、医療費増加の要因分析結果を活用し、医療費抑制に努める。     | 現状     |      |
| 特定健康診査等事業    | 健康推進課国保係 | 40歳から74歳までの国民健康保険被保険者 | 芦別市国民健康保険特定健康診査等実施計画に基づき、40歳から74歳までの被保険者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導を実施し、医療費の適正化を図る | 被保険者への広報周知等。未受診者対策（電話勧奨、未受診者訪問等）。他健診、人間ドック等との連携（情報提供等）。 | 5,615,193          | B                         | 生活習慣病予防のための特定健康診査については、平成28年度の市の目標値45%を達成できず、26%の結果であったため、受診率の向上が課題となっている。 | 平成28年度から実施している自己負担金無料化を継続実施することとする。  | 特定健康診査は法律により医療保険者が実施することが義務とされており、廃止することはできない。平成30年度から市町村国民健康保険は都道府県単位に移行するが、特定健康診査等の保健事業は引き続き市町村が実施するため、今後も受診率の目標達成に向け、市民への周知、受診勧奨等の対応を図る。 | 現状     |      |
| 保健事業         | 健康推進課国保係 | 国民健康保険被保険者            | 被保険者に対し、各種検診に係る費用の負担を行い、医療費の適正化を図る   | 被保険者に対し、がん検診費、骨粗鬆症及びインフルエンザ予防接種に係る費用の負担を行う              | 5,349,802          | A                         | 受診者数が目標値に達していない。   | 集団健診時に特定健康診査を受診する場合、がん検診等を併せて受診するよう勧奨したり、広く市民周知することにより、受診者数の増加に繋げる。  | 平成30年度から市町村国民健康保険は都道府県単位に移行するが、保健事業は引き続き市町村が実施するため、今後多くの被保険者が継続して毎年受診するような対策を検討し、疾病的早期発見、重症化予防につなげることで、医療費の抑制を図る。                           | 現状     |      |

<資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

4 保健・医療・福祉

→

(3) 社会保障

→

(4) 介護保険の充実

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名        | 所管課係名        | 計画 (Plan)   |  |   | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)   |  |  | 今後の方向性 | 総合判定 |
|--------------|--------------|---|--|---|--------------------|---------------------------|--|--|--|--------|------|
|              |              | 対象  | 意図   | 手段  |                    |                           | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策   |  |        |      |
| 介護保険事業賦課徴収事務 | 介護保険課介護保険係   | 65歳以上の高齢者   | 保険給付の財源となる介護保険料の徴収確保を図る  | 年金からの引き去りによる特別徴収及び納付書による普通徴収を実施し、普通徴収の滞納分については、税務課納税係で督促や催告等を行い徴収する。  | 322,965            | A                         | 介護保険料においては、年金から引き去りする特別徴収と納付書による普通徴収があるが、普通徴収における滞納分の回収が課題となっている。  | 滞納者に対しては催告状、勧告状を発送し納付を促しているほか、税務課納税係において、保険料の徴収業務を行っている。   | 今後も、滞納者に対しては、督促状及び催告状を発送し税務課納税係とも連携を図る。  | 現状     |      |
| 二次予防事業       | 介護保険課介護サービス係 | 二次予防対象高齢者（平成23年度までは特定高齢者）   | 高齢者の生活機能の維持・向上と生きがいのある自立した生活を支えるため、介護や支援等が必要になる状態の前から、介護予防への関心を高めるための普及を図り、要支援・要介護状態となるおそれのある二次予防対象高齢者に対し、できる限り自立した生活を営めるようサービスを提供する。                                    | 生活機能の低下により要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者を把握するため基本チェックリストの実施による二次予防対象高齢者把握事業を実施する。  | -                  | B                         | 平成29年度の新総合事業への移行に伴い、本事業は介護予防把握事業となり、対象者も窓口での介護認定申請時や地域包括支援センターへの総合相談、市民委員などの地域住民、医療機関などの関係機関と連携を密にし、効果的かつ効率的に情報収集を行っていく。                             | 限られた情報の中から介護予防事業等の支援が必要な人を把握しなければならないため、行政の介護認定申請時や地域包括支援センターへの総合相談、市民委員などの地域住民、医療機関などの関係機関と連携を密にし、効果的かつ効率的に情報収集を行っていく。                                  | 平成29年度の新総合事業への移行に伴い、一次予防事業・二次予防事業の区分を廃止し、一般介護予防事業として実施していくため、限られた情報の中から対象者を効率的に把握し、要介護状態にならないための、介護予防の必要性を認識してもらい、介護予防事業への参加を促していく。  | 現状     |      |
| 二次予防事業       | 福祉課地域福祉係     | 要支援・要介護状態となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の者で、基本チェックリストにより、要介護状態となるリスクを予測する25項目の生活機能を評価の結果、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる方。 | 二次予防とは、介護予防のひとつとして、活動性や生活機能が低下して要介護状態となるおそれの高い高齢者を早期に発見（把握）して早期に対処することにより、要介護状態の発生をできる限り防ごうとするもので、本市では、生きがいデイサービスセンターにて通つていただき、機能回復訓練等を行うことにより、生きがいのある人生を送ることができるよう支援する。 | 対象者は、利用の申請を行ったうえで、地域包括支援センターが行う基本チェックリストに基づく評価の結果、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められた場合に決定する。サービスについては、生きがいデイサービスセンターにて通つていただき、（送迎あり）、健康状態の確認、入浴、食事、相談、機能訓練、レクリエーション等を行う。費用負担は、基本利用手数料等として1か月2,551円及び昼食代1食につき500円を必要とする。 | 6,207,393          | B                         | 介護予防、悪化防止を目的とし、地域包括支援センター等と連携しながらサービスを必要とする高齢者の実態把握に努めていたが、制度改正に伴い、平成29年4月より「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行するため、本事業から新制度にスムーズに移行を進める必要がある。                      | 平成29年度に限り市単独事業としてサービスを継続し、「生きがいデイサービスセンター」利用者へ事業終了の説明、及び地域包括支援センター職員と個別面談を実施することにより、要介護認定の必要性や予防給付、介護給付によるサービスの希望等を調査し、「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行を進める。        | 現行サービスの利用者の理解を得ながら、「介護予防・日常生活支援総合事業」への利用サービスの移行を図り、平成30年3月をもって市単独事業を廃止する。  | 現状     |      |
| 一次予防事業       | 健康推進課健康推進係   | 65歳以上の市民  | 「食べること」をとおした介護予防の取り組みを普及啓発し、高齢者が住みなれた地域で自立した生活を送ることができるように支援する。  | 高齢期の健康維持に必要な「食生活」に関する支援や、口腔機能低下による誤飲・肺炎を予防するための手入れ法・かみかみ百歳体操等の健康教育を実施する。また、必要に応じて、食事や歯・口に関する個別相談を行う。  | -                  | A                         | 高齢期では加齢による心身の変化に伴い食環境が変化するため、一人ひとりが食べる通じて、「適切な量と質を確保した食生活」や「歯や口の機能の維持または低下予防」についての必要性を理解して取り組むための啓蒙が必要である。   | 健康づくりや介護予防の動機づけとして参加者自身が食習慣や口腔ケアの方法を振り返られるよう、老人クラブや講座などの機会を活用し、「食事の組み立てや栄養バランスを考えるゲーム」や食べるため必要な口腔周囲筋の筋力トレーニングを目的とした「かみかみ百歳体操」を取り入れた参加・実践型の健康教育を各地域で実施する。 | 地域包括ケアシステム強化のため、介護保険法等の一部が改正されたことにより、一次予防事業及び二次予防事業（評価対象外）は、介護サービス係が実施することから平成28年度で廃止する。（歯科衛生士が実施していた介護予防の口腔機能向上についても介護サービス係で担当する。）  | 終了     |      |
| 一次予防事業       | 介護保険課介護サービス係 | 高齢者   | 地域における介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような地域の構築を目指して健康教育、健康相談等の取組みを通じて介護予防に関する活動の普及・啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行う。                           | 市が主催する介護予防運動教室や、委託により実施している高齢者ふれあいサロン、市内の各老人クラブをはじめ、町内会等の各種活動の場において、介護予防運動の指や講話による普及啓発をおこなうことで、高齢者への意識付けを図る。  | 16,061,194         | B                         | 介護予防運動教室、高齢者ふれあいサロンとともに、地域によって参加が困難であったり、地域性から事業自体が広がらないなどの差があることと、どの介護予防事業でも男性の参加者が少ないこと。   | 介護予防事業を実施している会場までの交通手段が無い地域のかた向けに、送迎の支援や地域での通いの場の立ち上げ支援を検討することと併せて、男性が集まりやすい通いの場を立ち上げるために検討が必要と思われる。   | 平成29年度の新総合事業への移行に伴い、一次予防事業・二次予防事業の区分を廃止し、一般介護予防事業として展開していくこととなる。「いきいき百歳体操」「まる元」「高齢者ふれあいサロン」とともに、年々参加者が増加していること、また、平成29年9月から市が指定する介護予防事業への参加で、Aカードのポイントが付与される介護予防ポイント事業も実施することから、今後も魅力ある事業となるよう検討していくことと併せて、事業参加による効果を検証し、介護予防の重要性を市民に周知していく。 | 現状     |      |
| 一次予防単独事業     | 福祉課地域福祉係     | 60歳以上の高齢者   | 二次予防対象高齢者となることを予防し自分らしい生活が続けられるよう支援する。   | 生きがいデイサービスセンターにおいて機能訓練等を行うことにより二次予防対象高齢者への進行を予防する。  | 4,187,151          | B                         | 一次予防事業は、高齢者の自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行うことを目的としているが、現行の二次予防事業が、平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行するため、生きがいデイサービス事業は廃止し、平成30年3月までの1年間で一般介護予防事業等への利用の移行を促す必要がある。 | 対象者に対し、事業終了の説明を個別実施し、地域包括支援センター職員と個別面談を実施し、一般介護予防事業である健康教育、健康相談、まる元、いきいき百歳体操、サロンなどへの利用サービスの移行を進め。  | 現行サービスの利用者の理解を得ながら、一般介護予防事業への利用サービスの移行を図り、平成30年3月をもって市単独事業を廃止する。   | 現状     |      |

## <資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

4 保健・医療・福祉

→

(3) 社会保障

→

(4) 介護保険の充実

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名               | 所管課係名        | 計画 (Plan)   |  |  | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)   |   |  | 今後の方向性   | 総合判定 |
|---------------------|--------------|---|--|--|--------------------|---------------------------|--|---|--|--|------|
|                     |              | 対象  | 意図   | 手段   |                    |                           | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策  |  |  |      |
| 介護予防ケアマネジメント事業      | 介護保険課介護サービス係 | 二次予防事業対象高齢者                                       | 二次予防事業対象高齢者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるような必要な援助を行う。  | 対象者が今後、どのような生活をしていきたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、その目標を関係者が共有するとともに対象者自身の意欲を引き出し、自主的に取組みを行えるよう支援する                                | 3,788,701          | B                         | 平成29年度から新総合事業実施に伴い、対象者が要支援者及び事業対象者となり、今までより対象者が増えること、また、要介護状態になることをできる限り防ぐためにも、自立に向けたケアマネジメントが要求されることから、業務の負担が大きくなることが予想される。 | 要支援者等の生活環境や身体状況の把握に努め、自立に向けた目標の設定と、達成に向けて必要な取組みについて十分なアセスメント（情報収集作業及び課題分析）を実施し、必要なサービスや介護予防事業へつながるような、適切な介護予防ケアマネジメントを行っていく。<br>また、平成29年度から総合事業を実施することにより、事業の対象者が、要支援認定者だけではなく、チェックリストによるサービス事業対象者も対象となることから、事業対象者数が増加するため、市内居宅介護支援事業所への委託等を進めながら対応を図る。 | 高齢者が可能な限り自立し、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、高齢者に対し十分なアセスメント（情報収集作業及び課題分析）を実施し、必要なサービスや介護予防事業へつながるような、適切な介護予防ケアマネジメントを行っていく。<br>また、平成29年度から総合事業を実施することにより、事業の対象者が、要支援認定者だけではなく、チェックリストによるサービス事業対象者も対象となることから、事業対象者数が増加するため、市内居宅介護支援事業所への委託等を進めながら対応を図る。 | 現状   |      |
| 介護予防支援事業            | 介護保険課介護サービス係 | 要支援の介護認定を受けた高齢者                                   | 高齢者が要支援認定者の症状の維持又はその悪化の防止  | 地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所の指定を受け、要支援1・2の認定を受けたサービス利用者に必要なサービスを受けられるように適切なケアマネジメントを行う。  | 3,788,686          | C                         | -  | -   | -  | 平成29年度から、新総合事業実施に伴い、これまでの介護予防ケアマネジメント事業と介護予防支援事業のそれぞれの事業の対象者となっていた二次予防事業対象者、要支援認定者のケアマネジメント業務を、すべて介護予防ケアマネジメント事業で行うこととなつたため、介護予防支援事業は平成28年度をもって終了する。 | 終了   |
| 総合相談事業              | 介護保険課介護サービス係 | 市民  | 地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。                                    | 支援を必要とする高齢者を見出し、各種サービス等の適切な見守りを行い、更なる問題を防止するため、地域における関係者のネットワークを構築し、それを活用するほか、様々な社会資源との連携による情報収集や戸別訪問等により高齢者及び家族の状況等を把握する。 | 8,212,173          | A                         | 新規の相談や、内容が複雑な相談など、対応に時間がかかるケースが増加している。   | 認知症高齢者が増加傾向にあるため、今後はますます相談件数が多くなることが予想されるが、現状の体制での対応を維持しながら、関係機関との連携も含め相談しやすい窓口を作っていくことを検討する。   | 相談件数の増加、ニーズの多様化に対応するため、平成29年10月から地域包括支援センターを市本庁舎横の旧消防庁舎に移転し、市民が相談及び利用しやすい環境を整備するとともに、地域及び関係機関におけるネットワーク構築し、相談体制の強化に努める。  | 改善   |      |
| 権利擁護事業              | 介護保険課介護サービス係 | 高齢者   | 地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行う。                                | 高齢者の権利擁護のため支援が必要と判断した場合には、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置支援、高齢者虐待・困難事例への対応、消費者被害の防止等の制度を活用する。                                      | 5,990,123          | B                         | 高齢者虐待等の人権侵害に係る問題が増加していること、また、内容も複雑化してきていることなどから、対応にかかる時間が大幅に増加してきている。  | 今後も、複雑化する相談や問題に対する対応が増加することが予想されることから、関係機関や弁護士との協力体制をさらに強化し、効率化を図る。   | 高齢者が、住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持できるよう、地域及び関係機関のネットワーク機能を強化し、専門的かつ継続的な支援体制づくりを検討していくとともに、平成29年10月から地域包括支援センターを市本庁舎横の旧消防庁舎に移転することで、市民が相談及び利用しやすい環境整備に努める。  | 改善   |      |
| 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 | 介護保険課介護サービス係 | 介護支援専門員等の関係者                                      | 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、他職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。 | 介護支援専門員が、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援するための会議等を開催する。  | 7,563,240          | B                         | 介護支援専門員に対する包括的・継続的ケア体制の充実のためには、医療機関や地域とのネットワーク強化がさらに必要になってくるが、全ての関係機関が集まる会議が開催できていない。  | より多くの関係機関が集まるよう、連絡会議の内容の充実や開催方法などを検討していく必要がある。  | 平成29年10月から地域包括支援センターを市本庁舎横の旧消防庁舎に移転し、市民や介護事業所が相談及び利用しやすい環境を整備するとともに、今後も地域ケア会議や勉強会を開催し、介護事業所と連携しながらより充実した事業展開を図っていくように検討する。   | 改善   |      |
| 家族介護継続支援事業          | 福祉課地域福祉係     | 常時寝たきり状態で要介護3・4・5に認定された常時紙おむつが必要と認められる高齢者又は特定疾患患者 | 在宅で常時紙おむつを必要とする者の介護者に対し経済的負担を軽減する。   | 申請に基づき、1人1日当たり3枚の紙おむつを現物支給する。  | 806,666            | B                         | 介護保険事業の一つとして、厚生労働省の地域支援事業実施要綱に基づき実施しているが、支給対象基準に該当しないものの、紙おむつを使用している高齢者もあり、支給を希望する者がいる。                                      | 総合事業に移行となつても地域支援事業である紙おむつは現行の制度のまま継続する。   | 家族介護が益々重要になっていくことから、これを支援する方策について、介護をする方の意見を取り入れたうえで、検討を進めていく。   | 現状   |      |

## <資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

### 4 保健・医療・福祉

→

### (3) 社会保障

→

### (4) 介護保険の充実

| 事務事業名            | 所管課係名        | 計画(Plan)   |  |   | 実施(Do)<br>事業費(円) | 評価(Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善(Action)  |   |  | 今後の方向性 | 総合判定 |
|------------------|--------------|--|--|---|------------------|--------------------------|--|---|--|--------|------|
|                  |              | 対象   | 意図   | 手段  |                  |                          | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策  |  |        |      |
| 地域自立生活支援事業       | 福祉課地域福祉係     | ①65歳以上の独り暮らしの者で食事の用意が困難な者。<br>②65歳以上の者のみの世帯で、食事の用意が困難なもの。<br>③その他市長が特に認める者で、食事の用意が困難なもの。 | 食事の用意の困難な高齢者に対して、定期的に居宅を訪問して栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、当該高齢者の健康状態及び安否を確認する。   | 給食サービスを受けようとする者は、配食の時に不在となる場合に備えて、給食を保管する給食サービス事業協力員を選任した上で市長に利用の申請をする。<br>市は、これを審査のうえ決定し、委託業者を通じて1週につき3回又は6回、夕食を戸口まで配食する。<br>利用者は、1食につき500円を翌月末日まで納入する。                    | 4,980,340        | B                        | 現制度では、食事を用意することができない高齢者のため、買い物ができる高齢者は対象外となっているが、栄養管理上、料理を作れず惣菜を買っている男性高齢者の対応が必要である。また、年金生活者にとって利用者負担が家計上負担になっている。<br>民間事業者が同様のサービスを公費負担なしで実施し、本市よりも利用者負担が少ない。 | 民間事業者によるサービスは、利用者負担が少ないが配送地域が限られ、民間事業者ではカバーできない地域への配送は、料金が割高となるため市によるサービスが必要となることから、それぞれの利点やサービス内容を広くわかりやすく市民に周知し、最良のサービスを選択できるよう努めていく。 | 食事の用意が困難な利用者に対し配食を通じ安否の確認などで安心な生活を過ごせるよう継続して事業を実施する。   | 現状     |      |
| 認知症高齢者見守り事業      | 介護保険課介護サービス係 | 市民   | 地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を図る。  | 認知症センター養成講座を開催するほか、高齢者見守り協定の締結、認知症高齢者を対象としたSOSネットワークを構築する。  | 168,372          | B                        | 認知症センター養成講座受講者が、地域で活動できる仕組みが作られていないこと、また、SOSネットワークの模擬訓練及び会議が開催できていないこと。  | 認知症センターの活動方法の検討と、SOSネットワーク会議を開催し、事業内容の再確認と模擬訓練実施に向けての調整を行うなど、事業の改善に努める。   | 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるように、認知症センター養成講座及びスキルアップ講座の開催と活動方法の検討、芦別市高齢者SOSネットワーク会議開催と模擬訓練実施に向けた協議、民間事業者との高齢者見守り協定締結、介護マーク普及事業と、既存の4つの取り組みを内容の充実を図りながら継続していく。                       | 改善     |      |
| 認知症初期集中支援推進事業    | 介護保険課介護サービス係 | 市民   | 認知症の早期発見・早期診断と、その後、速やかに適切な医療・介護等が受けられるよう、認知症患者に対する初期の対応体制の構築を図る。   | 認知症または認知症が疑われるケースが発見された場合、認知症サポート医及び医療・介護の専門職から構成される「認知症初期集中支援チーム」による、訪問、適切な支援、経過観察等を行う。  | 823,625          | A                        | 現在、認知症初期集中支援チームは1つしかないため、同時に複数のケース対応が発生した場合、どう対応するかが課題である。   | チームは1つあるが、チーム員は12名いるため、チーム内で調整し、いくつかのグループに分けるなど、複数ケースへの対応を検討する。   | 今後、認知症高齢者の増加が予想されることから、チームの需要はさらに高まっていくものと考えられるため、チーム員業務の一部を担う民間精神科病院との連携を強化し、認知症高齢者の早期発見・早期対応、また、複数のケースにも迅速な対応が図られるなど、さらに本市の認知症施策を推進していく。                                     | 現状     |      |
| 認知症地域支援・ケア向上推進事業 | 介護保険課介護サービス係 | 市民   | 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、症状に応じた適切な医療・介護及び生活支援サービスが有機的に連携したネットワークを形成し、効果的支援が行われる体制を構築するとともに、介護サービス及び地域の支援機関との連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、地域における支援体制の構築と認知症ケア向上を図る。     | 認知症地域支援推進員が中心となり、医療機関、介護サービス事業所、認知症センター等地域全体で認知症の人やその家族を支える支援体制の構築、また、認知症の人を介護する家族の介護負担軽減を目的とした「認知症カフェ」等の語りの場の開催などの取組みを行う。  | 5,388            | A                        | 現段階では、地域包括支援センター職員が認知症地域支援推進員を担っており、語りの場の企画から開催まで、中心となって行っているが、介護予防事業やケアプランの作成業務など業務量が増加していく中で、今後、推進員業務も増加していくと業務過多の状況に陥る可能性がある。                               | 認知症地域支援推進員の要件として、認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士とされているため、これらの資格を有する人材を発掘し、専任で配置できないか検討する。          | 芦別における高齢化の現状や認知症患者の増加を考えると、今後、認知症施策は重要になってくることから、認知症地域支援推進員を中心として認知症初期集中支援チームとの連携による認知症高齢者の早期発見・早期対応、また、認知症家族に対する支援として、認知症カフェの内容も、参加者のニーズを取り入れながら、誰もが気軽に立ち寄れる場所となるよう見直しを図っていく。 | 現状     |      |
| 生活支援体制整備事業       | 介護保険課介護サービス係 | 市民   | ボランティア、民間企業、社会福祉法人の多様な事業主体による介護保険外のインフォーマルな生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築と、元気な高齢者の参加も想定した生活支援の担い手となるボランティアの養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」や「協議体」を設置することにより、独居高齢者や高齢者のみの世帯が安心して在宅生活が送れることができる。 | 行政、社会福祉協議会、介護サービス事業所、医療機関、地縁組織等から構成される「協議体」を設置し、芦別に必要な生活支援サービスを検討するとともに、生活支援サービスとそれを必要とする高齢者をつなぐ「生活支援コーディネーター」の設置と併せて、生活支援サービスの担い手となるボランティアの養成を行い市全体としての高齢者の支援体制の充実・強化に努める。 | 134,629          | A                        | 生活支援コーディネーターの活動区域として、第1層（市町村区域）、第2層（日常生活圏域）ともに生活支援コーディネーターの適任者が見つからず、まだ配置できていないことと、養成した生活支援ボランティアが活動する仕組みができていないことが課題となっている。                                   | 協議体の中で生活支援コーディネーターの選出について協議を進め、平成29年10月配置を自ら公募により選出することとし、配置後は、コーディネーターを中心に、生活支援ボランティアの活動の仕組みづくりに取り組んでもらう。                              | 平成28年8月に協議体を設置し、地域課題の掘り起こしから課題の解決方法、生活支援サービスの必要性、生活支援コーディネーターの選出について協議を進める中で、協議体のメンバーにも事業の内容を認識してもらうことができたため、今後、生活支援コーディネーターを配置し、その人を中心に生活支援体制整備事業に取り組んでいく。                    | 拡充     |      |
| 介護教室開催事業         | 介護保険課介護サービス係 | 市民   | 要介護状態になっても、できるだけ住み慣れた自宅で生活を続ける「在宅介護」を推進するため、在宅で介護する家族の介護負担軽減を目的とした取り組みを推進する。   | 在宅で介護する家族の介護負担を軽減するため、市内の介護サービス事業所協力のもと、介護等の専門職が自宅に訪問し、家族のニーズにあわせ介護技術のテキストに沿って、正しい介護知識や技術の指導を行う。  | 5,740            | B                        | P.Rが不足していることと、自宅に訪問し実施することに抵抗があるかたもいることから、利用者が少ない。   | 広報あしべつやチラシでのP.Rのほか、会議や研修会、サロン等でのP.Rも積極的に行い、事業を浸透させることと、自宅への訪問に抵抗があるかた向けて、会場を設けて複数名参加できる介護教室の開催も検討する。                                    | 引き続きP.R活動を行い、事業の内容を広く市民に理解してもらい、利用に結びつけていくことと併せて、自宅で介護している家族のニーズを聞き、利用しやすい事業となるように検討していく。  | 改善     |      |

## <資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

### 4 保健・医療・福祉

→

### (3) 社会保障

→

### (4) 介護保険の充実

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名    | 所管課係名        | 計画 (Plan)        |  |                   | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)  |   |   | 今後の方向性 | 総合判定 |
|----------|--------------|------------------|--|-------------------|--------------------|---------------------------|---|---|---|--------|------|
|          |              | 対象               | 意図   | 手段                |                    |                           | 現時点における課題   | 課題に対する対応方策  |   |        |      |
| 地域包括支援事業 | 介護保険課介護サービス係 | 高齢者              | 要支援者の心身機能の維持向上のため、介護予防サービス等の提供に必要な調整を行うとともに介護が必要な状態になる恐れのある高齢者に対するケア、介護予防のための普及啓発を行う。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう介護サービスを始めとした高齢者に関わる保険、医療、福祉等の各種サービスへ結び付けるため、高齢者の総合相談や権利譲渡、虐待防止のための事業、介護支援専門員への情報提供・連携促進のための事業を実施する。 | 介護予防サービスの提供他      | 10,504,616         | B                         | 要支援の認定を受ける高齢者の増加に伴いケアプラン作成件数が増加しているほか、困難事例の相談や支援の対応に係る時間、業務量が増加している。また、新たな介護予防事業や認知症対策、在宅医療・介護連携推進事業などの業務も増加する一方で、時間の調整に苦慮している。 | ケアプラン作成業務を市内の居宅介護支援事業所へ委託することで、業務の効率化が図られるため、引き続き市内事業所と連携しながら委託化を進めることで、相談・支援業務への迅速な対応によりよりよいサービスの提供ができるよう関係機関との情報共有及び連携強化に努める。 | 市直営の地域包括支援センターであるメリットを活かし、認知症施策や介護予防事業、在宅医療・介護連携推進事業など市が主導で行うことにより事業がスムーズかつ効果的に進められるものを主に地域包括支援センターが担い、ケアプラン作成業務のように委託可能なものは民間事業所への委託を進め、事業の効率化を図る。 | 改善     |      |
| 訪問看護事業   | 介護保険課介護サービス係 | 在宅で療養される要支援・要介護者 | 本人や家族の希望により在宅で療養される要支援・要介護者等に対して、主治医の指示に基づき病状や障害の観察や医療措置等の療養上の世話、清拭や身体の清潔保持を行い可能な限り居宅において自立した生活が出来るよう支援する。   | 訪問看護によるサービスを提供する。 | 1,564,059          | B                         | 国が進める在宅医療・介護連携の推進では、切れ目のない在宅医療・介護サービス提供体制の構築を打ち出しており、24時間利用可能なサービスの提供体制が求められているが、対応可能な事業所がなく、また、現在の職員体制(3名)では対応が困難である。          | 24時間365日体制にするすれば、現在の職員体制(3名)では対応できないため、市立芦別病院の看護部との連携体制や民間事業所への委託を検討する必要がある。  | 介護保険での利用者は減少傾向にあるものの、医療保険を含めると訪問看護は需要があるため、市内全体の需要に対し対応が可能となるよう、民間事業者の動向を把握するとともに、市立病院看護部との連携についても視野に入れ対応策を検討する。                                    | 改善     |      |

### 5 教育・文化

→

### (1) 生涯学習

→

### ① 社会教育の充実

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名             | 所管課係名      | 計画 (Plan)                             |   |  | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)   |   |   | 今後の方向性 | 総合判定 |
|-------------------|------------|---------------------------------------|---|--|--------------------|---------------------------|--|---|---|--------|------|
|                   |            | 対象                                    | 意図  | 手段   |                    |                           | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策  |   |        |      |
| 社会教育委員活動事業        | 生涯学習課生涯学習係 | 社会教育委員                                | 社会教育委員の活動に対し支援することにより、社会教育行政を推進する。                                      | 社会教育委員は、本市の社会教育に対する立案や助言を行うため、他市町の諸施設・活動の視察、住民の意識調査などを実施し、社会教育行政や生涯学習社会の実現に向けた課題等の研究を行う。 | 204,320            | B                         | 年2回の会議のほか、委員の活動や発言の場を広げていくことから課題である。   | 各研修会への参加や討議の場など、委員の参加できる場の拡大を図る。  | 行政主催等の社会教育事業への参加を促し、社会教育委員会議以外の委員の活動の場を拡大し、社会教育事業全体の推進を図る。                              | 現状     |      |
| 各種講座・教室等実施事業      | 生涯学習課生涯学習係 | 市民                                    | 市民の多様化する学習ニーズに応え、生涯学習の観点を踏まえながら、明るく豊かな郷土のまちづくりを図ることを目的とする。              | 各年齢層を対象とした講座・教室等(市民講座、レッスン・チャレンジ、出前講座)を定期的に開催する。   | 89,474             | B                         | 多種多様化した学習ニーズへの対応を図り、今後も継続して参加者に対しアンケート調査実施するとともに、その調査結果を踏まえ講座等の内容を検討していく必要がある。 | 多種多様化した学習ニーズを把握し、市ホームページ・広報等で情報を提供するとともに、市民公募による講座枠を設けていくことから、市民に対し情報を提供する。             | 市民のニーズが高い講座の継続を図りながら、今後、市民公募による講座枠の在り方を含めて検討する。   | 現状     |      |
| 各種大学等実施事業         | 生涯学習課生涯学習係 | 高齢者大学・大学院: 60歳以上の市民<br>女性大学: 18歳以上の女性 | 市民の多様化する学習ニーズに応え、生涯学習の観点を踏まえながら、明るく豊かな郷土のまちづくりを図ることを目的とする。              | 原則、月2回(4月から翌年2月まで)の頻度で開講し、市民に学習機会を提供する。  | 128,716            | B                         | 多種多様化する学習ニーズに対応し、いかに自主的な学習につなげていくかが課題である。                                      | 市民や地域のニーズの把握、市内の社会教育施設等の利用を進める。   | 両大学で習得した知識等を活用した、自主的な学習につなげよう努める。   | 現状     |      |
| 成人式実施事業           | 生涯学習課生涯学習係 | 成人該当者                                 | 新しい時代に向かって夢と希望を抱き、成人となる者の門出を祝うことを目的とする。                                 | 式典及び交流会を実施する。  | 65,651             | B                         | 芦別市独自の演出を行い、出席者のさらなる増加に努める。  | 芦別の特産品試食等について検討し、ふれあい広場の内容の充実を図る。   | 目標である出席率7割を維持するべく、参加者のニーズを把握し、事業内容の充実を図る。   | 現状     |      |
| 異文化活動事業           | 生涯学習課生涯学習係 | 市民                                    | 市民の学習ニーズに合わせた英会話講座等を開催し、国際交流の基礎となる英語能力の向上、異文化交流の促進に努めることにより、生涯学習の充実を図る。 | 英会話講座・語学指導教室を定期的に開催する。   | 3,680,865          | B                         | 英会話講座への参加者確保が困難である。  | 市民への参加を、市ホームページ・広報で周知するとともに、内容等も充実させる必要がある。   | 今後は、市民のニーズを把握し、英会話講座・語学指導教室等の実施内容を充実させる。  | 現状     |      |
| 学習活動情報提供事業        | 生涯学習課生涯学習係 | 市民                                    | 市民の自発的・自主的な学習活動を支援することを目的とする。   | 広報あしひのほか、新聞、チラシ、ホームページ等の活用や生涯学習情報紙を発行し、学習活動に関する情報提供を行う。                                  | -                  | B                         | 個人情報を掲載しない形で簡素化した内容の情報誌「まなびい通信」を発行したが、市民が親しみやすく、わかりやすい形での情報誌の提供に努める。           | 市民の学習意欲向上や学習支援体制の充実を図るよう学習情報の提供をするとともに、情報誌「まなびい通信」の提供に努める。また、市民ニーズの把握に努め、利用環境の整備を図っていく。 | 市民の学習意欲向上や学習支援体制の充実を図るよう学習情報の提供をするとともに、情報誌「まなびい通信」の提供に努める。また、市民ニーズの把握に努め、利用環境の整備を図っていく。 | 現状     |      |
| 市民会館・青年センター管理運営業務 | 生涯学習課生涯学習係 | 市民                                    | 社会教育の拠点施設として、市民への学習機会の場を提供する。   | 施設の利用拡大に向けて、市民会館及び青年センターの適正な管理運営をする。   | 34,134,673         | B                         | 利用者の拡大を図るとともに、老朽化している施設の整備・修繕に対応していくことが課題である。                                  | 事業実施により、利用者の拡大を図るとともに、老朽化している施設の整備・修繕を計画的に行い、良好な状態で施設を維持する。                             | 老朽化している施設の整備・修繕をしながら、生涯学習活動振興の拠点として、施設を提供していく。  | 現状     |      |

## <資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

5 教育・文化

→

(1) 生涯学習

→

① 社会教育の充実

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名         | 所管課係名  | 計画 (Plan) |  |   | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)   |   |   |      |
|---------------|--------|-----------|--|---|--------------------|---------------------------|--|---|---|------|
|               |        | 対象        | 意図   | 手段                                      |                    |                           | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策  | 今後の方向性  | 総合判定 |
| 図書館管理運営業務     | 図書館管理係 | 市民        | 図書館施設の維持管理及び施設周辺の環境整備を行うとともに、図書館の運営について図書館協議会その他団体の協力のもと実施することにより、市民の教養と文化の発展に寄与する | 適切な維持管理の実施、計画的な設備機器の更新、適切な図書館運営の実施      | 17,856,832         | B                         | 施設の老朽化に伴う整備・改修費用の増加が課題となっている。  | 来館者が快適に図書館を利用するように、今後、適切な施設の維持管理を図る。  | 引き続き老朽化する施設等の改善に努めるとともに、図書館協議会を通して、先進地等を視察するなど情報の収集を図り、利用者のニーズに即した読書環境を整備していく。  | 現状   |
| 読書普及活動        | 図書館管理係 | 市民        | 図書館活動に関して、図書館法に則り各種事業を展開し、読書の普及に努める。   | 各種事業の開催により、利用者を図る。                      | 4,302,838          | B                         | 貸出冊数の増加や「絵本おはなし会」などの事業への参加者が増加するなど、一定の効果が得られているが、新たな図書館利用者を増やしていくための方策について検討していく必要がある。 | 利用者のニーズにあった資料を整備するとともに、現在実施している各種事業の内容を精査・検証し、施設を利用しやすい状況に整え、読書活動の普及啓発を図っていく。 | 市内小中学校と連携し、移動図書館車を使った貸出文庫や学級文庫、学校向け図書館事業の積極的な利用を促す。また、保健センターや子どもセンターと連携し、就学前の幼児への読書活動の推進を図るブックスタート事業や絵本講座を行うなど、子どもの読書活動を推進する。 | 現状   |
| 視聴覚ライブラリー運営事業 | 図書館管理係 | 市民        | 図書館活動の一環として、充実した視聴覚資料を提供し、社会教育・学校教育の推進を図る。   | ニーズにあった視聴覚資料を確保し、上映会の開催などにより利用者の増加に努める。 | 209,061            | B                         | 一定数の利用はあるが、利用者が横ばい状態であるため、新たな利用者を増やしていくための方策について検討していく必要がある。                           | 芦別の歴史的な映像資料など、利用者からの人気が高い資料を収集するなどし、上映機会を増やすことや上映方法などを検討し、利用者の増加を図る必要がある。     | 芦別の地域情報や文化的記録に関する視聴覚資料について、資料収集を行い、一般公開する機会を設定するなど、収集資料の活用を広げる事業を検討する。  | 現状   |

5 教育・文化

→

(1) 生涯学習

→

② 家庭教育の充実

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名  | 所管課係名      | 計画 (Plan)  |                      |                             | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)              |  |  |      |
|--------|------------|--|----------------------|-----------------------------|--------------------|---------------------------|-----------------------------|--|--|------|
|        |            | 対象   | 意図                   | 手段                          |                    |                           | 現時点における課題                   | 課題に対する対応方策                               | 今後の方向性   | 総合判定 |
| 家庭教育事業 | 生涯学習課生涯学習係 | 親子体験教室：親子（小学生・幼児と保護者）<br>通学合宿：各小学校4年生～6年生<br>芦別市PTA連合会 | 家庭教育の充実、家庭の教育力向上を図る。 | 家庭教育に関する事業の実施や、関係団体への補助を行う。 | 127,444            | B                         | 保護者、地域の方及び関係機関の理解と協力が必要である。 | 子ども達に対する周知はもとより、市民に対する周知も行い、事業内容の精査に努める。 | 通学合宿や親子体験教室の事業内容の充実を図り、学校・地域・青少年育成連絡協議会等と連携し、家庭教育の充実や家庭の教育力の向上を図る。 | 現状   |

## <資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

### 5 教育・文化

→

### (1) 生涯学習

→

### ③ 青少年の健全育成

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名       | 所管課係名      | 計画 (Plan)               |  |   | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)   |  |   | 今後の方向性 | 総合判定 |
|-------------|------------|-------------------------|--|---|--------------------|---------------------------|--|--|---|--------|------|
|             |            | 対象                      | 意図   | 手段  |                    |                           | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策   |   |        |      |
| 青少年育成事業     | 生涯学習課生涯学習係 | 青少年育成団体等                | 青少年の健全育成に有効な全ての活動に対し、支援協力とともに、青少年健全育成につながるリーダーの育成や指導者養成等の青少年健全育成事業を実施する。 | 各種青少年育成健全育成事業を実施する。青少年育成団体等の活動を促進するため、交付金、補助金を交付する。   | 1,793,370          | B                         | 子どもの減少に伴い、事業への参加者確保が困難になってきており、学校等への協力依頼をするとともに、事業内容を検討する必要がある。  | 青少年健全育成事業を見直し、市全体で青少年の健全育成に努め、青少年リーダーの育成・指導者の養成を図り、事業を実施する。  | 平成28年度に新規事業「雪中運動会(連携主催)」を実施したが、今後においても、青少年連絡協議会を通じ、各育成連合会・単位育成会と協議し、地域性を生かした事業内容を行いながら、青少年健全育成に努める。 | 現状     |      |
| 青少年非行防止活動業務 | 生涯学習課生涯学習係 | 青少年、青少年センター職員(専門員・補導員等) | 青少年の健全育成を目的に行う非行防止活動を効果的かつ総合的に推進する。                                      | 青少年センターを設置し、関係機関・団体との連携を密にし、協力しながら各種補導業務、環境浄化活動等に当たる。   | 637,480            | B                         | 各町内会からの推薦により補導員を任命しているが、補導員が欠員している町内会もあり、また、仕事等により街頭補導活動に従事できない補導員もいる。                                       | 補導員が欠員となっている町内会に対し、継続的に推薦の依頼をする。また、青少年が健全に成長することのできる環境づくりのため、関係機関と連携を図っていく。  | 青少年センターを中心に、警察・学校等の関係機関と連携し、巡回補導等の強化を図り、非行防止活動に努める。   | 現状     |      |
| 青少年安全対策事務   | 生涯学習課生涯学習係 | 市民、事業所、関係団体             | 不審者による事件・事故の未然防止、被害の拡大防止・早期解決の手助けを行う。                                    | 青少年が事件・事故に遭遇し、助けを求めてきたときに、速やかに警察官の出動を要請し、青少年の安全を確保するため、「子ども110番緊急避難所」を設置するとともに、犯罪等を抑止するため、避難所のステッカーを作成し避難所の見やすい場所に掲示することや、青色回転灯装着公用車による巡回パトロールを実施する。また、不審者情報等が発生した場合、メールによる情報発信を行う。 | -                  | B                         | 広報、市ホームページ等で「子ども110番緊急避難所」を募集しているが、増加傾向はない。また、不審者が出没した際に、職員によるパトロールと補導員への巡回強化で対応しているが、メールによる送信システムへの登録者が少ない。 | 子ども達の安全を守るために、地域・学校等との連携を図り、「子ども110番緊急避難所」の設置拡大に努める。また、警察と連携し、駆け込み訓練の創意工夫を図り、継続して各小学校、保育園等での実施に努める。これに併せて、不審者が出没した際に、補導員・専門員へ迅速に情報を周知するために、メールによる送信が必要であることから、補導員・専門員に登録要請を継続して行う。 | 今後は、緊急避難所の拡大を図るとともに、不審者が出没した際に、メールにより迅速に情報提供ができるよう、今後も継続して補導員・専門員に登録要請を行う。                          | 現状     |      |

### 5 教育・文化

→

### (1) 生涯学習

→

### ④ 芸術文化の振興

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名         | 所管課係名      | 計画 (Plan) |  |   | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)  |  |   | 今後の方向性 | 総合判定 |
|---------------|------------|-----------|--|---|--------------------|---------------------------|---|--|---|--------|------|
|               |            | 対象        | 意図   | 手段  |                    |                           | 現時点における課題   | 課題に対する対応方策   |   |        |      |
| 芸術・文化活動業務     | 生涯学習課生涯学習係 | 市民        | 地域に根ざした芸術文化を支援するとともに、市民が文化的活動に触れる機会や体験する機会を提供し、地域の芸術文化活動の活性化を図ることを目的とする。 | 市民が芸術文化に親しめるよう、芸術家・芸術文化団体の作品の展示場所や発表できる機会を提供するとともに、広く市民に知ってもらうよう周知する。 | 1,127,665          | A                         | 芸術文化に触れる機会を提供しているが、活動等につながっていない。また、芸術文化団体も高齢化となってきており、若い世代を増やすことが課題である。 | 市民が芸術文化に触れ合う機会を増やすため、事業等の積極的なPR活動を継続していく。                      | 市民が気軽に芸術文化に触れ親しめる環境の整備や展示等の事業展開を図る。   | 現状     |      |
| 芸術文化交流館管理運営業務 | 生涯学習課生涯学習係 | 市民        | 芸術文化活動の発表・交流の場を提供するため、芦別市芸術文化交流館の管理運営を図ることを目的とする。                        | 市民が気軽に芸術文化活動に参加できるよう、既存施設の有効活用に努める。                                   | 1,824,803          | B                         | 来館者を増加させる方法及び施設の老朽化に伴う今後の維持管理が課題である。                                    | 施設利用の芸術家の方々の協力のもと、魅力ある作品展示により、来館者の増加を図るとともに、老朽化した施設の修繕を計画的に行う。 | 今後もPR活動を行い来館者の増加をはかりながら、芸術家及び市民が利用しやすい芸術文化活動振興の拠点施設を目指し、指定管理者による効果的な管理運営に努める。 | 現状     |      |

### 5 教育・文化

→

### (1) 生涯学習

→

### ⑤ 文化財の保護

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名            | 所管課係名    | 計画 (Plan)               |  |   | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)                           |   |   | 今後の方向性 | 総合判定 |
|------------------|----------|-------------------------|--|---|--------------------|---------------------------|--|---|---|--------|------|
|                  |          | 対象                      | 意図   | 手段  |                    |                           | 現時点における課題                                | 課題に対する対応方策  |   |        |      |
| 星の降る里百年記念館管理運営業務 | 百年記念館管理係 | 星の降る里百年記念館建物及び展示、収蔵品全般。 | 教育及び学術文化と地域の活性化に寄与するため、郷土の自然、歴史、文化に係るあらゆる文化財を收集、保管、調査研究し、展示や教育普及活動に活かし、合わせて学習情報の提供事業を行う。 | 建物本体及び設備機器の適正な管理を行い、収蔵している文化財の適切な保存を行う。また、展示物や収蔵品の調査研究に基づき、企画展や教育普及活動を実施する。 | 9,628,030          | B                         | 展示活動と教育普及活動を充実させることにより、施設観覧者及び利用者の増加を図る。 | 新しい発想により魅力ある展示活動を行うとともに、市内外の学校・団体等と連携し、教育普及活動を充実させることにより、観覧者等の増加を目指す。 | 多角的・広域的視野から展示素材及び情報を収集し、展示・教育普及活動を充実させることにより、観覧者等の増加を目指す。 | 現状     |      |
| 文化財保護事業          | 百年記念館管理係 | 指定文化財全般。                | 文化財の保護及び教育的活用の促進を図る。   | 適切な保護、保存を図るために環境を整備し、文化財の保護及び教育的活用を行う。                                      | 242,360            | B                         | 新規指定文化財に関する情報収集と調査                       | 文化財候補に関する情報収集に努めるとともに、適宜、実地調査を行う。                                     | 新たな文化財候補を見出しながら、その文化的価値や重要性に関する教育活動を行う。                   | 現状     |      |

## <資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

5 教育・文化

→

(2) 学校教育

→

① 幼児教育の推進

総合評価の基準 (A: 適切 B: 概ね適切 C: 改善の余地がある D: 不適切)

| 事務事業名    | 所管課係名  | 計画 (Plan)  |  |   | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)   |  |  |      |
|----------|--------|--|--|---|--------------------|---------------------------|--|--|--|------|
|          |        | 対象   | 意図   | 手段  |                    |                           | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策   | 今後の方向性   | 総合判定 |
| 幼児教育推進事業 | 学務課総務係 | ・市内に私立幼稚園を設置する学校法人<br>・私立幼稚園に通園する市内に住所を有する園児の保護者 | ・市内に私立幼稚園を設置する学校法人の振興発展及び幼児教育の充実に資する。<br>・園児保護者の負担軽減を図る。 | ・私立幼稚園を設置する学校法人に対して運営補助金を交付する。(私立学校運営費補助金)<br>・私立幼稚園が行う園児に係る入園料及び保育料を減免する事業に対して就園奨励費補助金を交付する。(就園奨励費補助金) | 17,258,400         | A                         | 国においては、少子化対策や子育て支援の観点から、毎年補助基準額を上げている。また、当該幼稚園の保育料改正に伴って補助対象経費が増えることにより市が負担する補助金額も増加するが、一方で、国の補助金が要綱上の額を満たしていない。また、幼稚園に対する運営補助金の交付による幼児教育の場の確保は図っているが、市としては、幼稚園以外の場面において、より積極的に幼児教育を推進していく必要がある。 | 就園奨励費補助金については、国に対して補助要綱に定める補助率を改正して「3分の1」とし、適切な補助を行うよう要請する必要がある。 | 就園奨励費補助金は、平成29年度より対象の私立幼稚園が、「子ども・子育て支援給付」に制度移行するものの、芦別市外の私立幼稚園に通園する市内に住所を有する園児を対象に補助金交付事業は継続するため、引き続き、北海道市長会、北海道都市教育委員会連絡協議会などの団体と連携し、要請活動を実施していく。 | 現状   |

5 教育・文化

→

(2) 学校教育

→

② 小中学校教育の推進

総合評価の基準 (A: 適切 B: 概ね適切 C: 改善の余地がある D: 不適切)

| 事務事業名       | 所管課係名    | 計画 (Plan)                      |  |  | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)   |  |   |      |
|-------------|----------|--------------------------------|--|--|--------------------|---------------------------|--|--|---|------|
|             |          | 対象                             | 意図   | 手段   |                    |                           | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策   | 今後の方向性  | 総合判定 |
| 学校支援地域本部事業  | 学務課学校教育係 | 支援をする側(地域住民)、支援を受ける側(学校・教員)    | いじめや不登校など青少年を巡る諸問題の発生の背景に地域の教育力の低下があげられており、学校現場では、教員の業務量の増加から教員が子どもと向き合える時間の確保が求められている。このため、地域全体で学校教育を支援する「学校支援ボランティア」の取組を推進し、学校と地域の連携体制を構築し、教員が子どもと向き合える時間の拡充を図る。また、地域住民が自らの知識や経験を生かす場を広げ、生涯学習社会の実現や地域の教育力の向上を図る。 | 学校が求める支援内容に対して、ボランティアを募集・登録(無償)し、学校の教育活動・学校行事等に対する支援を行う。   | 230,560            | B                         | 学校におけるボランティア支援の要請はあるものの、それに見合った人材の確保や募集登録の活動が十分にできなかった。また、学校における活用についても、十分に行われなかった。一方で、この事業は、平成20年度から3年間、国の委託事業として実施してきたが、平成23年度からは原則として市の単独事業となつたため、事業内容と経費負担の精査を行うことにより、本事業の有効活用を摸索、検討しなければならない。 | 積極的な周知と募集活動を進めることにより、学校ニーズに対応できる人材の確保に努めなければならない。また、市の単独事業となつても、事業実施の効果は高いことから、最小の経費で効果を上げられるように取り組んでいく必要がある。<br>市民周知の方法として、教育だより(年2回発行)やホームページなどの媒体を活用し、事業の推進に努める。          | 引き続き学校支援ボランティアの活動を市民全體に周知するとともに、学校が求める支援内容に合ったボランティアを積極的に募集し、地域の人材を活用できるように取り進める。                                     | 現状   |
| 開かれた学校づくり事業 | 学務課学校教育係 | 学校運営(教育目標、教育計画など)              | 学校が家庭と連携・協力しながら、特色のある教育的活動を展開するとともに、学校評価の実施により学校の教育目標達成に向けて組織的・継続的な改善及び学校教育の質の保証・向上を図り、地域や社会に開かれた学校づくりを推進する。   | 中学校区を単位として、学校関係者評議委員(各5名)を配置し、教育活動の参観及び意見交換等を通じて、各校に対する外部評価を行うとともに、学校長の求めに応じ助言・意見交換を行い、教育目標等の達成に向けた学校運営の改善を図る。 | 49,600             | A                         | 平成24年度にそれまでの学校評議員と学校関係者評議委員会の二つの組織を統合し、平成25年度からは中学校校区ごとの学校関係者評議委員会の組織の中に従来の機能を持たせて事業を推進している。しかしながら、任期満了ごとに委員となる人材を確保することが課題となっている。   | 芦中校区(芦小・芦中)、啓中校区(上小・啓中)ごとに5人の委員を推薦してもらうことになるが、人材の発掘にあたつてはPTA関係者や町内会、育成会など幅広い分野から人選できるよう、学校行事の公開や学校関係者評議委員の活動状況・役割について理解を深めてもらうため、日頃からの情報発信・情報提供に努める。                         | 各学校においては、学校関係者評議委員会における評議の内容を学校経営や教育活動の改善に役立てるとともに、各委員が学校支援者の一人として学校運営の様々な場面に参加し助言するなど活動を継続することにより地域とともにある学校づくりを推進する。 | 現状   |
| 就学指導事業      | 学務課学校教育係 | 未就学児童(新入学児童)及び就学指導が必要な小中学校児童生徒 | 適切な就学指導を行うことにより、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育的支援を適切に行い、人間性豊かな児童生徒の育成を図る。  | 芦別市教育支援委員会(平成26年4月に就学指導委員会設置規則を改正し、名称変更)の開催。   | 24,500             | A                         | 教育支援委員会の活動は適切に実施されているが、審議結果に基づいた保護者との就学相談において、保護者の理解を得られず児童生徒の状態に応じた適切な就学が実施できない場合が発生していることから、保護者に対する就学指導や相談対応について、より専門性を持った対応を検討していく必要がある。  | 未就学児童(新入学児)については、保健・福祉関係部局や関係機関との連携体制を構築し、保護者に対する就学指導や相談対応を早い段階から実施することにより、児童の適切な就学に結びつけるよう取り組む。また、既に就学している児童生徒については、学校において保護者と連携の上、必要な検査や調査を実施し、児童生徒の実情にあった就学指導、相談を行うようとする。 | 教育支援委員会を適切に開催し、関係機関との連携を図りながら、児童生徒の態様に応じたよりきめ細かい就学指導を実施する。  | 現状   |

## <資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

5 教育・文化

→

(2) 学校教育

→

② 小中学校教育の推進

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名         | 所管課係名    | 計画 (Plan)        |   |   | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)   |  |   |      |
|---------------|----------|------------------|---|---|--------------------|---------------------------|--|--|---|------|
|               |          | 対象               | 意図  | 手段  |                    |                           | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策   | 今後の方向性  | 総合判定 |
| 外国語教育推進事業     | 学務課学校教育係 | 小中学校児童生徒         | 外国語（英語）を通じて、言語や文化についての理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、小学校においては、外国語（英語）の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養い、中学校においては、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養うことを目的とする。さらに他国の生活や文化などを体験したり、調査したりするなどの学習活動を行うことにより国際理解や国際交流を推進し、その充実を図ることを目的とする。 | 英語指導助手（AET）及び国際交流員等のネイティブスピーカーや学校支援ボランティアを小中学校に配置し、授業の協力者として学級（教科）担任を補助する。  | 4,806,000          | A                         | 平成23年度からの小学校における学習指導要領の完全実施により、小学校における外国語活動の時間が増加したことから、英語指導助手の効率的な活用を図るほか、担当教諭が自ら研修を積み、授業の充実を図らなければならない。  | 小学校教諭との連携を図るとともに、英語指導助手に加え、平成25年度から国際交流員との2名体制とし、授業内容の充実に向けて取り組んでいる。   | 小学校の外国語活動及び中学校の外国語指導の充実を図るために、引き続き、英語指導助手等を配置し、社会の国際化に対応していく。<br>また、学習指導要領の改訂に伴い、小学校高学年による外国語（英語）の教科化及び中学年による外国語活動の必須化を踏まえ、外国語（英語）担当教員の研修機会の創出や専科、外国語（英語）に精通した人材等の増員（AETの増員、国・北海道による加配制度の活用、市費採用による人材の新規配置等）を図っていく。 | 改善   |
| 教職員研修・研究等推進事業 | 学務課学校教育係 | 小中学校教職員          | 教育の成果の多くは、教員の指導力によるものであることから、研修活動の充実を図り、相互に研鑽しあう環境を構築し、教員としての深遠なる教育愛に満ちた指導力と資質の向上に努める。  | 学校及び教育振興会等各種教育諸団体における研修体制と事業の実施を支援する。<br>教職員に対して、各種研修会・講習会・セミナーなど資質の向上を目的とした研修・研究の機会を創出し、積極的な参加を奨励する。   | 858,205            | B                         | 校内における研修体制の充実は図られてきているが、専門機関や各種教育団体が実施する各種研修への参加については、教職員数の減少などにより校内体制が整わず困難な部分がある。学校課題の解決と児童生徒の指導に生かすことができ、すべての教職員が参加できる校内における専門的な研修を実施する必要がある。                       | 校内研修を一層進めるため、指導主事等の招へいによる学校教育指導における研修活動などを充実させるとともに市内公開研究会や各校で実施する授業公開に積極的に参加するものとする。  | 研修の充実を図るために、北海道立教育研究所等から派遣される講師の活用などにより、地元開催を可能とし、さらに開催時期を長期休業期間や秋休みとすることにより、多数の教職員が参加できる研修機会の創出に努める。   | 現状   |
| 教育課程管理事務      | 学務課学校教育係 | 市内の各小中学校         | 学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導・助言等を行う。  | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市町村教育委員会に指導主事・その他の職員を配置しなければならないことから、「学校教育専任指導員」を配置し、各小中学校における教育課程の管理を実施する。   | -                  | A                         | 複雑・専門化する学校教育を適正に推進していくためには、教育現場にも明るく、専門的な知識を有する人材が必要であり、その能力の一部は、事務局職員にも求められている。   | 引き続き「学校教育専任指導員」を雇用することにより、学校に対する教育課程の管理や指導・助言を実施していく必要がある。また、事務局職員については、それぞれが自己研さんにより、専門性を高めていく必要がある。                              | 学校教育専任指導員の配置により、市立学校の学校教育推進と教育課程の適切な管理ができておらず、今後においても同様な事務の推進が必要である。  | 現状   |
| いじめ・不登校対策事業   | 学務課学校教育係 | 小中学校児童生徒、保護者、教職員 | 不登校及びいじめ等の心の問題を解決するため、心の触れ合いを大切にし、一人ひとりの児童生徒の個性の伸長を図りつつ、社会的な資質や能力・態度と自己指導能力を育成し、生徒指導の充実を図ることを目的とする。   | ・教育委員会の組織として、「適応指導教室」を設置し、学校に行くことができない児童生徒を受け入れ、専任指導員の指導の下に個別活動、集団活動、体験活動等を行うことによって、学習習慣とコミュニケーション能力を身につけ、対人関係の改善を図る。・学校における生徒指導校内委員会などの問題行動に対応する組織体制の機能を充実させるための指導・助言を行う。・関係機関（家庭児童相談員・児童相談所等）との連携を図り、問題行動の解決に当たる。・スクールカウンセラー（道事業）を活用し、教育相談体制を充実させ、問題行動の解決に当たる | 291,600            | A                         | 不登校児童生徒は、減少傾向にあるが、長期の不登校生徒が複数名存在する。しかし、不登校となった要因の多様化等に伴って、適応指導教室への通級に結びつかない現状にある。また、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることから、学校、地域間の連携を深め、児童生徒に関わる全ての人々が共通の認識を持っていじめの防止等の取組を推進していく必要がある。 | 不登校となった児童生徒が通級しやすい環境と指導体制を模索し、不登校が発生した場合の受入先として適応指導教室を継続して設置する。さらに不登校だけではなく、いじめや非行行為などの防止についての市内における相談窓口としての役割を担えるよう、より一層機能の強化を図る。 | 適応指導教室専任指導員（市嘱託職員）による指導を中心とした不登校児童生徒への対応を継続するとともに、不登校の発生予防とその解消に向けた取組を推進する。いじめ問題への対応については、平成27年度に策定及び制定した芦別市いじめ防止基本方針及び芦別市いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、いじめ根絶に向けた取組みを推進する。  | 現状   |

## <資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

5 教育・文化

→

(2) 学校教育

→

② 小中学校教育の推進

総合評価の基準 (A: 適切 B: 概ね適切 C: 改善の余地がある D: 不適切)

| 事務事業名       | 所管課係名    | 計画 (Plan)       |  |  | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)   |   |   |      |
|-------------|----------|-----------------|--|--|--------------------|---------------------------|--|---|---|------|
|             |          | 対象              | 意図   | 手段   |                    |                           | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策  | 今後の方向性  | 総合判定 |
| 学力向上事業      | 学務課学校教育係 | 小中学校児童生徒        | 次代を担う子どもたちのために、創意に満ちた調和と統一のある教育課程を編成し、児童生徒に基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の確かな学力を身に付けさせる。  | 全国学力・学習状況調査、市内統一学力テストの実施による児童生徒の学力的確な把握とその結果分析を通じた指導改善の取組みを推進する。また、基礎的・基本的な学力を身に付けるため、家庭学習の習慣化を進めることが必要なことから、児童生徒に家庭学習用ドリルワークの配布を実施する。 | 8,611,913          | A                         | 平成19年度からの全国学力・学習状況調査や市内統一学力テストへの取組結果から、基礎的・基本的な学力が十分に定着していない状況にあることがわかった。学校における指導方法のより一層の工夫等が求められる一方で、家庭における学習習慣が定着していないこともわかってきていている。このため、家庭での学習習慣を定着させるための取組が必要である。                  | 学校における指導方法として協力教員等によるチームティーチングや習熟度別指導などの実施のほか、朝学習や長期休業日を活用した補充的な学習の実施など引き続き取り組むとともに、家庭における学習習慣の確立のため、学校ごとに家庭学習の手引きなどを作成配布して啓発に努めるとともに、宿題やドリルワークなどを活用し習慣化を図る。今後も引き続き全国学力・学習状況調査への参加及び市内統一学力テストを実施し、各学校における指導改善の取組みを推進する。 | 平成27年度から実施している漢字検定などの各種検定料公費負担事業を継続し受検率の向上を目指すほか、平成28年度からは新聞を活用した事業に対し1校当たり1万円を上限に公費負担をし、読む力の向上等言語教育の充実を図る。また、先進事例等を参考に学力向上に効果のある取組を本市においても取り入れ、実施、検証、改善のサイクルにより、学力向上に係る施策の取捨選択を行う必要がある。さらに、学力向上の根幹は教員の指導力や指導体制の充実にあることから、学力向上に関する国内を代表する先進的な取組を行っている福井県を継続的に訪問するほか、市費負担により継続的に教員を配置する。 | 拡充   |
| 文化・体育活動振興事業 | 学務課学校教育係 | 小中学校教職員、児童生徒    | 児童生徒の健康増進と体力の向上及び芸術に対する造詣を深め、自主性・協調性・責任感・連帯感などを育成し、他校との親睦を図る。  | 児童生徒の文化・体育振興行事開催を、教育振興会に委託して実施する。児童等対外競技、中体連体育大会、児童又は生徒の文化行事について、必要な経費を補助する。   | 1,339,620          | B                         | 教育振興会に委託して実施している文化・体育振興行事については、現行の学習指導要領実施に伴って授業時数の確保との関係で行事開催時数の確保が困難となってきている面があることや開催行事の内容の面から、実施内容を見直す必要が出てきている。また、中学校部活動に対する対外競技出場補助については、保護者が負担する経費の軽減についての要望があり、補助率の見直しを求められている。 | 検討委員会において検討が進められることになっており、その結果を踏まえて平成29年度以降の実施内容について協議を行う予定である。また、中学校部活動に対する対外競技出場補助については、学校及び保護者と補助割合の拡充や補助対象とする範囲(大会)を含めて検討する。  | 児童生徒が市内において本物の芸術・文化に親しむ機会が少ないという現状から、その機会の確保を前提とし、加えて、前年度の実施状況や反省点を踏まえて実施内容の検討を進める。また、中学校部活動に対する対外競技出場補助については、貸切バス料金の高騰を受けて保護者負担の軽減要望が強く出されていることから補助率の見直しについて検討を進める。  | 改善   |
| 特別支援教育推進事業  | 学務課学校教育係 | 小中学校児童生徒及び教員    | LD、ADHD、高機能自閉症等の障害及び学習面につまずき感や困り感のある児童生徒に対して、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を行う。また、特別支援教育コーディネーター(小中学校教員)を養成することにより、特別支援教育の更なる推進を図る。 | 特別支援教育推進員及び学習支援員の配置、特別支援教育コーディネーターの養成  | 17,602,318         | A                         | 学習支援員による特別支援の実践は進んでいるが、学校からのニーズに比べ人員が不足している。<br>芦別市特別支援教育連携協議会に置かれている相談支援部会の活用体制の整備、個別の教育支援計画の作成を進める必要がある。   | 必要とする学校にそれぞれ学習支援員を配置できることが理想であるため、各校に配置できるよう星槎大学との連携により人材の確保に努め、取組の充実を図る。<br>相談支援部会員の共通理解・共通認識のもと、部会の機能を十分に発揮させて個別の教育支援計画の作成を進める。   | 平成28年度からは学習支援員を1名増員し4名体制として市内全小中学校に配置することができ、今後もこの体制を堅持する。これまでの活動実績が浸透しており、通常学級に在籍している特別な支援を要する児童生徒に対するきめ細かい支援・一人ひとりの特性に応じた指導を行うため継続して各校に配置する。また、各学校においては特別支援教育コーディネーターを中心として様々なケースやニーズに対応できる体制を整備し、特別支援教育の充実を図る。   | 現状   |
| 教員住宅管理業務    | 学務課総務係   | 市内公立小中学校に勤める教職員 | 老朽化している教職員住宅の管理を主体とし、恒常に適正な管理を実施することにより住宅の耐用年数延長及び居住の快適性を維持する。   | 教員住宅の管理  | 1,179,704          | B                         | 建設年度からの経年により老朽化が進んでいることや空家のまま管理している戸数が多いことから、今後における管理戸数の縮小・整理や整備の管理計画を策定し適切な管理戸数の確保と維持管理に努める必要がある。   | ニーズの把握に努めるとともに、今後も入居が見込まれる住宅について適時に適切な修繕等を実施することにより施設の維持及び快適な人居環境の維持を図る。  | 芦別市教職員住宅管理計画に基づいて毎年度の人事異動の状況に応じた入居見通しを立て、入居を希望する教職員のために良好な住宅環境が提供できるよう努める。また、入居者からの修繕要望を把握し計画的な修繕の実施に努めることにより適正な維持管理を継続する。  | 現状   |

## <資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

### 5 教育・文化

→

### (2) 学校教育

→

### ② 小中学校教育の推進

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名        | 所管課係名    | 計画 (Plan)  |   |   | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)  |   |  |      |
|--------------|----------|--|---|---|--------------------|---------------------------|---|---|--|------|
|              |          | 対象   | 意図  | 手段  |                    |                           | 現時点における課題   | 課題に対する対応方策  | 今後の方向性   | 総合判定 |
| 通学自動車運行事業    | 学務課総務係   | ・小中学校の統合に伴い、通学校が変更となった児童生徒<br>・上記のほか、徒歩による通学が困難な地域に居住する児童生徒<br>・学校行事等のために通学時以外での運行を要請する小中学校長 | 小中学校の統合に伴う児童生徒及び徒歩による通学が困難な地域に居住する児童生徒の通学手段を確保する。また、学校行事等のために通学時以外にスクールバスを運行することにより、学校教育の円滑な実施に資する。   | ・小中学校の統合に伴い通学校が変更となった児童生徒に対しては、市で購入したスクールバスを業者へ貸与し運行を委託する。<br>・徒歩による通学が困難な地域に居住し、かつ、その居住地がスクールバスの運行経路上にない児童生徒に対してはスクールタクシーを運行する。<br>・学校行事等のための通学時以外の運行は、スクールバスの委託業者と別途契約し運行を委託する。 | 23,028,298         | B                         | 安全な運行を実施するため、バスの購入年度や運行距離などをもとに計画的な更新を進めること。また、学習活動や学校行事による利用回数が増加する傾向に対応して十分に対応できない場合がある。                                | 現有車両の状況や対象児童生徒数の推移を考慮しながら、計画的にスクールバスを更新していく。また、通学時以外の利用についても、学校と調整のうえ可能な限りの対応を図る。                                     | 市がスクールバスを所有し、運行業務を民間委託する形式によることが経費の節減にもつながることから、今後も現状どおりの体制で事業を進める。また、小学校の統合に伴い対象児童数が増加したため運行距離・便数も増加しているが通学に不便が生じることがないよう適切な運行に努める。               | 現状   |
| 小学校管理業務      | 学務課総務係   | 市内各小学校（2校）   | 各小学校の適切な管理運営を行い、教育環境の改善と充実を図る。  | 小学校の管理運営  | 34,469,086         | A                         | 建設年度からの経年により学校施設・設備の老朽化があり、大規模な修繕や取替等が必要となる時期を迎えている。  | 大規模な修繕や設備の取替えは、現状を把握しながら、年次計画を立て、適切に実施する。また軽微な修繕・補修については学校からの要望をもとにに対応し、日常的な維持管理を適切に実施する。                             | 適時適切に修繕等の対応を行い、安全・安心な学校施設の維持管理に努める。  | 現状   |
| 小学校教育振興事業    | 学務課学校教育係 | 児童及び教員   | 学習指導要領に基づいた教育活動を適切に実施することによって、基礎的・基本的な事項の確実な定着と確かな学力の向上を目指した学習指導の充実に努める。  | 適切な教材・教具を選定し、それらを活用して指導方法の工夫改善を図るとともに特別支援学級の在籍児童に対しても学習活動に必要な経費を支援する。   | 8,786,094          | A                         | 平成23年度から実施されている現行の学習指導要領に対応するための教材・教具を適切に確保し、児童の教育活動に支障が生じないように対応しなければならない。また、特別支援学級に対しても、対象児童の状態を適切に把握し、よりきめ細かい支援が必要である。 | 学校要望を踏まえ、必要な教材・教具を整備する。また、教育活動に支障を生じないよう、今後もより充実した学習指導となるように対応する。   | 整備する教材教具の精選と経費の節減に努めながら、学習指導要領の改訂内容に基づく教育活動の充実に努める。  | 現状   |
| 小学校就学援助事業    | 学務課学校教育係 | 経済的理由のため就学困難と認められる児童の保護者   | 経済的理由のため就学困難と認められる児童に対し、教育の機会を確保する。   | 就学援助該当者と認定した者に就学援助費を支給する。   | 5,108,433          | B                         | 保護者の収入格差に伴う子どもの貧困が社会問題化していることや生活保護基準が平成25年8月に改定されたことに伴って、準要保護世帯の認定基準（世帯収入が生活保護基準額の1.3倍未満）の見直しなどの対応が求められている。               | 就学援助認定者の影響を考慮し、国等の通達を踏まえ、平成28年度についても従前の生活保護基準により認定を行う。市内の経済状況が好転を見せない中で、準要保護世帯の認定基準（世帯収入が生活保護基準額の1.3倍未満）の見直しなどは困難である。 | 準要保護者に対しては、平成28年度から新たにPTA会費を対象費目として追加して援助することとしており、当面は現行の取扱いを維持するとともに、経済的理由により就学や教育機会を奪われるようなことがないよう事業を継続する。                                       | 現状   |
| 小学校情報化教育推進事業 | 学務課学校教育係 | 児童及び教員   | 初等教育におけるコンピューター教育の充実を図る。  | 教員によりコンピューターを使った指導を行う   | 5,639,602          | A                         | 現在、国においては、新たな情報通信技術戦略を策定し、教育の情報化を進め、デジタル教科書の普及や移行への動きを見せており、教員がコンピュータの操作や活用を習熟していることが求められ、研修機会を持つことも必要となる。                | 国の動向を注視しながら対応を図っていく。また、現在配置されているコンピュータ機器を十分に活用するため、教員の研修への参加を促していくほか、必要に応じて教育委員会が主催する研修会の実施についても検討していく。               | 現在配置している機器は経年により故障の頻度が高くなっているほか、学習指導要領の改訂により、今後、ICT教育の一層の推進を図る必要があることから、学習環境を整備するため必要な各種機器の導入について検討する。また、構築したコンピュータ環境の効果的な活用を目指し、教員を対象とした研修会を実施する。 | 現状   |
| 中学校管理業務      | 学務課総務係   | 市内各中学校（2校）   | 各中学校の管理運営のため、教育環境の改善と充実を図る。   | 中学校の管理運営  | 45,110,445         | B                         | 建設年度からの経年により学校施設・設備の老朽化があり、大規模な修繕や取替等が必要となる時期を迎えている。  | 大規模な修繕や設備の取替えは、現状を把握しながら、年次計画を立て、適切に実施する。また軽微な修繕・補修については学校からの要望をもとにに対応し、日常的な維持管理を適切に実施する。                             | 適時適切に修繕等の対応を行い、安全・安心な学校施設の維持管理に努める。  | 現状   |
| 中学校教育振興事業    | 学務課総務係   | スクールバスを運行しない日に部活動などのために登校する生徒の保護者  | 遠距離通学に係る通学費を補助することにより、保護者負担の軽減を図る。  | 対象者に対して補助金を交付する。  | 53,330             | A                         | 補助の対象となる生徒数は少ないが、遠距離通学しなければならない現状から考えると制度は継続しなければならない。  | 新入生・転居者について的確な情報収集を行って補助対象者への周知漏れがないように努める。   | 保護者負担の軽減を図るために、条例に基づいた適正な補助金交付事業を継続していく。   | 現状   |
| 中学校教育振興事業    | 学務課学校教育係 | 生徒及び教員   | 学習指導要領に基づいた教育活動を適切に実施することによって、基礎的・基本的な事項の確実な定着と確かな学力の向上を目指した学習活動の充実に努める。また、部活動は、自らの適正や興味・関心等を追求していく機会として有効であることから、その意義や役割を踏まえながら、学校における取り組みを支援する。 | 適切な教材・教具を選定し、それらを活用して指導方法の工夫改善を図るとともに特別支援学級の在籍生徒に対しても学習活動に必要な経費を支援する。   | 5,946,078          | B                         | 平成24年度から実施された学習指導要領に対応するための教材・教具を適切に確保し、生徒の教育活動に支障が生じないように対応していくなければならない。また、特別支援学級に対しても、対象生徒の状態を把握し、よりきめ細かい支援が必要である。      | 学校要望を踏まえ、必要な教材・教具を整備する。また、教育活動に支障が生じないよう、今後もより充実した学習指導となるように対応する。   | 整備する教材教具の精選と経費の節減に努めながら、学習指導要領の改訂内容に基づく教育活動の充実に努める。  | 現状   |

<資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

5 教育・文化

→

(2) 学校教育

→

② 小中学校教育の推進

総合評価の基準 (A: 適切 B: 概ね適切 C: 改善の余地がある D: 不適切)

| 事務事業名        | 所管課係名     | 計画 (Plan)                |  |   | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)  |   |   | 総合判定 |
|--------------|-----------|--------------------------|--|---|--------------------|---------------------------|---|---|---|------|
|              |           | 対象                       | 意図   | 手段  |                    |                           | 現時点における課題   | 課題に対する対応方策  | 今後の方向性  |      |
| 中学校就学援助事業    | 学務課学校教育係  | 経済的理由のため就学困難と認められる生徒の保護者 | 経済的理由のため就学困難と認められる生徒の保護者に対し、教育の機会を確保する。  | 就学援助該当者と認定した者に就学援助費を支給する。   | 6,106,606          | A                         | 保護者の収入格差に伴う子どもの貧困が社会問題化していることや生活保護基準が平成25年8月に改定されていることに伴って、準要保護世帯の認定基準（世帯収入が生活保護基準額の1.3倍未満）の見直しなどの対応が求められている。   | 就学援助認定者の影響を考慮し、国等の通達を踏まえ、平成28年度についても従前の生活保護基準により認定を行う。市内の経済状況が好転を見せない中で、準要保護世帯の認定基準（世帯収入が生活保護基準額の1.3倍未満）の見直しなどは困難である。 | 準要保護者に対しては、平成28年度から新たにクラブ活動費・生徒会費・PTA会費を对象費目として追加して援助することとしており、当面は現行の取扱いを維持するとともに、経済的理由により就学や教育機会を奪われるようないよう事業を継続する。                                | 現状   |
| 中学校情報化教育推進事業 | 学務課学校教育係  | 生徒及び教員                   | 中等教育におけるコンピュータ教育の充実を図る。  | 教員によりコンピューターを使った指導を行う   | 6,173,578          | A                         | 現在、国においては、新たな情報通信技術戦略を策定し、教育の情報化を進め、デジタル教科書の普及や移行などの動きを見せており、教員がコンピュータの操作や活用を習熟していることが求められるため、研修機会を持つことが必要となる。  | 国の動向を注視しながら対応を図っていく。また各学校に配置しているコンピュータ機器を十分に活用するため、教員の研修への参加を促していくほか、必要に応じて教育委員会が主催する研修会の実施についても検討していく。               | 現在配置している機器は経年により故障の頻度が高くなっているほか、学習指導要領の改訂により、今後、ICT教育の一層の推進を図る必要があることから、学習環境を整備するために必要な各種機器の導入について検討する。また、構築したコンピュータ環境の効果的な活用を目指し、教員を対象とした研修会を実施する。 | 現状   |
| 体育振興事業       | 学務課学校教育係  | 小中学校児童生徒                 | 児童生徒の冬期間における体力増進を図る。   | 小中学校におけるスキー授業に伴い利用するスキーリフト使用料の全額を負担する   | 634,500            | B                         | 各学校の教育課程に従って実施されているが、体育授業の授業時数等により、スキー授業実施回数が限られるほか、滑走技術の向上のための指導者確保が課題となっている。  | 冬期間における児童生徒の健康増進と体力の向上を図るために、スキー授業の継続実施を進めいく。また、学校支援ボランティア等を活用し、指導者の確保を図り、専門的な技術・知識に基づく指導を行う。                         | 北海道の冬期間における特有の自然環境を生かし、児童生徒の健康増進と体力の向上を図るために、学習指導要領と学校の教育課程に基づき引き続き実施していく。  | 現状   |
| 学校プール管理運営業務  | 学務課総務係    | 市内小学校の児童及び教職員            | 児童各自の健全な育成及び水泳能力に応じた指導を行うため、学校プールの安全と運営管理の強化を目指す。  | 学校プールの安全確保に配慮した管理運営を図る。   | 4,912,481          | A                         | 小学校各校に学校プールが設置されているので円滑に授業を実施できているが、ろ過設備の老朽化が進んでいる。   | ろ過設備については、定期的にフィルター清掃や交換を実施するとともに、機器本体の取替えなど計画的な修繕を実施する。  | 小学校2校に設置しているプール施設の維持管理を継続する。また、プールの適正な管理を進めていくため、プール施設全体の老朽化等に伴う修繕については計画的に対応していく必要がある。   | 現状   |
| 学校給食事業       | 給食センター管理係 | 小中学校 児童生徒等               | 「学校給食法」に基づき、安全で栄養バランスのとれた食事を提供することにより、児童生徒の心身の健全な育成に資するとともに、学校給食を通して児童生徒に日常生活における望ましい食習慣を育成する。また、学校給食センター施設の適正管理により、安心、安全な給食を提供する。 | ①地場産の米や野菜を多く活用するとともに芦別産小麦を100%使用した麺類を提供し地産地消の推進を図る。②食中毒防止について職員の知識等の向上、調理施設内の徹底した衛生管理、安定的な調理体制の充実を図る。③「芦別市学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、食物アレルギーに対応した提供体制及び緊急時の体制整備を図る。 | 70,150,215         | A                         | 安心・安全な給食を提供するためには、施設と調理器具等の万全な維持管理が必要となるが、いずれも老朽化の域に達しており、今後、計画的な更新が必要である。また、児童生徒数の減少による食数減に伴う収入減が推測される中で、施設の維持管理や設備更新など、投資の妥当性、経費効率を勘案したとき、いつまで市単独によるセンター運営が可能なのかの見極めが課題となる。 | 当面は、現体制と施設を維持しつつ、給食センターの目的を果たすべく、安全・安心な学校給食の提供を図りながら、将来の食数減少の見込みと設備活用の限界点などを把握し、運営の在り方を検証する。                          | 上記の対応から、市単独による運営の可能性と、広域化による運営も視野に入れ、何が本市にとって最善となる運営方法なのか見極めていくこととする。   | 現状   |

## <資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

### 5 教育・文化

→

### (2) 学校教育

→

### ③ 高等学校教育の推進

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名      | 所管課係名         | 計画 (Plan)  |  |  | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)   |  |   |      |
|------------|---------------|--|--|--|--------------------|---------------------------|--|--|---|------|
|            |               | 対象   | 意図   | 手段   |                    |                           | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策   | 今後の方向性  | 総合判定 |
| 高等学校教育推進事業 | 学務課総務係        | 星槎国際高校～当該私立学校の経営に携わる者及び通学、スクーリング等で来校する者。芦別高校～芦別高校の生徒確保及び保護者の負担軽減を図り、高等教育の充実に資する。 | 星槎国際高校～私立学校の振興発展及び教育の充実に資する。芦別高校～芦別高校の生徒確保及び保護者に対して修学奨励金を交付する。芦別高校～保護者に対して通学費及び検定試験等受験料を助成する。  | 星槎国際高校～私立学校に対して運営補助金を交付する。修学者又はその保護者に対して修学奨励金を交付する。芦別高校～保護者に対して通学費及び検定試験等受験料を助成する。   | 19,066,981         | B                         | 私立高校への支援は効果を上げているものの、少子高齢化により入学生の確保が課題となっている。また、芦別高校については、間口の維持が課題となっている。  | 星槎国際高校～星槎高校の特色ある教育活動をPRするとともに、市の独自施策である修学奨励金交付制度の充実・周知に努める。芦別高校～コース制の導入など芦別高校の特色ある教育課程をPRするとともに、市の独自施策である芦別高校修学費助成制度の周知に努める。 | 星槎国際高校～学校法人の安定的な運営を支援するための補助制度、生徒確保対策のための修学奨励金交付制度の見直しを図る。(修学奨励金について、平成29年度は市内・市外利用者とともに引き上げ、平成30年度は、住所要件を廃止し拡充する。)芦別高校～芦別高校修学費助成制度及び学力向上等支援事業を継続して実施し、外国語教育の充実を図るために英語指導助手の派遣を行うとともに、間口確保に向けた新たな支援策について検討する。 | 拡充   |
| 高等教育機関支援業務 | 企画政策課まちづくり推進係 | 市内の高等教育機関  | 本市が誘致した北日本自動車大学校及び星槎大学の支援策として、北海道内の高等学校を訪問し、進路指導（進学）の教諭に北日本自動車大学校の概要及び本市の支援制度について説明し、自動車関係の進学状況についての聞き取り調査と学校のPRを行う。星槎大学については、大学の概要説明を簡単に行い、生徒及び教諭へのPRを依頼する。 | 北海道内の高等学校を訪問し、進路指導（進学）の教諭に北日本自動車大学校の概要及び本市の支援制度について説明し、自動車関係の進学状況についての聞き取り調査と学校のPRを行う。星槎大学については、大学の概要説明を簡単に行い、生徒及び教諭へのPRを依頼する。 | 165,060            | B                         | 少子高齢化による本市の人口減少及び道内主要都市に開校している自動車整備士養成学校へ学生が流出している中で、学生をどの様に確保していくかが課題である。 | 学生募集活動の見直しや強化、また、看板設置や市ホームページでのPR支援を推進してきたが、少子化等による影響のため、入学生の確保が厳しい状況にあることから、修学奨励金及び奨学金制度の見直しを進めます。                          | 北日本自動車大学校については、入学生の確保が喫緊の課題となっていることから、入学生に対する支援制度の見直しを行い、平成30年度から支援制度を拡充する。また、北日本自動車大学校と連携して行っている学生募集活動については、高校への共同訪問や募集活動地域の割り振りを行い、効率的に募集活動が行えるよう取り組む。  | 拡充   |

### 5 教育・文化

→

### (2) 学校教育

→

### ④ 専門学校・大学による高等教育の推進

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名                   | 所管課係名  | 計画 (Plan)  |   |  | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)   |  |   |      |
|-------------------------|--------|--|---|--|--------------------|---------------------------|--|--|---|------|
|                         |        | 対象   | 意図  | 手段   |                    |                           | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策   | 今後の方向性  | 総合判定 |
| 専門学校・大学による高等教育推進事業      | 学務課総務係 | ・市内の私立学校（星槎大学・北日本自動車大学校）の経営に携わる者及び通学、スクーリング等で来校する者。・市内の専修学校に在学し奨学金を必要とする者。 | ・私立学校の振興発展及び教育の充実に資する。・修学が困難な者に対して、修学を奨励し職業に必要な能力を育成する。 | ・私立学校に対して運営補助金を交付する。修学者又はその保護者に対して修学奨励金を交付する。・市内の専修学校に在学する者に対して奨学金を貸与する。 | 4,964,000          | B                         | 入学生の確保が課題である。  | 学校の特色ある教育活動をPRするとともに、入学生の保護者に対する修学奨励金の交付や専修学校奨学金の貸付など、市の独自施策を周知する。                             | 引き続き、学校法人の運営に関する補助を行うことにより安定的な運営を支援するとともに、入学生の保護者に対する修学奨励金の交付や専修学校奨学金の貸付制度について、平成29年度は引き上げ、平成30年度は住所要件を廃止し拡充する。また、新たな助成制度の創設を含め、入学生の確保につながる効果的な支援のあり方を検討する。 | 拡充   |
| 大学等による高等教育推進のための奨学金貸付事業 | 学務課総務係 | 大学等へ修学し、奨学金を必要とする者   | 大学等への修学が困難な者に対して、修学を奨励し、等しく教育を受ける機会を与える。                | 大学等への修学が困難な者に対する奨学金の貸付け  | 11,766,000         | B                         | 平成23年度からは専門学校生も貸与の対象とし対象者の拡大を図ったところであるが、大学等を含めた全体的な貸与希望者数は横ばい状態となっている。 | 本事業のPRは、市のホームページ、広報及び芦別高校生の保護者に対して行っているが、民間団体が行う奨学金制度の動向を把握し、確実に保護者に周知できる時期や方法を工夫してさらなる周知に努める。 | 本市よりも貸与額が大きい民間団体の奨学金制度を利用するケースが多いと思われるところから、本市の制度は無利子であることの有利性を訴える等PR方法を工夫しながら、貸与希望者の需要に応えられるよう制度の見直しを図り、平成29年度から貸付限度月額を3万円から6万円に、返還期間を10年から15年に制度を拡充する。    | 拡充   |

<資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

5 教育・文化

→

(3) スポーツ

→

① スポーツの振興

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名          | 所管課係名      | 計画 (Plan)   |  |   | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)   |   |  | 今後の方針性 | 総合判定 |
|----------------|------------|---|--|---|--------------------|---------------------------|--|---|--|--------|------|
|                |            | 対象  | 意図   | 手段  |                    |                           | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策  |  |        |      |
| スポーツ推進委員事務     | 体育振興課体育振興係 | 市民  | 各種団体の育成や市民がスポーツについて理解を深め、スポーツの普及・発展・体力の増進を図る。  | スポーツ推進委員として必要な熱意と能力並びにスポーツに関する深い関心と理解を持つものを委嘱し、市民の求めに応じて、スポーツの実技指導や市主催スポーツ行事・事業等の協力やそれらの打合せを含め各月行っている定例会議等により市民にスポーツに対しての啓発を行う。 | 338,073            | B                         | スポーツ推進委員は市民へのスポーツの実技指導、助言のほか市民との連絡調整役として市民のスポーツニーズを行政に反映させ、その施策を市民と密接に結びつける役割を担っているが、現状はスポーツ実技の指導、市主催スポーツ事業への協力、毎月開催の定例会議での市のスポーツ事業に対する意見交換、論議に留まっている。 | 市主催スポーツ教室、事業の場で市民ニーズの把握を行うとともに、研修会等へ参加しスポーツ知識及び技術の向上を図る。また、毎月の定例会議で市主催スポーツ事業について論議しスポーツ施策を検討していく。                                     | 市民のスポーツ振興を図る観点から、スポーツ推進委員の知識・技術の向上を図り、より一層市主催スポーツ事業への協力、各種スポーツ実技指導を実施し、各事業での市民との交流で市民の意見を聞き出しスポーツに関する諸計画や事業へ反映させる。           | 現状     |      |
| スポーツ教室開設事業     | 体育振興課体育振興係 | 市民  | 日頃スポーツのできない市民の運動不足を解消するため、スポーツの普及、健康増進を図る。   | 年齢に合わせた各種スポーツ教室を開催し、日頃スポーツとふれあいのない市民の参加を促す。   | 889,574            | B                         | 一般市民を対象とした、健康づくりのためのスロージョギング、ノルディックウォーキング教室、ストレッチ教室は、年々参加者が増加しているが、トップアスリート教室については、参加者が少年団、中学・高校のスポーツ部に限定され、幅広く子どもたちがの体力向上に繋がる教室とはなっていない。              | スポーツ推進委員及び地域おこし協力隊と連携を図りながら、一般市民が参加しやすいスロージョギング、ノルディックウォーキング教室、幼児、小学生を対象としたバルシユーレ教室を実施する。また、健康づくり、子どもの体力向上を図るために健康推進課、児童課と連携し市民周知を図る。 | スポーツ推進委員及び地域おこし協力隊を活用し、より多くの市民が参加できるような教室の企画・運営を行い、スポーツの普及、スポーツ技術の向上、健康増進に繋げていく。   | 現状     |      |
| 健康都市宣言等事業      | 体育振興課体育振興係 | 市民  | 健康都市宣言記念事業を開催し、スポーツを通して健康づくりを行なうとともに、本市の社会体育の振興を図り、各種団体の育成や市民が楽しめるスポーツの普及・発展・体力の増進を図る。 | 健康都市宣言記念大会事業（チャレンジデー、あるけあるけ運動、少年団交流事業）を開催し、より多くの市民の参加を促す。   | 355,536            | A                         | 幅広く市民が参加できる事業に見直し、参加者は、年々増加傾向にあったが、天候の影響により参加者が減少するなど、イベント内容に見直しが必要である。  | 天候に左右されない事業内容を検討するとともに、多くの市民が参加できるイベントの開催を図る。   | 健康づくりを重点に置き、幅広い年代層が参加しやすい内容に転換していくなど、健康都市宣言等事業の在り方について、関係部署と連携してその見直しを検討していく。  | 現状     |      |
| B & G 海洋センター事業 | 体育振興課体育振興係 | 市民  | 水泳・海洋性スポーツ等を通じて水泳技術の向上と健康・体力づくりを推進するとともに、地域住民相互のふれあい交流の場の提供を図ることを目的とする。                | B & G 海洋クラブ・芦別市水泳連盟・B & G 財団と連携を取りながら、水泳教室、大会等の派遣事業を実施する。   | 1,440,841          | B                         | キッズ、ジュニアについては、概ね目標人数に達しているが、シニアの参加者が減少している。また、施設の老朽化が課題である。  | 従来の水泳教室や安全教室に加え、健康に配慮したメニューを検討していく。また、施設の故障個所については、随時修繕を行う。   | 少子化により幼児、小中学生向け教室の参加者の増加は望めないことから、一般及び高齢者が参加しやすい内容の教室を検討する。また、施設の修繕については、B & G 財団の補助等を視野に関係機関と連携し対策を講じていくが、プールのあり方についても検討する。 | 現状     |      |
| 各種体育団体助成事業     | 体育振興課体育振興係 | 芦別市体育協会、芦別市体育協会加盟団体、芦別市体育協会に加盟する芦別市スポーツ少年団本部に登録された単位スポーツ少年団 | 各種体育団体の育成及びスポーツ振興を図ることを目的とする。  | 各種体育団体に対して、交付金または補助金を交付する。  | 660,300            | B                         | 少子高齢化による競技人口の減少から、スポーツ団体の会員数の減少、団体運営費の減少が問題となっている。   | スポーツ少年団をはじめとした各スポーツ団体の事業に対し補助金を交付し、各スポーツ団体の運営を支援していく。   | スポーツ団体に対して引き続き補助等の交付による助成、支援を行い、スポーツ団体の活動の活性化を図り市民スポーツの振興、健康増進に努めていく。  | 現状     |      |

## <資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

5 教育・文化

→

(3) スポーツ

→

① スポーツの振興

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名          | 所管課係名      | 計画 (Plan)              |  |  | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)  |   |   |      |
|----------------|------------|------------------------|--|--|--------------------|---------------------------|---|---|---|------|
|                |            | 対象                     | 意図   | 手段   |                    |                           | 現時点における課題   | 課題に対する対応方策  | 今後の方向性  | 総合判定 |
| 各種スポーツ大会等招致事業  | 体育振興課体育振興係 | 市内外スポーツ選手、観戦者          | 各種スポーツ大会等を招致することにより、市民をはじめ市内外のスポーツ関係団体及び教育関係者等にスポーツへの関心を高める、スポーツの魅力やすばらしさを学ぶ機会を与えることができ、さらなる市民のスポーツ意識の向上を図ることができる。 | 各種スポーツ大会を開催し多くの市民に観戦を促す。   | 2,273,983          | A                         | 大会等の招致、開催にあたっては、職員の人的不足が課題となっている。   | スポーツ競技団体との連携を図り人的支援体制を整え、ベースボールサマーキャンプの継続実施、フットサル大会の継続開催の要請を行う。           | 市民のより一層のスポーツ意識の向上を図るため、また、体育施設の有効活用を図るために大会等の誘致活動を積極的に展開する。   | 現状   |
| 学校体育施設開放事業     | 体育振興課体育振興係 | 市民                     | 市民の心身の健全な発達及び体育の普及振興の効果を図るため、市民に対して、スポーツを行う場を提供し、体力・健康を増進することを目的とする。   | 地域住民のスポーツの活動の場として、学校開放施設を有効に利用するため市町村が設置する小学校、中学校の体育施設を地域住民に開放する。  | 731,692            | B                         | 利用団体からは活動場所及び利用可能日の拡充の要望が寄せられており、学校と利用日の調整をは図っているところであるが、学校行事、部活動等による体育館の利用もあり利用団体の要望全てに応えられない状況にある。      | 利用可能学校が限定されていることから、利用団体と意見交換を行うとともに、学校側と利用可能な日数の増に向けて調整を図る。               | 学校体育施設を有効に利用できるよう学校、利用団体との調整を図り、市民の健康づくり、スポーツ振興に繋げていく。  | 現状   |
| 各種社会体育施設管理運営業務 | 体育振興課体育振興係 | 市民                     | 市民の心身の健全な発達及び体育の普及振興の効果を図るため、市民に対して、スポーツを行う場を提供し、体力・健康を増進することを目的とする。   | 各種社会体育施設の現状・利用状況等を把握し、市民がより快適に利用できるよう適切な管理運営を行う。<br>該当施設：①勤労者体育センター、②本町テニスコート、③上芦別球場、④芦別市民運動場（H28年度終了）、⑤上芦別テニスコート（H28年度終了）、⑥青少年会館（H28年度終了）、⑦芦別市B&G海洋センター | 22,645,369         | B                         | 利用者が減少していた体育施設（芦別市民運動場、上芦別テニスコート、青少年会館）については廃止を行ったが、その他の各体育施設においては老朽化が目立っており、維持管理が課題である。                  | 施設の状況を勘査しながら計画的に適宜修繕等を行い、また、運営管理については、経費節減と利用者や団体のニーズに対応した適切な運営、管理に努める。   | 芦別市公共施設等総合計画に基づき、計画的な維持修繕を行うとともに、将来の体育施設のあり方について整理・縮小に向けた検討を進める。  | 現状   |
| 総合運動公園維持管理業務   | 体育振興課体育振興係 | 大会・合宿及び一般利用者などの体育施設利用者 | 市民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図るため、スポーツを行う場を提供するとともに、地域のスポーツ振興と交流人口の拡大を図る。  | 各体育施設の利用状況を把握し、市民利用のほか、大会や合宿の受入等適切な管理運営を行う。  | 80,700,727         | B                         | 各体育施設とも供用開始から10年以上経過し経年劣化による建物、機器類及び付帯設備の破損、故障が増加している。特に、総合体育館アリーナ床の損傷が著しく、また、球技場の水はけの悪化による芝生の生育が阻害されている。 | 体育施設の状況を勘査しながら計画的に適宜修繕等を行い、また、運営管理については、経費節減と利用者や団体のニーズに対応した適切な運営、管理に努める。 | 芦別市公共施設等総合計画に基づき、総合体育館床改修工事、総合体育館屋根防水工事、球技場芝生整備工事等を実施するとともに、省エネ化、照明設備、空調設備の改修を計画的に進め、将来の体育施設のあり方について検討を進める。 | 改善   |

5 教育・文化

→

(3) スポーツ

→

② スポーツ合宿の推進

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

| 事務事業名  | 所管課係名      | 計画 (Plan)  |  |   | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 改革・改善 (Action)   |  |  |      |
|--------|------------|------------|--|---|--------------------|---------------------------|--|--|--|------|
|        |            | 対象         | 意図   | 手段  |                    |                           | 現時点における課題  | 課題に対する対応方策   | 今後の方向性   | 総合判定 |
| 合宿振興事業 | 体育振興課体育振興係 | 本市で合宿を行う団体 | 各種スポーツ・文化団体による合宿の誘致・受入れを通じ、選手・スタッフが快適に練習に専念できる環境を提供するとともに、本市のスポーツ及び文化の振興並びに地域の活性化に努める。 | 後援会との連携による全日本、実業団クラスの受入れのほか大学・高校等の合宿が快適に練習するための環境づくりとして宿泊交流センターの適切な管理運営を行う。 | 10,672,905         | B                         | 合宿延利用者数は増加しているが、大型合宿時には利用者を全て市内宿泊施設で対応できず、また、冬期間においては、体育施設に空きが無く新たな団体を受け入れることができない状況にある。 | 宿泊施設については、市内宿泊施設の有効活用を図るとともに、利用者の確保については、継続利用の確保、新規に夏季における屋外施設の合宿団体の誘致を進める。また、利用者が快適に練習に専念できる環境整備を図る。また、合宿支援については合宿の里推進協議会をはじめとした関係団体との協議を進めていく。 | 地域おこし協力隊の人脈を活かした合宿等の誘致活動を展開するとともに、これまで合宿を実施した団体の継続的な合宿実施に向け誘致活動を行う。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて日本代表チーム、選手、海外チームの合宿誘致に向け情報発信に努める。 | 現状   |

<資料3> 平成29年度事務事業評価結果一覧

5 教育・文化

→

(4) 国際交流

→

① 国際交流の促進

総合評価の基準 (A : 適切 B : 概ね適切 C : 改善の余地がある D : 不適切)

改革・改善 (Action)

| 事務事業名    | 所管課係名    | 計画 (Plan)      |   |                          | 実施 (Do)<br>事業費 (円) | 評価 (Check)<br>所管課<br>総合評価 | 現時点に<br>おける課題  |  |   | 課題に対する<br>対応方策 |  | 今後の方向性 | 総合判定 |
|----------|----------|----------------|---|--------------------------|--------------------|---------------------------|--|--|---|----------------|--|--------|------|
|          |          | 対象             | 意図  | 手段                       |                    |                           | 現時点に<br>おける課題  | 課題に対する<br>対応方策   |   |                |  |        |      |
| 国際交流促進事業 | 企画政策課秘書係 | 市民、道内在住の外国人青年等 | 国際化の著しい進展により、地域レベルや草の根レベルでの国際交流が活発化するなか諸外国との関わりが日常的に身近なものとなり、地域においても国際化に対応した環境づくりを進め、世界に開かれた地域社会の形成を図ることが必要となってきていることから、地域住民の諸外国に対する知識や国際意識の向上を推進する事業の展開を積極的に行うものである。 | 各種国際交流イベントの開催、姉妹都市との連絡調整 | 60,000             | C                         | 姉妹都市交流事業は、芦別市側からの訪問にかたよっており、シャーロットタウン市側からの交流の充実が課題である。 | 姉妹都市交流の現状（シャーロットタウン市からの受け入れが長年にわたり実施されていない）について、シャーロットタウン市長へ親書を送り、本市へ来ていただけるよう要請した。また、国際交流員からも都度、シャーロットタウン市の担当者へお誘いのメールを送るなど、本市がシャーロットタウン市からの派遣生を受け入れる用意があることを示していく。 | 姉妹都市交流事業は、これまでの交流経過や国際交流協会との関わりなど総合的に検証したうえで、都市間交流のあるべき姿を模索していく必要があり、今後の展開や方向性について検討する。 | 現状             |  |        |      |